

昭和五十五年五月七日(水曜日)
午前十時七分開会

この一環といたしまして、石油代替エネルギー

の供給目標及び事業者に対する導入指針を策定し、あわせて石油代替エネルギーの開発のための推進母体として新エネルギー総合開発機構を設立するなど、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることを内容としたとして、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、石油代替エネルギーの供給目標の策定についてであります。

通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、開発及び導入を行うべき石油代替エネルギーに関する供給目標を閣議決定を経て定め、公表するものとしております。

第二は、石油代替エネルギーの導入指針の策定についてであります。

通商産業大臣は、工場または事業場における石油代替エネルギーの導入を促進するため、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準等の事情を勘案して導入すべき石油代替エネルギーの種類及び導入の方法に関し、事業者に対する指針を定めることとしております。

さらに、この導入指針に定める事項について、通商産業大臣及び当該工場に係る事業所管大臣は、必要に応じ事業者に対して指導及び助言を行うこととしております。

第三は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進を図るために必要な財政上の措置等についてであります。

政府は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため、必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるとともに、広報活動等により国民の理解と協力を求めるよう努めることとしております。

さらに、石油代替エネルギーに関する試験研究を行う者に対して、国有の試験研究施設を時価よりも低い代価で使用させる等、石油代替エネルギー

の開発及び導入の促進に資する科学技術の振興を図るための措置を講ずることとしております。

第四は、新エネルギー総合開発機構についてであります。

新エネルギー総合開発機構は、本法に基づき、石油代替エネルギーの開発を推進するための中核的機関として設立される特殊法人であります。

この機構は、官民の能力を結集して、石油代替エネルギーに関する技術の開発、地熱資源及び海外炭資源の開発に対する助成その他石油代替エネルギーの開発等の促進のために必要な業務を総合的に行う法人であります。

なお、この機構の設立に伴い、石炭鉱業合理化事業団は解散いたしますが、現在、同事業団が行っている石炭鉱業の合理化及び安定のための業務はすべて遺漏なきよう機構が承継することとしており、本法案におきましてはそのための所要の規定を置くこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長(吉田実君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員清水勇君から説明を聴取いたします。清水勇君。

○衆議院議員(清水勇君) 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案の衆議院における修正点につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一点は、石油代替エネルギーの供給目標に関する第三條第三項中「内閣総理大臣の推進する原子力の開発及び利用に関する基本的な政策」を「原子力基本法第二條に規定する基本的な政策」に基づいて行われる原子力に関する基本的な政策に改めることでありまして、原子力の研究開発は、本法とは別の体系で行われるものであることより明確にする趣旨であります。

第二点は、財政上の措置等に関する第七條に、

政府は、国内に存する石油代替エネルギー源の地域の特性に応じた開発及び導入の促進について十分に配慮しなければならない旨の規定を加えるものでありまして、ローカルエネルギーの開発及び利用の促進を図ろうとするものであります。

第三点は、機構の業務範囲に関する第三十九條第一項に、石油代替エネルギーに関する情報の収集及び提供を行うものとする規定を加えるものでありまして、機構に、石油代替エネルギーに関する情報センター的な役割りを果たさせようとするものであります。

以上が修正の趣旨であります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(吉田実君) 以上で本案の趣旨説明及び修正部分についての説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉田正雄君 本法の質疑に入る前に、通産省における職員の勤務状況等について、当初にお尋ねいたしたいと思ひます。

実は、先般、通産省の職員組合の代表の方が見えまして、通産省における職員の勤務、とりわけ国会開会中における超過勤務というものが非常にふえておるといふことで健康上の心配があるという点の話がございました。それと関連して、特に国会議員に対しては、委員会の審議に向けての事前の政府側の質問取りに対して協力できる面が幾つかあるのではないかとこの要望書というものがわれわれに出されたわけです。そういう点でお尋ねいたしたいと思ひます。

まず、第一点は、通常の勤務体制と勤務時間の実態がどうなっておるか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(若杉和夫君) 通産省本省におきまして通常の勤務体制でございますが、まず、勤務時間につきましては、時差通勤の実施ということで三段階に分かれております。そのうち七〇%の職員が九時半から十七時四十五分という時間帯で勤務いたしてございます。

○吉田正雄君 通常の場合の超過勤務の状況はどんなですか。

○政府委員(若杉和夫君) 超過勤務につきましては繁閑がございますけれども、また部局によつて違いますけれども、通常、年平均という概念でとらえますと、一〇ないし一五%の本省職員が午後八時以降も残つて残業しておるといふ実情でございます。

○吉田正雄君 本来、通常の勤務状況においては超過勤務というのはあつてはいけないと思ひます。法に定められた勤務時間内に勤務というのは終了すべきでないといけないと思ひます。ところが、いまお尋ねいたしますと、年平均で一〇%から一五%の職員が八時以降も残つておるといふことは、率直に言つて仕事のやり方が下手なのか、あるいはやらなくてもいい仕事をむだにやっておるか、そうではなくて本心に職員定数が足りないのか、この辺はどのように検討されたのですか。

○政府委員(若杉和夫君) 通産省におきましては、御承知のように、その業務範囲が資源エネルギー問題あるいは経済貿易問題等々、非常に突発的、臨時的に絶えず仕事が起こつてまいる状況でございます。定員の確保の方につきましては努力いたしておりますが、不急不忙といふことが、職員はできるだけ減らす、大事な忙しいところに回すという努力もいたしております。しかしながら、さういふ範囲で通産省の業務範囲が広い、それから重要な突発的な仕事が多に業務分担をいたしておりますので、合理化努力その他は一生懸命やっておりますけれども、どうしても残業が多くなつておるといふのが残念ながら実情でございます。

○吉田正雄君 超過勤務の最も多い時期と、それから超過勤務の時間とはどんなですか。

○政府委員(若杉和夫君) 超過勤務が多い時期はおおむね下期になります。十一月ぐらいから三月ぐらいまでにかけてがまず季節的に多いわけでございます。率直に言ひまして、それは予算編成

期、国会開会中ということに符合いたします。この時期には、先ほど申しました一〇ないし一五という幅の上の方に張りついておりまして、一五％強の職員が午後八時以降残業しておるといふ実情でございます。

○吉田正雄君 職員組合の調査によりますと、二月二十日それから二十一日の二日間、本省職員に対する超勤の実態調査が行われておるのです。これを見ますと、たとえば二十一日などは、午後十時から十時半にかけて、大臣官房だけで五十人、それから通商政策局で四十九人、貿易局十二人、産業政策局二十七人、立地公害局三十二人、基礎産業局二十三人、機械情報産業局五十六人、生活産業局二十七人、資源エネルギー庁が午後十時半現在で百七十人、それから中小企業庁が十八人、工業技術院八人、合計四百七十二人も午後十時半現在で残っておるのです。私はこれはちょっと異常じゃないかと思うのです。そして、その実態調査の後のこの要望書の中には「国会関連業務は慢性的残業状態を生じさせている主たる要因の一つとなつております」と、つまり、われわれにも何か責任があるような、国会運営そのものが責任があるんじゃないかというふうにも受けとめられるという内容になっておるのです。ここでは「国会待機」は、空振りも多く、又作成した答弁資料も実際には使われずに終ることも多いなど、極めて非効率なものだと言えます」と、こういうふう

に對する答弁要項というのはい体だれが書くべきなのか、こんなに五百人近くも国会答弁のために残業させてやること自体おかしいのじゃないかと思うのです。私は、キャリア組と呼ばれる少なくとも課長以上の責任者が責任を持って国会答弁をやる、政府答弁者というのは決まっておるわけですから、そういう点で答弁書作成のあり方について抜本的に私は変える必要があるのじゃないかというふうにも思うのですが、その点はどういうように考えになっておりますか。

○政府委員(若杉和夫君) 答弁書の作成は原則として課長がやることになっております。ただ、実際は課長補佐クラスが書いて課長がチェックするということも行われております。先ほど四百数十人と言われましたが、事実そういうときもあろうかと思ひますが、われわれの方で三月、予算総括のころの一週間ぐらいを調べました実情ですと、一時ごろ残っているのが約二百五十人で、やっぱりそうではないのでございすが、四百五十人はちょっと私も常識的に多いと思ひましたが、われわれの方の官制で調べたのは二百五十人という数字もありまして、やっぱり相当多いわけだと思ひまして、課長だけじゃなくて課長補佐、係長ぐらゐが残っているという実情にございまして、率直に言ひまして、私も八時以降はチャイムを鳴らして帰るようにとか、あるいは八時以降総点検して本場に必要者だけを残すようにとかいう指導はいたしております。しかし、実際はなかなか、こんなことを言つてはなんですが、参加意識というのでも課員にありまして、みんなでやろうという気がある課も多いわけにございまして、そういうことで、どうしても係長あるいは一般の係員もがんばつて残るといふケースもあります。できるだけそういうことにはないように合理化するように努力はいたしておりますし、今後ともそういう努力は続けたいと思つております。

○吉田正雄君 これは国会の側としても、政府の事前の質問内容に對する問い合わせ、これをどの程度に答えておつたらいのか、こういう状況を

聞かれますとまた考えざるを得ないというふうにも思ひます。本場に大綱だけ答えておけばいいの。詳細な答弁をもらうためには詳細な事前の質問要旨というものを明らかにしておくことも必要なんです。この辺のバランスというのには非常にむずかしいと思ひますけれども、私をして言ひしむれば、政策立案、法案作成の政府当局としては、当然いかなる観点から質問が出てても事前に十分準備というものが整えられていなければいけないと思ひます。その時点になって何百人も残して答弁書を作成する作業を徹夜でやるなんというのは、私はこれは異常だと思ひます。

さらに、私が聞くところによりますと、たとえば原子力関係の問題ですと、私はよく科学技術特別委員会や商工委員会でもやりますけれども、電力会社の職員までが待機しているというのを聞いています。国会対策班というのがあるのだそうです。この人たちが場合によつては徹夜で残つておつて政府答弁を電力会社の職員がかわつて書いて通産に持つていくということも実は聞いておるのです。これは大臣もエネルギー庁長官もよく聞いておいてください。実態を調べてください。そういうことを私は現に電力会社の職員から聞いたのですから、これは間違いないです。

そういうことで、私は、基本的には行政改革と関連した職員の勤務条件について無理があるのじゃないかと思ひます。そういう点で業務内容と職員定数というものが果たして均衡を保つておるのかどうか。先ほど来の説明でも年間を通じて一〇％から一五％の職員が八時以降に残つておるといふのは、私はこれは正常じゃないと思ひます。やっぱり改善すべきだと思ひます。ここまではこの問題が中心でありませんかやめまされけれども、そういう点で今後改善される意思があるのかどうか。これは大臣からお聞きしたいと思ひます。大臣いかがですか。

○國務大臣(佐々木武武君) 私は、大臣としてよりはむしろ一国会議員として申し上げたいのですけれども、各国の議会の例を見ますと、日本的な

例は余りないのでありまして、大概国会議員同士で議論して、自分で法案を出して、そして質疑をするのも議員同士でやっていくというのが通例かと思ひます。日本はそうじゃなくて、一切行政府で、ほとんど全部と言ってよいほど出しまして、そして国会対行政府というふうな関係で国会運営が進められておるわけですから、おのずからやはり行政府の任務を果たそうとすれば仕事があふるわけにございまして。ですから、いまの行政簡素化の要請とはまことに矛盾した関係になるわけにございまして。さうばつと行政需要が、先ほどもお話がございましたように、本来の行政任務がふえているほかに国会との関係等もあつてなかなかその間の調整というのはいづかしわけにございまして。できれば事務の簡素化と効率化でこれを切り抜けられればお話しのように一番よろしいのでございまして。したがって、どうしてもやむを得ないという分野に關しましては、やはり機構を整備したり定員の増加ということは、これはやむを得ぬことかと思ひます。お話しのように業務を簡素化したり効率化することは当然でありますけれども、そのみではとてもさばき切れないという場合には、やはりこれは定員をふやすか機構を重点的に配備がえるかというふうなことが必要かと思ひますので、適正な執務体制を整備するためにさらに一層努力してみたいと思ひます。

○吉田正雄君 それじゃ、とにかく正常じゃないということは実態から大臣もおわかりだと思ひますから、これは大臣一人の責任でありませんで、それぞれの管理責任者においてさらに今後一層の改善と努力を要請してこの問題は終ります。

それでは、本題に入りまして、最初に、本法案の主要な条文について幾つかお尋ねいたします。第一条の「目的」のところでは、「石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることにより、」云々というふう

に書いてありますけれども、この場合、開発の目標となるのは総合エネルギー調査会需給部会が五十四年の八月三十一日に発表いたしました長期エネルギー需給暫定見通しというものを想定し、あるいはそれを目標として進められるのかどうか、この点をまず最初にお聞きいたします。

○政府委員(森山信吾君) ただいま御指摘のございました長期エネルギー需給暫定見通し、総合エネルギー調査会需給部会の中間報告でございますけれども、形式的に申し上げますと、この暫定見通しと直接のかかわりを持つものではないわけでございます。本法案の中の代替エネルギーの供給目標、第三条に掲げられてございます供給目標を中心としたしまして推進するということにたてまえてあるわけでございます。しかしながら、現実の問題といたしまして、先ほど先生からお話のございましたように、昨年の八月にこういった一つの指針になるべき答申をいただいておりますので、それをベースにしながら供給目標を検討しつつこの法案の目的を遂行することをさせていたいただきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○吉田正雄君 それは三条のところでお聞きしたいのか。——いま、それじゃ聞きましょうか。

そうすると、その供給目標というのは何を基準にしてやられるのですか。これは長期エネルギー需給暫定見通しとは直接関係がないというふうにおっしゃっているわけですが、日本におけるエネルギーの需給の見通しというのは、これは政府は従来長期エネルギー需給暫定見通しに沿って計画されてきたと思うのです。それと直接関係がなくて第三条にいうところの供給目標に従って定めていくのだと言う。それでは、その供給目標は何をよりどころとして定められるのですか。

○政府委員(森山信吾君) 先ほどもお答え申し上げましたとおり、この法案に沿いましてお答え申し上げますと、暫定見通しと法案上の供給目標とは直接のかかわりはないというお答えを申し上げます。

たわけでございますけれども、現実の問題といたしまして、私も供給目標を掲げる場合の、作業をする場合の一つの前提といたしましての需給部会の答申、つまり暫定見通しがそのベースになるというところは、事実関係としては私もそう思うに考えている次第でございます。

○吉田正雄君 それでは次に、第二条の各号に石油代替エネルギーについての定義が述べられております。詳細はよろしいのですけれども、この第二条の一号から四号まで定める主要な内容ですね、主要なものは何かということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(尾島巖君) この第二条におきましては石油代替エネルギーを定義しているわけでございますけれども、石油にかかわって用いられるエネルギーという意味で一号から四号までを規定いたしております。

一号は「石油に代えて燃焼の用に供される物」、つまり燃料でございます。これは、たとえば石炭、LNG、アルコール、石炭液化油というようなものが考えられると思います。

第二号は、石油を熱源といたしまして得られる熱にかえて使用される熱ということで、原子力それから太陽熱というようなものが例として考えられます。

第三号は、その熱をさらに変換して得られる動力ということで、水力、波力、風力というような動力が考えられます。

それから第四号は、その動力を電気にかえるわけですが、「電気」に代えて使用される「電気」ということで、例といたしましては太陽光発電によって得られた電気というようなものが考えられます。

このように、第二条におきましては石油にかえて得られるエネルギーということで四つのレベルにおきましてのおおのそのエネルギーを規定いたしまして、それに対応するものを石油代替エネルギーというふうに規定いたしておるわけでございます。

○吉田正雄君 バイオマスはこのうちの第一号に入ると解してよろしいわけですか。バイオマスというのはここでは想定いたしておりませんか。

○政府委員(尾島巖君) バイオマスエネルギーにつきましては、いまちょっと私も申し上げましたけれども、アルコールというようなものが得られるわけですが、それは燃料ということで一号に入ろうかと思っております。

○吉田正雄君 次に、三条についてお尋ねいたしますが、いまも長官の方から代替エネルギーの供給目標のことでお話がありました。代替エネルギーのうちというよりも、供給目標の中で第三項では原子力にかかわる部分については衆議院で修正されてまいりましたけれども、「原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づいて行われる原子力に関する基本的な政策について」というふうになつておるわけですか。これは供給目標そのものについての定めであるわけですが、本法律の全体をながめてみますと、この法律の目的というものは、原子力を除くその他の石油代替エネルギーの研究開発、導入というものを目的とする新エネルギー開発機構、そこに法律の主要な目的というものがあつたのではないかと。また、先ほどの衆議院側の修正の趣旨説明にもそのように書いてあるわけですか。もっと端的に言いますと、原子力発電、原子力の開発、導入等については本法に直接やるのではなくて従来からも行われてきているわけですか。その他の法体系によつて、あるいは予算措置によつて行われてきておるわけであつて、あくまでも本法律というのは、供給目標では一定定めるけれども開発その他の導入等については本法では定めないのであるというふうに理解してよろしいのかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 御指摘のとおりだと思います。つまり原子力関係につきましては、いまお話をいたしましたように、従来から原子力基本法に従

いまして別途の法体系で対策を講じているわけでございます。ただいま御審議いただいております代替エネルギーの開発及び導入促進法につきましては、供給目標のポイントと、それから新エネルギー開発機構という二つのポイントがあるわけでございます。後段に申し上げました新しい機構では原子力を除くほかの石油代替エネルギーにつきましても開発をさせていたいただきたいという趣旨で法案を出している次第でございます。

○吉田正雄君 次に、先ほど、供給目標というのは一応長期エネルギー需給暫定見通しというものを念頭に置きながら作成する、こういうお話があつたわけですか。

そこで、お尋ねいたしますが、まず第一点として、イラン情勢や、本日からOPEC総会がまた開催されるわけですが、原油の確保というものがますます厳しい状況を迎えていることは御承知のとおりですけれども、そこで従来の見直しを要する必要があるのかどうか。長期エネルギー需給暫定見通しによりますと、昭和六十年、六十五年というぐあい輸入石油は三億六千六百万キロリットルという数字がずっと並べてあるわけですが、これについて再検討する必要があるのかどうか。原油確保の見直しとあわせて、この検討性の有無についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 暫定見通しにおきまして輸入石油の確保の関係は、いまお話のございましたように、六十年、六十五年、七十年、それぞれ三億六千六百万キロリットルという想定をしておるわけでございます。これを日量に直しますと六百三十万バレルということでございます。現在御承知のとおりに五百四十万バレル・デーというところで石油の確保を図っているわけでございます。六百三十万バレルという数字は昨年の東京サミットあるいはIEA等の会議におきまして日本側の一つの目標として定められたところでございます。それがベースになります。暫定見通しをつくつておるわけでございます。

す。

いとお話のございました、イランの問題等々から三億六千万キロリッターの石油の確保を見直す必要があるのではないかと御質問がございましたけれども、私もイランの問題が直ちにこの三億六千万キロリッターの数字とかかわりが出てきたというふうには考えておりませんで、イランの問題は確かにコマーシャルな問題として現在大変むずかしい問題を抱えておりますけれども、その問題とは別に六百三十万バレル・パー・デー、つまり年間三億六千万キロリッターは確保するというような考え方でおりますので、イランの問題を契機にいたしましてこの数字を変えていくということは現在のところ考えていない次第でございます。

○吉田正雄君 考えていない。あるいは希望的観測としてそれは大丈夫だろうということなのか、確固たるそういう見通しをお持ちの上で三億六千万キロリッターは大丈夫、こういうことなんですか。どっちなんですか。

○政府委員(森山信吾君) 確固たる信念を持って三億六千万確保するというふうに申し上げたいわけでございますけれども、これは中長期の見通しでございますから大変むずかしい問題がございまして、正直に言いますと、ただ、イランの現在の状態から判断いたしますと、直ちにこれを変える必要はないということでございます。ただ、中長期の国際的な石油需給関係から見ますと、三億六千万という数字は大変むずかしいような感じがいたします。しかしながら、私もそれはそこをいかにうまく安定的に確保していくかということが私どもに課せられた最大の課題であるという認識を持っておりまして、全力を挙げて三億六千万キロリッターの輸入石油の確保に邁進したい、こういう気持ちでいる次第でございます。

○吉田正雄君 従来もエネルギー需給暫定見通しの変更が行われているわけですから、信念とか希望的観測ではこの量というのは確保できないということ、これは明らかでなわけですか。今回

のOPEC総会がどういう結論を出すかわかりませんが、さらに資源保存の観点からもますます厳しくなっていくだろうということは、これは常識的には想定できると思うのです。そういう点で私はやはり希望的観測に基づく計画の樹立というのは非常にまずいんじゃないかというふうに思っています。その点は今後の供給目標の設定に当たっては、やっぱり厳しい見通しに立った目標の設定というものを要望しておきたいと思うのです。

そこで、この需給暫定見通しの省エネルギー率というところを見ますと、六十年度で二・一%、それから六十五年度が一・八%、七〇年度が一・七%というぐあいになっております。そして「省エネルギー率は、昭和四十八年度を基準として」という注釈がついておるのですけれども、どうもはつきりしないわけですね。どのような対策によつて実現できるのか、また、この数字がはじき出された根拠といえますか、算定に当たつての考え方といえますか、それがどうもはつきりいたしませんので、この省エネルギー率の数字が出てきた根拠というものをもう少し明らかにしていただきたいと思いますし、単にこれが数字合わせとして出てきたものでは困るので、具体的にどういう内容を持つておるのかということも明らかにする必要がありますと思うのです。先般、例の省エネ法案が通つたときにも、各産業界に対する具体的な省エネルギーの量的なものというものは明示されないで訓示規定的な内容に終わつておるわけですね。それでは困るわけですから、そういう点でもう少しこの省エネルギー率について確固たる見通しがないと大幅に狂つてくるのではないかと、いふふうに思いますので、この点の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 先ほど来御質問のございました需給暫定見通し、これの算定根拠でございますけれども、一つは、輸入石油の見方をどうするかというものが前提条件としてございまして、それからもう一つの前提条件は、中長期の日本の経済成長をどう見るかということでございます。

第一点につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、サミットあるいはIEAで国際的に合意いたしました数字をベースにいたしてございまして、経済社会七カ年計画、これをベースにいたしまして成長率をはじき出しているわけでございます。

それからもう一つ、エネルギーの弾性値というのがございまして、ボンのサミットで先進国間でおおむね〇・八程度にしようではないかというふうな、これは合意というところまでは至っておりませんが、各首脳の話し合いがございまして、その弾性値をどう見るかということでおのずから省エネルギー率というものがはじき出されてくるわけでございます。御参考までに申し上げますと、六十年度までの弾性値を〇・七七というふうに見たわけでございます。これは先ほど申し上げましたボン・サミットの〇・八を上回らないというふうな考え方に基づいてございまして、それから六十五年度に〇・七五、それから七十年に〇・七二というふうにおおむね〇・八をやや下回るようなところで弾性値をはじき出したというところでございまして、この三つの相関関係からはじき出されてまいりますとおのずから省エネルギーの量というものが出てくるわけでございます。そして、これが先ほど御指摘のございました昭和四十八年の水準と、いま申し上げました数字とをベースにしましてまいりますと、六十年度に二・一%、六十五年度に一・八%、七十年に二・一%、という省エネルギー率をはじき出されたというところでございまして。

前回の需給見通しよりもやや上回つておるというところでございまして、これは輸入石油の上限が決められたということ、成長率が経済企画庁でおつくりになった、これは政府全体の見通しでございますけれども、そういうものから算定されたということでございます。二・一でない一・四・八という数字が大変厳しいという御意見もございまして、逆にもう少し省エネルギー率を

上げた方がいいのではないかと御意見もございまして。私もいろいろ御意見をちょうだいしているわけでございますけれども、いま申し上げましたような計算ではじき出した数字でございますから、これを何とか達成したいということでございます。それからどういう方法で達成するかということになりますと、端的に言いますと二つの方法があるんじゃないかと思ひます。

一つは、現在政府がとっております七%成長率、これは別に法律に基づくものでもございませぬし、言ってみますと、国民の皆様方に私もアピールいたしまして、節約を呼びかけるという一つの、言葉は悪いのですが、精神運動的なものが一つあるかと思ひます。それから先ほどお話のございましたエネルギー使用の合理化に関する法律、略称省エネルギー法と申しておりますけれども、この法律に基づきまして、これも確かに強制力はないわけでございますけれども、一般工場に対する措置、あるいは建築物に対する措置、あるいは機械器具等に対する措置、こういったものを通じまして先ほど申し上げましたような数値の省エネルギー率を達成したい、こういうふう

に考えている次第でございます。

○吉田正雄君 こういう計画をつくるべきの私はむずかしさだと思つておるわけでも、とにかく石油というものは絶対条件で、これはこちら側で機の上の数字で石油がふえたり減つたりするわけではないわけですから、そういう点ではそこが前提になつていくということはおわかりです。しかし、考えてみますと、いま述べられました経済見通し、経済成長率、それからエネルギー弾性値、これも非常に厳しい数字だと思つておるのです。そうやって逆算したような形でこの省エネルギー率というものがはじき出されておるというところで、私は、この長期需給暫定見通しどおり今後スムーズにエネルギー需給がいくかどうかというの

は、かかつてそこにあるのではないかと感じます。そこで、さらにお尋ねしたいのですが、も

そで、さらにお尋ねしたいのですが、も

う一つ、この計画の中で原子力の施設利用率は何%ぐらいに見て計画が出てきたのか、そのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(安田佳三君) 原子力の稼働率の見込みにつきましては、昭和六十年度はおおむね六六・五%から六七・五%、六十五年度におきましては六八%ないし六八・五%、七十年度的には六九%程度というふうに見込んでおります。

○吉田正雄君 この間の電気料金の算定に当たって電力会社の申請の設備利用率とそれに対する通産省の査定では、たしか一%程度でしたか、上に設定されたと思うのですが、これは数字を幾ら上

に上げてみたって現実に原発が稼働しなければしょうがない話でして、いまの数字を聞きますと、今日までの日本の原発の設備利用率の実態から見ますと非常にかけ離れた数字です。これは非常に

高過ぎるのじゃないですか。こういう数字で計算するから需給暫定見通しというものが狂ってくる。これは素人が見たってすぐわかるわけです。この点はどのようにお考えになっているのですか。希望的観測ではこれは困るわけです。

○政府委員(児玉勝臣君) ただいま先生おっしゃいますように、原子力発電所が運転開始いたしましたように、原子力発電所の稼働率というのは五二・六%でございますが、そういう意味では現在の想定は若干高いと言えるかもしれません。しかしながら、その低い内容というのは、全体二十一基あるうちの約三分の一のものが四〇%以下というところでございますので、その四〇%以下についてどういう原因で稼働率が低いのかというのを検討してみますと、福島の一、二、三、四というものがSCC対策問題で長期にわたってとまっておりますし、それから美浜の一、二、三というものはまたSG機器の対策ということでいまとまっております。そんなことで、それらの諸対策が終

わりますとそれ以外の発電所と同じほどのいわゆる稼働率になるかと思えます。したがって、そういう非常に低位にありますが、その発電所が逐次保修されますと上位の原子力発電所と同じ

ような運転が期待できる、そういう面からいいますと六〇%台というのは実現可能であるというふうに考えております。

○吉田正雄君 その数字どおりの、計画どおりの設備利用率になるというのを私も希望しますが、けれども、しかし、原発を推進したいという気持ちから実現不可能なこういう数字を並べること自体、私はやっぱりこれは原発を推進する側にとってもまずいんじゃないかという感じがするので

す。これは世界的にもこんな数字が当てはまるというふうにごらんになっておりますか。どうですか。

○政府委員(児玉勝臣君) 外国の例をとりまして六〇%台の稼働率というのは十分実現可能である、こういうふうにごらんになっております。

○吉田正雄君 ここに掲げてある数字は、六十年、六十五年度というふうなこれから五年先、十年先の設備利用率ですから、将来の話をここでやっても決着はつかないと思うのですけれども、ただ、過去の実績からすれば、いまもお認めになったように六〇%への到達というのは相当困難性が予想されますし、いんや七十年度的には六九%、つまり七〇%という設備利用率、私はこれは大変な数字だと思っております。そういう楽観的な数字でこの需給暫定見通しをつくること自体には問題

があると思うので、そういう点でもう少し厳しく見直す必要があるんじゃないかというふうに思います。

これは長官にお願いしておきたいと思うのです。もう一回過去の実績、それから現状の日本の稼働しておる原発の実態というものをごらんになればおわかりだと思います。いま福島の第一号とか第三号炉の稼働率、設備利用率が非常に悪い、だからこれは修理が終われば設備利用率は上がるのじゃないかという説明なんですけれども、この説明は過去にもあったことなんです。七七年、昭和五十二年にも大改修が行われたわけですから、それで大丈夫と言った今度の大改修なんです。ですから、この前も申し上げました

ように、原発の専門家に言わせれば福島第一号炉というのはあれは廃炉処分すべきが妥当だという意見が非常に強いのです。実は部内でもそういう声が非常に強いということを私は聞いておるのです。あそこ数十億円もかけて、大体私は、今度の福島の修理も六月に終わる予定になっておりますが、さらに一カ月ないし二カ月ぐらい延びるのじゃないかというふうに思っておりますけれども、あの給水スパージャーの取りかえが今回二回目ですが、新型にしたといってももともと原子炉の設計本体そのものが変わっているわけじゃないわけですから、そういう点で給水スパージャーの取りかえが全部今回行われているわけです。しかし、これがまた二、三年後に再び取りかえなければならぬという状況が否定する状況、条件も全然ないわけですから、それを考えますと、いまの児玉審議官の答弁は余りにも楽観的過ぎるというふうに思うのです。私はむしろ、ここで予言という言い方は変ですけれども、どうも過去の科学的な実績を見れば、また二、三年後三、四年後に再び給水スパージャーを取りかえなければならぬというふうな状況が出てくるのじゃないかというおそれを持っております。そうでないことを望みますけれども、そういう点で、とりわけ推進する人にとつてはなかなか厳しい見方をすることにはできないことなんです。アメリカへ行つたときも、議会の担当者が言っておりました。推進する人は安全だとか大丈夫だとか効率がいいということとを言わなかったならば推進することにならないので、必要以上にそういうことを言っているのだから、そういうことを言っておりましたけれども、そういうことにならないように私は特別にお願いしたいと思っております。

そこで、もう一つ、需給暫定見通しでお尋ねいたしたいと思っておりますのは、「新燃料油、新エネルギー、その他」という項目がございまして、これに、これはまさに本法案と最も密接に関連する部分であるわけです。そこで、このところでは六

十年度に五百二十万キロリットル、構成比〇・九%、六十五年度三千八百五十万キロリットル、五%、それから七十年度的に六千百万キロリットル、七・六%というふうになっておりますけれども、この注釈のところでも「新燃料油、新エネルギー、その他には、石炭液化油、オイルサンド油、オイルシェール油、アルコール燃料、太陽エネルギー、薪炭等を含む」ということになっておるわけです。これは非常に重要な項目でありますし、特に七十年度的には七・六%という相当の構成比になるわけです。したがって、六十年度的、六十五年度的、七十年度的におけるそれぞれの石炭液化油、オイルサンド、オイルシェール、アルコール、太陽エネルギー、薪炭等の区分ごとの容量がどうなっているのかということをお聞かせ願いたい。

○政府委員(安田佳三君) ただいま先生の御質問にお答えする前に、先ほど私が申し上げました設備利用率につきまして、若干舌足らずの点を補足させていただきますと思います。

設備利用率は、先ほど申し上げましたような数字を見込んでおるわけでございますが、ただ、先ほどの暫定見通しにおきます数字は年度末時点でございますので、その年度末におきます設備の残高から見ました見かけ上の利用率ということになりますとこれが暫定見通しに書いてあるわけでございますが、それにおきまして見込みました数字は、六十年度的はおおむね五八%から六一%程度、六十五年度的は六〇%から六三%程度、そして七十年度的は六五%程度というものを見込みまして、それが暫定需給見通しの中に組み入れられておるというところになっておるわけでございますので、この点補足させていただきます。

○政府委員(森山信吾君) 御質問のございました新燃料油の内訳についてお答え申し上げます。六十年度的について申し上げますと、新燃料油といたしまして百八十万キロリットル。その内訳は、石炭液化油が十萬、オイルサンド油、オイルシェール油が二十萬、アルコール系燃料が百五十

ります。

それから第五項に改定の場合の規定がございませうけれども、この改定の際も閣議の決定を必要とするという認識でおります。

○吉田正雄君 次に、第五条の第一項の「石油代替エネルギーの導入の指針」は具体的にどのようになことを考えておいてまいりましょうか。

○政府委員(尾島巖君) 石油代替エネルギーを開発いたしまして、それを実際に使用者が使用して、その使用の拡大を図っていくためにはやはりそれ相応なりに指導してまいらなければならぬと思いますけれども、その中で特に大口エネルギー消費者であります工場、事業場に対しては、その導入の指針というのをはっきり示して、これによりまして導入を図ってまいりたいというわけでございします。

それで、実際にどういう指針を考えているかというところでございませうけれども、これはまず第一に、石油代替エネルギーの供給状況というのを勘案いたしまして、石油にかわって用いられるエネルギーが十分に供給されていなければならぬわけでありまして、さらに、それを使用する際の技術水準なり、あるいは立地条件なり、いろいろな点を勘案いたしまして、ある特定の工場、事業場がその特定の石油代替エネルギーを使用することが適当だと思ふ者に対して、こうすればその特定の石油代替エネルギーを使用することが可能であるというのを積極的に示しまして、そちらの方向に指導してまいりたいと思っております。実際には、たとえば石炭とか、LNGですとか、あるいは産業用ソーラーシステム、そういうものを導入することが適当だと認められるような場合には、こうすれば導入できるという形で示していきたい、こう考えております。

○吉田正雄君 私は、この第五条の第一項で言う指針の作成というのは、現在の工場の実態、エネルギー使用の状況、こういうものを十分に見定めてからでないといふ上から実態を無視した押しつけ的な指針というものになる危険

性があるのじゃないかというふうに思ふのです。

そこで、特に第六条との関連も出てくるわけですが、仮に指針がつくられたとして指導及び助言をやるというときに、先ほどは大口の工場というふうなことが出たのですけれども、一体対象となる工場はどの程度の規模までを想定されておるか。あるいは単なる工場だけでなく、事業者全体として、ある事業者がどれだけのエネルギーを使用しているのかというのをまずとらえて、さらに工場といふか、企業全体を考え、その次に事業所単位を考えていくというふうなきめ細かなそこまでのことを考えての指導、助言になつていくのか。

その場合に、指針の作成ともあわせて事前の調査というものが大変な作業になるのじゃないかというふうに思ふので、そうだとすると、仮に事前の調査をやるとするならばそれが主体になつてやるのかという問題が出てまいります。あるいはあらかじめ実態把握ということで全事業者に対して申告なり報告をさせるというふうなことがあるのかどうか。さらには、通産大臣と所管大臣との区別をどこでやるのか。こういう点で非常に大きな問題というものが出てくるわけですが、その際に、また自治体が果たす役割というものがあつたのかどうか、こういう問題も出てくると思ふのです。さらに、そういう指導、助言をやる場合に、施設の変更であるとかというふうなことで資金的な問題も出てくるわけですが、これは第七条のところで「財政上の措置等」というふうなことが定められておりますけれども、そういう点で指導、助言をやつた以上、その変更に伴う財政上のめんどろ等についての具体的などういふ内容というものがあつたのかどうか、今後どういふふうに考えていかれるのか。このところが、非常に私は第六条というものが重要な条文ではないかというふうに思ふので、もう少し詳細に御説明をお願いいたします。

○政府委員(尾島巖君) 第六条におきましては、第五条に定めて公表することになっております導

入指針に定める事項につきまして個々の工場、事業場に対して指導、助言を行ひまして、石油代替エネルギーの使用を指導してまいるといふことになつておるわけでございます。

いま先生がおっしゃいましたように、どういふ対象に向けてやつたらいいかということにつきましては、その事前の実態調査ということには必要になつてこようかと思ひます。通産省におきましても、そのエネルギー消費の実態がどのようになつておるかということにつきましては、五十五年度から新しい統計を作成するようにいたしてございすし、またそれを補完する形で大口工場につきましては、その消費の実態につきまして調査を行ひたいというふうに考えておるわけでございます。そういうふうな調査に基づきまして、一方におきまして石油代替エネルギーの供給状況を勘案しつ

つ、経済的、技術的にその導入が可能となるような工場に対しては指針を定め、個別にその工場、事業場に対しては、このようにすればこういうふうな代替エネルギーは導入できますというふうに指導いたしまして、その導入、利用の拡大を図つてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○吉田正雄君 ちょっと長々と質問したからあれだったと思うのですが、これは新機構でやるということですか、通産省でやるということですか。どういふことになつてますか。

○政府委員(尾島巖君) 後に出てまいります新エネルギー総合開発機構は新エネルギーの開発をやつていくものでございまして、五条、六条は通産省、それから六条の指導、助言は通産省及び事業所管省がやつてまいることになつております。

○吉田正雄君 そうすると、各地方通産局を通じてずつと行つていくことになつていくわけですか。個々の事業所、工場等に対して個々具体的に指導、助言することですか、これは日本全国の事業所、工場の数といつたらこれは大変な数になるので、調査一つやるにしても大変な作業だと思ふのです。その調査結果に基づいてさ

らにまた具体的な指導をやるという場合に、あなただの工場はこのところまでは石油でいいけれども、ここからここはLNGにかえないとか、石炭にかえないとかいう数値的なものまで含めたり、さらにはそれに必要な施設、設備の変更なり機械の導入ということまで個々具体的に指導されるわけですか。

○政府委員(尾島巖君) この石油代替エネルギーをこのように指導、助言という形で導入を図つていきますのは、一挙にすべての工場、事業場に対してやるというよりは無理かと思ひます。と申しますのは、石油代替エネルギーと申しましても種々ございまして、それを実際に工場、事業場で使用する場合には、技術的、経済的に可能かどうかというところは事情によつて大分異なつてまいるのではないか、こう思つておる次第でございします。したがつて、これをやつてまいりますのは、大口の工場、事業場に対して典型的な形でこの導入ができるというふうな指針をつくり、それをさらにその業界、団体等を利用いたしましてそのような指導、助言を行つていくということ、徐々にこの普及を図つてまいりたいという考え方をいたしてございします。

○吉田正雄君 だんだんわかつてきたのですが、大規模といふか、おおよそどの程度を考えておいでになるのですか。全部というよりは私は無理だと思ふのです。中小企業まで一切合財といつたら、私は幾ら通産省が有能な官庁であつても、これは不可能に近いことだと思ふので、その大口というものの想定は大体どこを考慮しておいでになるのですか。

○政府委員(尾島巖君) 石油代替エネルギーはいろいろございしますので、たとえば何キロワット以上使用する者というふうなことで画一的に切つて対象幾らというふうにするのは無理ではないかと思ひます。したがつて、この政策を進めていく上に効果があります大口工場、たとえば鉄鋼とか、セメントとか、電力ですとか、そういうような大口工場でのように導入が図つていける

か、あるいはLNGのガスの供給区域でどのような設備転換をすれば使用可能かというようなことを検討いたしまして、個別具体的に徐々によつてまいりたい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○吉田正雄君 指針は大体いつごろまでにつくられる予定になっておりますか。

○政府委員(尾島巖君) できるだけ急いでやりたいと思つておりますが、はつきり時期はいまのところ言えないのは残念ですけれども、できるだけ急いで、この法案が成立し、その実際の運用ができる段階に至った時点においては徐々にスタートを始めたと思つております。

○吉田正雄君 次に、第七条の「財政上の措置等」についてお尋ねいたしますが、ここでは「必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならぬ」というふうになっておりますけれども、これも大変なむずかしい問題だと思つております。財政上の措置といつても補助金もあればいろいろな内容があると思つて、具体的にはおおよそいまだんことをお考えになっておりますか。

○政府委員(尾島巖君) 第七条の「財政上の措置等」は、一方におきましてエネルギー使用者に対しては石油代替エネルギーの導入を義務づけている関係から、政府の努力義務といたしましてその開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよういたしておるわけでございます。

実際にどのような措置を講ずるようにしておるかということにつきましては、五十五年度から実施される措置といたしましては、財政上の措置は、電源開発促進特別会計に電源多様化助成金を新設して電源の多様化を進めるとか、あるいは石油・石油代替エネルギーの対策をもあわせて進められるようにするとかいうことでございます。それから金融上の措置といたしましては、日本開発銀行に一般産業における石油代替エネルギー

利用促進融資制度というのを創設いたしまして、石油代替エネルギーの設備転換に対して低利融資を図つていく、あるいは既存の関連財投項目の拡充を行つております。

また、税制上の措置といたしましては、石油代替エネルギーの利用設備の特別償却制度、これを新たに創設いたしまして、初年度二割の特別償却を認めるといふような措置を講じております。

また、別の観点からは、電源特会の拡充を図るために電源開発促進税の税率引き上げを行ひまして財源確保を図るといふこともこの措置の一環として考えられようかと思ひます。

○吉田正雄君 新制度が発足する当初ですから、いまの説明で大体わかつたような気がするのですが、全体の輪郭はまだはつきりしないと思つたので、これはこれからだんだん固まつてくるのじゃないかと思ひます。これ以上聞いてもどうもそれ以上のものは出さなないのでこの点はそれでやめますが、ただ、第二項を衆議院側で追加修正を行つたわけですが、私は、この追加修正の趣旨からいたしまして石油代替エネルギーの積極的な開発、導入、利用は事業者それから国民の意識の改革が重要だと思つております。単に国が号令を下してもそう簡単に進むものではないのじゃないかと思ひます。

そこで、自治体の果たす役割りというものがこれからはますます大きくなってくるのじゃないかと思ひます。これは地方の時代なんという単なるキャッチフレーズではありませんけれども、とりわけこの代替エネルギーといふものを促進するために地方自治体がいかに積極的に関与する必要があるかと思ひます。現に多くの都道府県では自主的な立場から代替エネルギーの研究開発、導入に取り組んでおられますし、幾つかの自治体ではそれなりの成果も上げておるといふことを見聞いたしております。そういう自治体の実態や本法律がねらうところからしても、私は国としてこれら自治体の果たす役割りを一層高め、さらに有効な

ものにしていくためにも、この第七条の「財政上、金融上及び税制」――税制はどうかと思ひますが、財政上、金融上等の措置について国が積極的に関与する自治体に対して援助をすべきではないかというふうに思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(尾島巖君) 先生御指摘のとおり、この第二項は、今後ローカルエネルギーの開発それから利用の拡大を図つていく上に十分配慮しろといふことを言つておるわけでございます。このローカルエネルギーを開発、導入していく上には、当面地方自治体が主導的な役割りを担つていくといふことが期待されておりますし、このような観点から、この二項の趣旨を踏まえまして国としても地方公共団体に対して積極的な支援を行つていきたいと思います。

五十五年度予算におきましては、地方自治体を中心になりまして、その地域の代替エネルギーの賦存状況の調査ですとか、あるいは開発可能性について調査するものに対して、十八都道府県分でございますけれども、その調査に対して補助する予算を計上いたしております。

○吉田正雄君 私は、この法案に基づいて新エネルギー機構というものが積極的に、私は石油の代替という言い方はどうも余り好ましくないと思つていて、これからは人類のエネルギーといふのは、化石燃料がいずれ枯渇するといふことは明らかでござりますから、そういう点で私は新しいエネルギーとして積極的に開発していく必要があるだろうと思ひますし、特に私たち人類が使用いたしておりますエネルギーといふのは、これは全部太陽エネルギーが、化石燃料もそうですが、転換したものにほかならないわけですし、太陽エネルギーといふのは直接的な太陽エネルギーといふものがほとんどであるわけですが、そういう点でこれをどう有効に利用するかといふことが人類の将来におけるエネルギーの確保にとつて必要欠くべからざるものであるわけですが、

うこともありますが、原子力にしてもいざすればウラン燃料等これは有限であつて、現在確認されている資源量からするならばこれを代替エネルギーの中心に据えて置くこと自体非常に問題があるかと思ひますし、しかも、このウラン燃料自体日本は資源として余り持つていない。これも海外に依存しておるといふことは間違いないわけですが、食糧と同じく私はエネルギーの自給率といふものをどう高めるかといふことがエネルギー問題の解決にとつて非常に重要だと思ひます。

そこで、太陽光あるいは太陽熱エネルギー、それから風力・波力エネルギーあるいは潮汐エネルギー、さらには地熱エネルギー、そして水力エネルギーといふぐあいいろいろあるわけなんです、ひつくるめてサンシャイン計画と言つたりいろんな言われ方がしておりますけれども、それだけのエネルギーについて日本としてどれだけのものが開発できるのか、お手元に資料があるかと思ひますので、お聞かせ願ひたいと思ひます。

たとへて言いますと、水力の場合、各省庁でもそれぞれの立場で調査もされておると思ひます。ただ、水力等の場合考えますと、経済的に成り立つといふますか、電力事業者の立場から、たとえば千キロワット以上といふふうな、ある程度の規模以上のものについての調査といふことは行われておると思ひますけれども、今後は地方自治体あるいはその他の団体が自主的に開発していくといふことを考えた場合、たとえば百キロワット程度のものでもあつても開発していく必要性が出てくると思ひます。そういう点で、たとえば水力でもどの程度の包蔵エネルギーがあるのか、その実態がどうなつておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。これは水力に限らず、いま申し上げましたものでどういふふうな計算をされているのか、わかつたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(安田佳三君) 水力について申し上げますと、水力開発は比較的進んでおるわけござ

います。また未開発の包蔵水力もございいます。昭和五十四年三月時点でざっと見渡しますと、約千三百五十万キロワットが未開発包蔵水力だといふふう把握されているわけでございます。この中には電力会社以外のものも水力開発地点も含まれておりますが、それらの地点につきましては経済性の観点から小規模地点は対象といたしておりません。しかし、今日非常に厳しいエネルギー情勢にございまして、石油代替電源開発促進の一環といたしまして、また、先生御指摘のように、国産のエネルギーを有効に活用するという観点からも農業用水等を利用する小規模水力といえども積極的に開発を進めてまいることが必要だと考えております。

その実態がどうかという点につきましては、本年度から四カ年計画でもちまして、従来対象とされておりましたような小規模な地点、これも含めまして水力開発地点計画策定調査を実施いたしまして、そして未開発の包蔵水力というものを見直すことによりまして、見込みといたしましてはその包蔵水力量は千八百五十万キロワットぐらゐまで拡大されるものではなからうかというふうに見込んでおります。

○吉田正雄君 きのうエネ庁の方から、わが国の包蔵水力の資料、これをいただいたのです。きのうも私注文しておいたのですけれども、私が言った資料じゃないわけですか。この程度のまとめた資料なら聞かなくてもわかっておるのです。私が言ったのは、千キロワット以上とかさうではなくて、もうちょっと詳細な調査資料があるはずなので、その資料というものを欲しいというのを申し上げたのですけれども、それが出てこなかったわけですか。少しきのう文句言っておいたのですけれども、そういうことで、いまの千三百五十万キロワットという内容は何キロワット以上のものですか。ただ経済性じゃなくて、どうなっているのですか、これは。未開発の一般水力が千三百五十万キロワット包蔵水力としてあるというふうにいまおっしゃっているわけでしょう。これ

はどこまでのものを集めたのですか。

○政府委員(安田佳三君) まず、先生からいろいろ資料の御要求があったわけでございますが、その時点におきましては先生の御要望のようなふうに分類いたしておりました。その後、おしかりをいただく方もおられますが、昨日超勤をいたしまして、そしていろいろと階層別にも計算してみたいわけでございます。この資料、直ちに申し出ることができるか、もう少し見なければならなりません。と申しますのは、一カ地点しかないのであるところもございまして、直ちに申し出ることができるかはおわかりませんが、その後、階層別にもいろいろ分類いたしてみたい。ただ、この数字は千キロワット以上でございます。したがって、先ほど申しました数字も千キロワット以上のものを申し上げたわけでございます。それ以下のものでございまして、これは推定することはないかなかなか困難でございますが、千キロワット未満の開発可能地点というものをきわめて大胆に推定いたしますと、これはまだ現実には数字がございませんできわめて大胆に推定いたしますと、千キロワット未満の開発可能地点はおおよそ百万キロワット程度ではなからうかというふうに出ておりますが、これも先ほど申し上げました調査の際にいろいろ検討いたしたいというふうに出ておるところでございます。

○吉田正雄君 これも大事な話で、当初に申し上げておいたことと関連しますからお尋ねいたしますが、いまもちょっと安田部長の方から話がありましたが、私はこれはきのう夕方五時半ごろにいただいたのですけれども、わが国の包蔵水力、これは五十四年三月末現在で通産省がまとめてある資料です。この資料は、いいですか。これは残業しなければならぬ資料ですか。私が言ったのは、現にある資料を下さいと言っているのです。いま残業してまとめましたみたいな言い方もしていただけます、五十四年三月の資料が何できのう残業しなければならぬのですか。そういうことをやっているからむだな仕事を職員に

させる結果になっているのです。私は何も残業してまとめられなくて一言も言っていない。現にある資料を出してくださいと言ったのです。それを皆さんがわざわざ、まとめた資料を持ってくればいいものを、この一枚の紙切れにまとめるためにわざわざこれはむだな手数をかけてやったのですよ。しかも、わが国の悪いというか、これは中身を見たらさっぱりわからない。結果しかまとめたてない資料、わからない資料を無理につくるためにむだな時間とむだな労力を費やしているのです。そういう点で私は、請求した資料にも正確にこたえていない、むだな仕事を職員にさせているこれは典型的な例だと思っております。そういうことでもうちょっと詳しい資料、これをまとめてください、これだけのものをやるわけですか。皆さん方のこの代替エネルギーの供給目標を定めるためにも、今後の開発のためにも、いまおっしゃるとおりだったらきわめてずさんなまだ調査結果しか得られていないということで、正確な供給目標をそれでは定められません。もし定められるのだしたらきちんと出していただきたい。何か資料でも隠してあるのですか。隠してなかったら出してください。

それからその他の太陽光・熱エネルギー、風力・波力エネルギー、潮汐エネルギー等はこのように現状で把握されているのか。

○政府委員(安田佳三君) ちょっと先生から御指摘がありましたのでお答えさせていただきますが、先生のところに提出いたしました資料は、その時点において手持ちの資料を提出させていただきまして、その際、先生からいろいろおしかりをいただきましたので、それで急遽いろいろとさらにもまとめるためにゆへに残業したわけでございますので、先生に御提出申し上げた資料は従来の資料でございます。

○政府委員(石坂誠一君) ただいま太陽、風力、潮力、波力、水力等についてのポテンシャル量に関する御質問がございましたのでございますけれども、実は潜在的に持つ量というものと実際に技

術的にこれを使える量とは大変な差があるわけでございます。たとえて申しますと、太陽エネルギーは一平方メートル当たり一キロワットの熱量が地球、地上に届いておる、こういうふうに言われておりますけれども、曇りの日もあれば夜もある、あるいは技術的に考えましても、それをどういう効率で電気なりあるいはその他のエネルギーに転換できるかというような問題もございまして、したがって、いまこのくらいのポテンシャルがあるということを申し上げても余りそれは意味がないのではないだろうかというように判断しておるわけでございます。むしろ大事なことは、一体どのくらいの効率でエネルギーが転換できるのか、あるいはもうちょっと詳しく言いますと、一体そういったエネルギーを発生するためにまたいろいろな装置をつくるためにまたエネルギーがかかるわけでございますから、そういう面も十分考えて将来の有効エネルギー量をこれから時間をかけて見通していくというのがいまの立場ではないかと思っております。いすれにしましても、そういう数字を出すためには、やはりいまのような基礎的な段階からもう少し開発の仕事に移した段階でだんだんにそういう問題はつきりしていくだろう、こういうふうな考えているわけでございます。

○吉田正雄君 鶏が先か卵が先かみたいなお話なんですけれども、私はやはり両方から迫っていく必要があると思うのです。これは資源エネルギー庁でも、たとえばNIRAを初めあるいは松下技研等いろいろなところに研究委託されているわけですか。そこでは一定の数字というものは出ておるわけですか。だから、そういうものは研究をやっているから調べればよいということではないと思うのです。おおよそどの程度のエネルギーが得られるのかということの計算がなくていたずらに研究を進めてみても、研究の規模を定める上から私はそれは無視はできないと思うのです。そういう点でいまの発言はちょっとどうもいただ

ないのです。全然つかんでいないのですか。そんなことないでしょう。いろんな委託研究を出されているじゃないですか。私のところでも三つも四つも数字はありますよ。それをどのようにつかんでおいてなるのか。おっしゃることはわかります。雨の日もあれば晴天の日もあれば、しかし年平均してどれだけのエネルギーというのはこれは当然出てきているわけですから、それをお聞かせ願いたいと言っているのです。

○政府委員(石坂誠一君) いろいろな数字が出ておりますが、たとえば地熱で申しますと三千万キロワットぐらいの包蔵量があるだろうというように言われているわけでございます。そういった大づかみの数量というものは、研究開発する一つのゴールとして非常に重要な数字であるということはおっしゃるとおりであるというようにとらえております。ただ、私が申し上げたいのは、たとえば、いろいろな意味での自然エネルギーを利用する場合に、それ以上のエネルギーがかかっているものにならないわけでございますから、そういった点もよく考え、かつまた装置そのものの効率等もよく考えて、はつきりしたものにしてお式の発表をすべきではないだろうかということをお願いいたします。

○吉田正雄君 それじゃ、資料として、現段階でまとまった資料があると思えますから、ありましたら資料をいただきたいと思うのです。どのように通産としてはまとまっているのか一応知りたいと思えます。よろしくご存じますか。

○政府委員(石坂誠一君) ただいまの資料の提出の件でございますが、私どもの手持ちの範囲で、多少願望も含めたというような形になるかもしれませんが、先生のお手元までお届けいたします。

○吉田正雄君 次に、新エネルギー開発機構について若干お尋ねいたします。

当初の予定では公団にするというふうに聞いておったわけですが、これは新聞等でもそのように報道されておりまして、その後特殊法人の

機構に変わってきたわけですが、その変わった理由、それから公団と機構でどのように違うのか、機構の方がメリットがあるのか、そこをお聞かせ願いたいと思えます。

○政府委員(森山信吾君) 確かに、昨年予算要求の段階におきましては公団を新設したいという要求を出したわけでございます。もともと公団も第三セクターでございますから、私どもは、新しいエネルギーの開発に取り組むためには第三セクター方式がよろしいのではないかとこのことでございます。しかしながら、やはり何か新しい新機構を打ち出した、新エネルギーの開発という未来に向かっているチャレンジャーをしようという熱望がございましたので、公団が決して悪いというわけじゃないのでございまして、何となく公団、公団に対する世の中の見方がマイナス面ばかりに目が向けられた時代でもございましたので、本来的に持っております第三セクターのよさを引き出して、それには名称も、従来のいわゆる公社、公団とは違うような形の名称にひとつしたらどうかというふうな考え方もございまして、あれこれ知恵をしぼりまして新エネルギー総合開発機構というふうなことにさせていただいたわけでございます。本質的には、冒頭に申し上げましたように第三セクターでいくべきであるという考え方は貫いたつもりでございまして、俗に言います官民一体と申しまして、民間の活力をフルに発揮できるようなシステムを考えたいということから、いまお出ししたてしておりますような形になっていったという経過でございます。

○吉田正雄君 民間の活力を十分活用するということは非常に結構なことなんですけれども、これは単なる抽象的な言い方でなくて、具体的に民間の活力をどういうふうな形で活用されるのかという考え方はありますか。どうもはつきりしないのです、言葉としてはわかるのですけれども。

○政府委員(森山信吾君) まず、出資が一つある

と思えますけれども、政府の出資につきましては法文上規定がございまして、第十四条第一項に四十七億という数字が書かれておりますけれども、これは事業資金等を含まして四十七億でございます。まして、いわゆる設立のための出資金といたしましては六億円というのを考えておるわけでございます。政府の出資に對しまして民間といたしましては、バランスのとれた出資をしてもらいたいというところでございまして、出資は官民ともにそれぞれの出資をするということが一つあるかと思えます。

それから次は機構の中身でございますけれども、まず組織といたしまして、この法案の中にも書かれております運営委員会という制度を織り込んでおるわけでございますけれども、この運営委員会、ほかの政府機関等にもございまして、今回新たな観点で私どもが考えましたことは、運営委員会の機能というものを相当大幅なものにしたいというところでございまして、たとえば第二十一条にその権限が書かれてございまして、「機構の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない」とございまして、ほかの政府機関よりは相当強い権限を与えておるというところでございまして、この運営委員の方々に民間の方を任命させていただきたいというふうなことを考えておりますので、そこで民間の活力がフルに発揮できる一つの手がかりになるのではないかと考えております。

それからいわゆる職員の問題でございますけれども、この機構で分担させていただきます新たな技術研究開発につきましては、もちろんペパブリックセクターに従事しておられる方にもりっぱな方がいらつしやいますけれども、広く民間の方にそういった人材を求めていくことによりまして、民間の活力が生かされるのじゃないかというふうなことを考えておまして、いま申し上げましたことを要約いたしますと、出資及び運営委員会の人選あるいは職員の人材発掘、そういったことを通じて民間の活力をフルに引き張り出したい、こう

いうようなことを考えている次第でございます。

○吉田正雄君 いま御説明がありましたように、この運営委員会の権限が非常に大きいだけに、この選任に当たっては慎重な配慮がなされなければいけないと思えます。いまのお話ですと民間からということで、これは当然国家公務員が兼任するということにいかぬわけでしょうからそうなると思うのですが、選任の基準とかその方法、これをどのようにお考えになっておるのか。特に私は、この法案の趣旨からしても、従来のように単に産業界の代表とか、あるいはもつと端的に言うて官僚のOBがこれを占めるというふうなことにしたのではまずいんじゃないかと思つたのです。いわゆる一般市民とか消費者代表というふうな、そういう人たちが積極的にこの委員に任命していくべきではないかというふうに考えておりますが、これについてはどのようにお考えになっておりますか。

○政府委員(森山信吾君) 運営委員は法案上では七名という定数を設けておるわけでございます。一般的に申し上げますと、この七名の方がそれぞれ違った角度で人選がされてしかるべきではないかというふうに考えております。特定の分野の方に集中いたしますと、どうしても機構の運営が特定の方向に傾きがちでございますから、いろいろな価値観を持っておられるような方々をそれぞれ別個の観点でお選びするというのが一番至当ではないか、これは非常に抽象的な表現でございますけれども、ただ一言言えますことは、やはり代替エネルギーの開発という大きな目標がございまして、全くエネルギーに素人の方の集団でも困りますし、逆に言いますと、エネルギーの専門家ばかりですとまた山の中に閉じこもり過ぎるという非難もなきにしもあらずというふうなことでございまして、そういった専門家の方々を一部、あるいはユーザーの代表の方々を一部、それから国民の声を反映されるような方々も一部というふうなつもりを現在私自身は考えておるわけでございます。これは何となくいま心の中で考えている

助、あるいは住宅及び事業用の施設に対する低利融資事業ということでございまして、この低利融資事業を行うためには現在ございますソーラーシステム協会を利用いたしまして、そこに対する基金助成等を行ひまして、その基金から生じます果実を対象にいたしまして低利融資を行うというようなことを考えておるわけでございまして、新機構で直接やる領分ではないということでございまして。と申しますのは、先ほど答弁申し上げましたように、すでに実用化の段階に入っているというものにつきましては新機構の業務の対象とはいたしておりませんで、これはむしろ成果普及という考え方がありますから、そういう形で予算上は特別会計の予算に入っておりますけれども、事業の主体といたしますれば、いま申し上げましたように新機構とは別個の観点から成果を普及させていただきたい、こういうような考え方でいるわけでございませう。

す、海外における石炭資源の開発に必要な資金に係る債務の保証」というのがございますが、この債務の保証というのはどこまで認められるのか。これは予算があくまでも優先するということができていくのか。たとえば開発に鉄道を敷くことが必要かどうか。たとえ開発に鉄道を敷く者に対する債務まで保証するのかどうなのか。これは

○政府委員(高瀬節彌君) 債務保証の問題でござい
ますけれども、これは民間資金を十分活用しよ
うというところで考えておりました。対象設備は一
応石炭の生産に直結する設備を中心に考えてい
うというふうに考えております。しかしながら設
備投資のことでございますから、サイト別にいろ
んな内容がございます。変化がございます。可
能な限り見ていこうという方向ではございます
が、かなり不特定多数の者に使用されるようなイ
ンフラについては、いまのところ対象には考えて
おらないというところでございます。

○吉田正雄君 次に、日本地熱資源開発促進センターの有する権利義務のうち、寄付行為第四号第七号の事業を承継できるようになっておるわけです。センターとの話し合いの内容がどうなつておるのか、それからこの事業に限つた理由がどうなのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○政府委員(尾島巖君) 地熱開発センターの事業の一部を新機構が引き継ぐことになつておるんですが、これは同センターの債務保証業務でございまして、この債務保証の業務は、この新機構におきまして地熱開発を進める上で重要な一つの手段となつていくことになつておるんです。したがうして、この新機構の業務を円滑に、かつ地熱センターとの間で効率的に運営していくためには、同センターの債務保証業務を引き継ぐことが適当だといふふうに考へまして、附則第十三条のように申し出を受けましてそれを引き継ぐという形にいたしましたわけでございます。その申し出は、同センターの理事会の議決を経まして引き継ぎ申し出書を作成して提出を受け、それで引き継ぎをされるという形にいたしております。われわれといたしましては、債務保証業務を新機構で、そのセンターがやっております業務を引き継いで、さらに拡大して円滑にできるように期待いたしておるわけでございます。

○吉田正雄君 これはセンターの方から積極的にそういう申し入れがあつたのか、あるいは通産として本法案の施行に当たつてはその方より望ましいという判断でセンターの方に積極的に働きかけられた結果こういうふうになつたのか、どちらが主導権を持つて話し合ひをされたのでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) 率直に申し上げますと、いま先生のおっしゃいました後者の方でございます。私の方は、地熱センターの業務を吸収する方がより効率的な仕事ができるのじゃないかという判断をしたわけでございます。しかしながら、これは別個の法人でございますので、政府機

関でもございませぬし、いわゆる民間の法人でございまして、政府の力でその業務を取り上げるというふうなかつこうになりましてこれはやっぱり行き過ぎではないかということでございます。私も発想いたしましてセンターの方で同意をするという状態になりましたら私も構はないと思つておるんですが、さういふことと、条文上も申し出を受けてという条件を入れたこと、条文にいた、こういうことでございます。

○吉田正雄君 次に、石炭合理化対策についてでありますけれども、第六次の計画が来年度で切れることになつておるんですが、切れた後についてはどう考へておいでになりますでしょうか。

○政府委員(高瀬都彌君) 国内炭対策の基本法というものは、先生御指摘のとおり石炭鉱業合理化臨時措置法でございます。これは五十七年三月期限切れということになつております。これに對しまして、具体的な政策というものは、石炭鉱業審議会というのがございまして、そこで現在六次答申というのが出ております。この機関といふものは、国内炭を維持していこう、それから海外炭を積極的に開発していこう、それから海外炭を利用するためにはどうしても利用技術が必要である、利用技術の開発をしようという三本柱でいまやつておるわけでございます。したがうして、法の期限が切れるという問題、それから石炭に対する見直しが世界的規模で行われている事情等を考へますと、やはり新たな政策を用意する必要があるのではないかと、今後段階的に石炭の利用を内外を含めて図っていくという方向で、近く石炭鉱業審議会に諮問し、その上で法律の延長等を含めて検討してまいりたいというふうに考へております。

○吉田正雄君 先ほども申し上げましたように、石炭資源もやっぱり海外に依存する割合というものがだんだん高まつていくと思つたんです。そういう点で、私はイギリスや西独と比較して今日石炭の事情がこういうふうになつたということについては、余りにも石油に依存し過ぎたということも

言えるのじゃないかというふうに思つたわけです。そして一たん廃鉱にしますと、これを再建するといふことになる大変な資金が必要でしようし、むしろ新規に開発するよりもよけい金がかかるというふうな部分も出てくるのじゃないかと思つたんです。しかし、将来のことを考へますと、炭価には外国炭と国内炭では差があると思つたんですが、逐次私はこの価格の格差というものが縮まつてくるような傾向にあるのじゃないかという感じがいたします。

そこで、国内炭については、従来はスクラップ対策が中心で進んできたような感じがするのでありますけれども、この長期エネルギー需給暫定見通しによりまして、国内炭についてはこれは二千万トンでずうと今後ともいふような計画になつておりますが、しかし、石油の今後の確保の見通しであるとか、あるいは海外炭の価格の値上がり、あるいは原子力等についてもウラン資源の確保といふものがだんだん厳しくなつてくるのじゃないかといふふうに思つたわけです。そこで、私は国内炭の再開にこれからは積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと、いふふうに思つたんです。したがうして、法案の単なる延長とか、従来計画の機械的な延長でなくて、抜本的に、この法案ができるのを契機にしてもう少し基本的に見直しを行つたらどうかというふうに思つたんですが、その点についての御見解はいかがでしょうか。

○政府委員(高瀬都彌君) 先生御指摘の再開問題につきましてはすでに議論がなされておりました。つまりましてはすでに議論がなされておりました。と、りあえず、既存の炭鉱がかなり老朽化しておりますので、これが深部に深くなつたりそれから坑口から遠くなつていくことを防ごうということとで既存炭鉱の周辺の開発をどうするかということとが議論がなされて、それにつきましてはすでに法律の措置を行つております。そういうことで既存炭鉱の老朽化を防ぐ政策はもうすでにやっております。そのほか、五十年、五十一年にかけまして、日本国内の新規に開発できるところはないだろうかということで調査をすでに開始してあり

まして、若干その中で相対的に優位であるといふ個所が二カ所ほど見つかつています。しかしながら、何分にも労働力確保問題それから環境問題等問題点が多々ありまして、これを具体化するにはまだ若干の検討を要するのじゃないかというふうに感じております。したがうして、今後の見直しにつきましては、第六次答申の二千万トン程度を維持するという問題を中心にして御議論いただくといいことで、いま審議会に臨む諸準備をしてい

○吉田正雄君 次に、資金の長期的計画と財源についてお尋ねしたいと思つたんです。配付されました予算書なり資料等を見ましても、長期的な見通しというものが必ずしも明確ではないわけなんです。さらに財源についても、従来の原油関税、石油税の配分であるとか、あるいは新たな財源としては電源開発促進税の税率引き上げといふことがあるのですけれども、この長期的な資金計画と財源についてどのような検討がなされたのか、当初にお聞きいたします。

○政府委員(森山信吾君) まず、私どもが代替エネルギー開発に取り組みたいというその期間は、五十五年度から昭和六十五年までを見通した計画をつくりたいといふこととございまして、十一年間でございます。

財源につきましては、一般会計で賄つた方がいゝのか、あるいは目的税のないいわゆる特別会計で賄つた方がいゝのかという議論をずいぶんしてみたいわけでございますけれども、二つの考え方から特別会計の方がいいのではないかと結論に私どもは到達したわけでございます。

その一つは、代替エネルギーの開発がどうしても特定の受益者を対象にして行われるものである。先ほど答弁いたしましたように、ある程度実用化のめどがついたものを加速的に発展させるための対策費でございますから受益者がある程度特定されるということで、そういう方々に受益者としての御負担をいただくのが至当ではなからうかという考え方が一つ。それからもう一つは、一般

会計でございますと、その都度の財政規模によりまして支出の方が変動する危険性がございすから、こういった中期で取り組むべき代替エネルギーの開発というものはある程度はつきりした収入見込みがあった方がよろしい。こういうような二つの考え方から特別会計の方にお願ひした次第でございます。その特別会計の前身は、いまお話のございましたように二つの特別会計から成り立っております。

一つは、石油及び石油代替エネルギー、いわゆる石特会計と称するものが一つございすし、もう一つは電源開発促進特別会計、いわゆる電源特会と称するものでございまして、この特別会計をベースにいたしまして財源手当てを考えていったというのが実情でございます。

そこで、石特会計につきましては、原重油関税と石油税がその財源になっているわけでございまして、原重油関税は御承知のとおりキロワットあたり六百四十円という収入がございすので、これをそのまま適用させていただきたいというところでございす。

それから石油税につきましては、三・五％という税率がございまして、これは従価税でございますから、原油の値段が上がってまいりますと収入の方もだんだんと上がってくるというシステムでございまして、この石油税の収入のうちの一部を石油代替エネルギーの開発に使わせていただきたというところでいわれる使途拡大、使途変更といましようか、使途拡大の法案を別途お出ししているわけでございす。

それから電源開発促進税につきましては、従来キロワットアワー当たり八錢五厘でございしたものを三十銭にアップさせていただきたいというお願ひをしております。二十一錢五厘の分をいわゆる電力関係の代替エネルギーの開発に使わせていただきた。

そういう財源対策の仕組みを考えまして、十一年間の収入を考えてみますと大体三兆円ぐらいの収入があるのではないかとこのことでござい

す。特別会計別に申し上げますと、石特会計で約一兆五千億、それから電源特会で約一兆五千億というところでございまして、合計いたしまして三兆円というところでございす。

その三兆円の使い方でございますけれども、新機構に使わせていただきたと思っておりますのが約半分の一兆五千億というところでございす。こういったことで財源手当てを私どもなりに考えさせていただいていまして、ございすけれども、いま別途大蔵委員会の方で税法と特会法の御審議をいただいております。それから、私どももお願いしております。機構とその財源、両々相まちまして代替エネルギーの開発に取り組みさせていただきます。こういうふうな念願しておる次第でございます。

○吉田正雄君 従来からも揮発油税であるとか、あるいは地方道路税、あるいは軽油引取税、こういったものが道路にばかり使われているのは問題があるのじゃないかという議論もあつたわけですね。今回のこの新機構の発足に当たって、いま説明のあつた財源確保の検討の段階でこれらの税制について検討をどのようにされたのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) いわゆるエネルギー関係の税金はたくさんございまして、現在十種類ございす。いま御指摘のように揮発油税もその一部でございまして、半分近くを揮発油税収入で賄つておるわけでございす。合計いたしまして五十四年度には三兆三千億ほどのエネルギー関係からの税収があるという見込みになっております。そのうちの六割以上のものが道路財源に使われるというところでございまして、いろいろな御意見がございす。率直に申し上げましてございす。道路にはかり金を回さずにはエネルギーに回したらかどうかという御意見もございすし、私どもも内心そういう気持ちでおるわけでございすけれども、また、この税の仕組みあるいは道路関係の特別会計の仕組み等が長年の経験あるいはその考え方の積み上げによって出されたものでござい

ますので、この際一挙に税の仕組み全体を考え直すというところまでは至らなかったということとございす。いろいろな影響する分野が多過ぎるということもございまして、エネルギー関係の税制につきましては技術的な変更と申しましようか、改革と申しましようか、それは行われなかつたというのが偽らざる実情でございます。私どもは、そういった意味で、別途の観点から代替エネルギーの開発のための財源手当てをする必要があるということで先ほど申し上げたような税制のお願ひをしておるというのが実情でございます。

○吉田正雄君 原重油関税から得られる千五百六十九億を二つに分けて、石炭勘定の方に千二百五十七億、それから石油及び石油代替エネルギー勘定の方に三百一十二億というふうに割り振つてあるのですけれども、これは今後ますます一定の率で割り振るといふふうに考えておいでになるのか、毎年度その都度その都度事業内容を検討して、予算の要求が出てくると思うのですが、その段階で割り振りを考えていくのかというのが第一点です。

それから電源開発促進税。これは大変どうも評判が悪くて、大蔵部等でもいろいろ議論をされておると思うのですが、私たちが当初本法案について非常に大きな疑問を持ったといふのは、石油代替エネルギーの開発に名をかりて原重油関税のねらいが主ではないかという疑問を持ったといふことです。この電源開発促進税を、ただいまいふ話がありましたように、一キロワットアワー八錢五厘であったものを三十銭に大幅に引き上げた、その引き上げた財源約十カ月分で八百二十七億円の五四・五％というものが実は原子力関係に振り向けられるということであつて、まさに「羊頭を懸けて肉を売る」ものではないかというそういう感じを持ったのです。したがつて、私は原子力については、当初の説明にもありましたように、原子力基本法やその他の法体系に基づいて従来もずっと推進してきておるわけですね。新たにまた電源開発促進税を大幅に引き上げた。その引き

上げる理由というのが、代替エネルギーの開発です。ということも理由にして引き上げておりながら、実はその五四・五％というものが原子力関係に回つていくという点に非常に疑問を持っております。これはむしろ従来の体系の中で消化すべきであつて、私は引き上げられた分については全面的にその他の石油代替エネルギーに振り向けるべきではないかという考えを持っております。その方がまたこの法案との関係も非常にすっきりしてくるのじゃないかというふうに思うのですけれども、何でもここに入れたのか、油と水のような関係なものですから、その点お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) まず、第一点の原重油関税の取り扱いでございますが、御承知のとおり、相当前、昭和三十年代の初めごろにいわゆる石炭から石油への転換が行われたということで、それに対します措置としての原重油関税の制度がございしたから、やはり石炭対策に主として振り向けられるという基本的な考え方があつたわけでございす。現にあるわけでございす。形式的に申し上げますと、石特会計法第四条に規定がございまして、毎年度石炭対策及び石油対策に必要な費用を勘案して各年度の予算で定めることという規定があるわけでございすので、形式的な言い方を申し上げますと、毎年予算の収入状況あるいは予算要求の状況というものを勘案いたしまして決めるということになっておるわけでございす。現実には石炭対策が中心になって行われるということが当分の間続くのではないかとこの考え方を持っております。

それから第二点に御質問がございました電源開発促進税を大幅にアップして原子力に振り向けるのではないかと、むしろ代替エネルギーの開発に名をかりて原子力の推進を図るのではないかと、御指摘を対しましては、先ほどの私の答弁と関係あるわけでございまして、十一年間の収入見込みが約三兆円と申し上げました。そのうちの半分を新エネルギー開発機構に使わせていただきたとい

いうふうを考えております。それからほかの、つまり新エネルギー開発機構で直接やる業務ではなくて、たとえば、先ほどちょっと申し上げましたソーラーシステム等の新機構でやるよりもほかの機関でやっていた方がよろしいと思われるようなものにつきましては別途の形で代替エネルギーの開発を促進していただくわけでございます。その分が約五千億見込まれておられるわけでございますので、合計いたしますと約二兆円、三分の二は原子力以外のところで使わせていただくというところでございますので、あくまでも電源開発促進税の引き上げの目的は原子力を除く代替エネルギーの開発に主眼があるというふうに御理解を賜れば大変ありがたいと思う次第でございます。

午後一時五十分まで休憩いたします。

午後一時五十分まで休憩いたします。

午後一時五十分開会
○委員長(吉田実君) ただいまからエネルギー対策特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案を議題とし、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○岩動道行君 最初に、ユーゴスラビアの大統領でありましたチトー大統領がこのほど逝去されましたことに對し、日本国民の一人として、国会議員の一人として、さらにまた私も有志議員で日本・ユーゴスラビア友好議員連盟を持っておりますが、そのメンバー、副会長としても、この機会に謹んで哀悼の意を表したいと思っております。

同時に、第三世界の先頭を切って世界の平和のため緊張緩和のために大きな役割を果たしてこられたチトー大統領の死去ということが今後世界の情勢をどのように変動させているか、大きな問題でございます。これは政治的な国際的な問題であると同時に、バルカンといういわば国際紛争

の火種であった歴史的な地域でもありますし、あるいはまた中東と非常に接近した地域でもございます。そして米ソの間において、あるいは中国を加えていわれる大國が、ユーゴスラビアの今後の体制、そして第三世界がどのように動いていくかという点にも大きな影響があり、ひいてはこれが世界のエネルギー事情にも影響しないとは言えないような重大なモメントであるかと思っております。

この機会に、大平総理大臣が急遽予定を変更してベオグラードに参つてチトー大統領の葬儀に参列されるということは、まことに時宜を得たものと思っておりますが、その機会にいろいろの國の首脳が一堂に集まるわけでありまして、したがって、そういう機会にまた、チトー大統領の死を悼むとともに、今後の世界の平和と繁栄として私ども日本が果たしていかなければならない使命からそのような機会を十分に活用して重要な國々の人々と総理がお話をする機会をぜひ持つていただきたいと思っておりますが、外務省としてはこの機会にどのようなことを日本の総理大臣にやつてもらつてもいいか、まず、この点を伺つておきたいと思っております。

○説明員(西村元彦君) お答え申し上げます。ただいま欧亞局長の武藤は大平総理に随行いたすべくベオグラードに向かいましたので、不肖西村一課長西村がかわりにお答えさせていただきます。

大平総理におかれましては、岩動先生が御指摘になりましたように、わが國全体の弔意を表明すべく、急遽カナダの御訪問の予定を変更されましてベオグラードに向かわれておられる次第でございます。まだ向かわれておられる途中でございまして現地に到着してはおりません。

ただいまの先生の、外務省としては総理に何を期待するかという御質問に對しましては、私、必ずしも外務省全体を代表いたしまして申し上げる立場にはございませぬけれども、省員の一人としては、この際、総理が、まず第一に、日本全国民を代表いたしまして現地において心から哀悼の

意を表明していただくべくベオグラードに赴かれ、その御任務を全うされるということを衷心からお願ひしている次第でございます。私も政府職員の一員といたしまして、これを成功さすべく全力を尽くしている次第でございます。

第二に、これはただいまの主目的がともかく全体的な比重から申しますと圧倒的重要性を持つわけでございますが、岩動先生御指摘のように、その機会に、世界各國から同じように故チトー大統領の偉業をたたえ、またユーゴ國民へ哀悼の意を表すべく、主義、社会体制、政治体制、主張等を越えまして世界各國から代表的な指導者がベオグラードに参集されるというふうに承つております。この機会にわが國を代表する大平総理におかれましては、葬儀の合間を見まして、もし物理的な余裕がございまして、ございましたらば、親しく個人的なコンタクト、ごあいさつといったような機会を持たれることは、これまで日本全体として國際交流の側面から非常に重要なことであると存じております。しかしながら、繰り返しのようになりますが、私も政府職員といたしましては、やはり葬儀への総理の御出席、そしてこれを全うされることが最も重要なポイントであるというふうに認識いたしております。

以上でございます。

○岩動道行君 もちろんチトー大統領の偉大な業績をたたえ、そして哀悼の意を表することが唯一の目的であり、またそれでよろしいわけでありますが、せっかくの機会でありますから、やはり中東諸國にもまだ大平総理は訪問もしてございせん。フランスの大統領は何回も行ってございせん。このことから考えましても、そういう機会にハ

ウ・ドゥー・ユー・ドゥーと、そしてまた従来の石油を供給してもらつておることに対する感謝と今後のことについて、あいさつ程度のことは少なくともする機会をぜひつくるように外務省からも現地の方々に要望として伝えていただきたい。ぜひそのような行動もとっていただきたいというのを要望しておきます。

さて、エネルギーの問題は、何と言いましても油を中心として國際的な問題でございます。そういう意味において、いま新エネルギーを開発するための法案を審議するわけでありまして、しかし、これで日本のエネルギー問題が解決するわけではございせん。何といつても石油あるいは水力、石炭、原子力、こういうような大きな柱がきちんとしていなければならぬ。そういう意味において、まず、私は資源エネルギー外交、これが必ずしも十分だとは思えない節もあります。通産大臣は就任後IEAの會議に出られ、あるいはインドネシアを訪問される等、さらにまた先般は中國を訪問する等、活発に活動しておられますが、中東にはまだおいでになっていないと思ひますが、おいでになる御計画はありでしょうか。

○國務大臣(佐々木義武君) 國會が済みましてから、ぜひひとつ参りたいと思ひまして、特にサウジアラビアとの關係では合同委員會を今度は向こうで開くことになっておりますので、私も参加したいと思つております。まだ日程等は十分に決めてございせんけれども。

○岩動道行君 最近、中國を訪問されたわけですが、石炭の問題あるいは中國原油の問題等についてどのようなお話し合いをして、どのような成果を得て帰られたか、この機会にお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(佐々木義武君) ただいまお話しのとおり、四月二十七日から五月四日まで私は中國へ行つてまいりました。主たる任務は、資源エネルギー問題あるいは技術交流の問題が主なテーマでございまして。

華国総總理、それから余秋里副總理、康世恩副總理の御三方と、それから大臣クラスでは李強對外貿易部長、唐克治金工業部長、高揚文石油工業部長の三大臣。總理、副總理二人と三大臣の六名の方が中心になりましてそれぞれ會談を持ったわけでございますけれども、總理との關係は表敬訪問的な面が主でございますので、一応これは抜き

まして、その他会談をした皆さんを中心に行いたしまして、ただいま御指摘のございました特にエネルギー問題に対してどういう主な話し合いがあったかという点でございますけれども、まず、石油でございますが、石油にしましては、中国の方では探査、調査と申しますか、これに非常にいまいち力を入れておられて、その最中でございますけれども、いままでは、御承知のように海洋油田の探査等には渤海を初め黄海あるいは中国南部の海洋でそれぞれ各国が分担いたしまして進められていることは御承知のとおりでございます。この方は従来どおり、また近く、わが方でも調査の専門機関ができましたので向こう側との調印等の問題がございまして、いずれにいたしましては海洋油田の方は従来の線をそのまま強力に進めていただくことにいたしまして、私どもも今度参りまして特別にお願い申し上げましたのは、外国企業には許してはなかった大陸の油田探査開発に参加させてもらえまいかという申し入れをいたしました。大港油田、ただいまこれは油を出しているところでございますけれども、及びその他の渤海湾陸上の油田等の探査開発に対しては、どうぞ日本も参加して一緒にやってみようというお話がございまして、原則的な合意がなされたわけでございます。その他の奥地の油田等に関しましては、こちらの方で計画がございまして、いかようにも協力したいという話がございまして、これも進めようかと考えておりますので、この点は非常に大きい収穫じゃなかろうかと思っております。中国の大陸の油田は大変大規模なものばかりでございますので、将来大変望みの持てるところじやなかろうかという感じがいたしました。

それから石炭でございますけれども、石炭にしましては、輸送の便がよいと申しますけれども、向こう側から七つのプロジェクトを出してございまして、そのうちの三カ地点にしましては合意に達しまして、それは近く正式な調印になると思っております。残りの四カ地点と、向こう側から合弁あるいは補償方式

で開発したいという四つの申し込みがございましたが、これと一つ、私の方から大同炭鉱等その他も含めて、そういう輸送の便の四カ地点、あるいは合弁、補償方式の四カ地点、その他大同等あわせてそういう地点の扱いをどうするかという問題でいろいろディスカッションした結果、向こう側は、輸送の便の四カ地点の調査をまず急いでもらいたいというお話でございまして、私どもの方は、それはもちろんそうでございけれども、その他の地点も同時にできれば調査したいというお話をいたしましたところ、それではこの問題をいつ、どういう時期に、どういふふうに調査を進めるかさらに検討してみようということに検討を約して帰ってまいりました。

それから石炭液化でございますけれども、これは日中で共同研究をぜひやりたいということに基本的には合意いたしましたので、六月に日本からミッションを派遣することになってまいりました。それから日中の長期貿易取り決め、これは従来からあるわけでございますけれども、これに関連いたしまして、まず八五年に石炭を一千万トンわが方としては引き取る用意があるけれども、日本側は価格等について合意に達したならばひとつぜひわが方としてはそれを引き取りたいというお話を申し上げましたところ、中国側といたしましては、それではその一千万トンの内訳はどうなっているのか、一般炭と粘結炭との区別はどうなっているのか、炭質あるいは炭種等の詳細が欲しい、ぜひその資料をちょうだいしたい。そうすることによりまして、向こうは輸送機関との兼ね合いもございまして、そういう点もあわせて考えて希望に沿えるようにしたいという申し出がございまして、近く資料をこちらから提出することにして帰ってまいりました。

来約束したとおりの数量を日本に輸出するということは大変困難な事情にあるように見受けられました。しかし、八一年度等につきましては最大限の努力を払いたいという発言がございまして、今年度下半期にこれに達して、もう少し具体的な話に入るといふことになって帰ってまいりました。と申しますのは、ちょうど、華総理も申しておりました、ただいま、いままでのいろいろな開発計画の調整期に入っておりまして、その調整をしている最中でございまして、五年計画あるいは十年計画、恐らくことしはばいはいかかるといふところ、そういう点が正確に決まってくれば大変な問題でございまして、それをどうするかという問題でございまして、それではもう少し中国の計画が進むのを待ってということに下半期ということにいたしました。

それから技術協力の問題でございますけれども、これは経営管理に関する技術協力センターを北京に設置したらどうかというのを提案いたしました。大変結構なことだということで、これも具体的な今後の取り運びになるかと考えております。その他いろいろ、研修生の受け入れとか、あるいはこちらからの技術者、専門家の派遣だとか、あるいは水力開発のアドバイザー、スタディーの調査団を送るとかいったようなたくさん項目がございましたけれども、それはほとんど技術協力にしましては合意に達した次第でございます。

で話がございまして、これはこの夏くらいには送りたいと思っております。大体、以上が主な内容でございますけれども、私が参りました一番痛感いたしましたのは、いま岩動先生も御指摘のとおり、やはり人事の交流と申しますか、往來が激しくなることが一番国交を密にするのだと思っております。同時に、日本は経済協力あるいは技術協力が可能なわけでございまして、そういう面を通じて両国が結ばれるというところは、とりもなおさず資源エネルギー外交に結びつくわけでございまして、大変重要な点は重要なことだということを痛感してまいりました。ような次第でございます。

もう一つ、中国の油は、いま大港油田の話が出ましたが、あそこは、私も行ってまいりましたが、いわゆる重質油であります。したがって、この重質油を日本で精製してまいるためには特別な装置が必要になってまいります。これが石油業界においても大変大きな問題であり、巨額な投資も必要であるということになってまいります。中国原油の活用ということについてはいろいろな面から慎重に検討し、そして日本の原油を確保する上での計画性に狂いのないように行っていたかなければならないと思っております。この点についてどうお考えになっているか、どのようにお進めになるか。

それから中国の近代化のために、資源エネルギーの開発に日本が積極的に協力してまいることは大変結構であります。と同時に、これが国際緊張緩和そして十億の中国国民の生活の向上、それに役立つことは大変結構であります。同時に

に、東南アジア諸国との関係において十分に調整のとれた協力態勢でなければなりません。そういう意味において先回も私申し上げたと思います。が、中国との科学技術協力協定を華国鋒主席が日本に求めたときに結ばれるような話を聞いておりますし、その点で進んでいると思っておりますが、その前にインドネシアとの科学技術協力協定をぜひやっていただくようにということを外務大臣にも強く要請いたし、大来外務大臣もこれを私どもに確約しておられたわけでありましたが、その辺の關係は現在どうなっているのか。通産省が余り積極的でない、いわゆる発展途上国との科学技術協力協定については余り前向きではないという話も耳に入っておりますので、この際、この点について簡明にひとつ大臣からお話を承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐々木義武) 私と言ひ方が悪かったかも知れませんが、八〇年の本年度分の原油は予定どおり八百万トンを出すことになっておりますので、これは問題ございません。これは李強大臣がこの前見えましたときに大体決めてくれましたので、これはそのままでございます。八一年の九百万トン、八二年の千五百万トン、これが問題のところでございまして、とりあえず八一年だけでもいいので、この秋に協議に入ることにいたしますけれども、さらにこの長期計画を、いままでの八二年で切れますので、それから先の問題を協議して決めるということになっておりますから、そういう問題にこの秋から入っていくというふうに考えております。

それから重質油の問題でございますけれども、これはお説のとおり確かに重質油でございますが、ただ、さきさき申しました大港油田の深部に深く入りますと非常に軽質油が出るような話もございまして、日本側で今度試掘しようという話をしております。これは、深い深部の方にボーリングを入れようという話でございます。それでございしますから、ただ、重質油でもたしか中国の油は硫黄分が少ないのが取り柄でございます。その限

りにおいては電力会社等には向く種類ではなからうかと思ひます。

それから技術協力協定に關しましては、通商政策局長から御説明させます。

○政府委員(眞野温君) ただいま先生から御指摘ございました科学技術協力協定、これは御指摘のとおり、現在中国と交渉中であるほか、インドネシア等からもいろいろ要請がございします。私もこの科学技術協力協定の場合に、両国間の科学技術の協力、これはいろいろなそれぞれの国の体制の違いとか、現実に進んでいる状況がございします。私も、私どもとしては、現在いろいろ行われております民間ベース、政府ベースを含めていろいろな科学技術の協力がございします。それを、これをあらしめるような仕組みにいたしたい、こう考えているわけでございます。現在もすでにインドネシア等とは、政府関係機関それから民間を含めていろいろございします。そういうものが実際に有効に機能するように、逆にこういう一つのシステムを重ねることによって屋上屋を重ねるような形になります。それから関係機関の技術協力、研究協力に關する意気込みを阻害いたします。そういうことのないような仕組みをできるだけ早くつくりたい、こういうことで両者の關係を調整いたしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○岩動道行君 そんなことを聞いていますのじゃないのです。そういうことはわかつているから、そういう問題を克服して——もうすでに華国鋒主席もやがておいでになる。インドネシアの方はもとと前から話が進んでいる。それを早くやつていただきたというところは前から私は政府に要望してきています。そこで、いつそのような調印ができる見込みであるのか、そのことを伺っているのです。

○政府委員(眞野温君) ただいまお話がございました。中国との科学技術協力協定につきましては、私も鋭意作業を急ぎまして、今回大臣訪中のときに向こう側に案文を提示してございします。した

がって、早急にこれを可能な限り詰めまして、華国鋒総理訪日のときまでに間に合うように努力いたしたいと思つております。

○岩動道行君 インドネシアはどうだと聞いている。

○政府委員(眞野温君) インドネシアにつきましましては、私ちょっと精細なスケジュールをたたいま承知いたしておりますけれども、これもできるだけ、先ほど申し上げましたような方向で進めるということとは基本として変わりございません。

○岩動道行君 そのように私はかねてから、中国の方はどんどん進めけれども、インドネシア等については余り進まない、そのことを指摘して強く要請してきている。大臣、これはよくひとつ心得てくださ、ぜひ速やかにやるように。次の委員会の機会にインドネシアについての科学技術協力協定は大体いつ調印ができるかというくらいにめどをひとつお示しいただきたいと思ひます。

そこで、問題を先に進めませんが、通産大臣は中国等に行つて重要なエネルギー問題についてのお話し合いをしてこられて大変結構だと思ひますが、大平総理がアメリカ、メキシコ、カナダ三国を訪問して、特にメキシコにおいてはメキシコ原油の増量についての話し合いをされたと思ひます。現在十万バレル、それを三十万バレルまでふやしてほしい、こういう要請をされたと思ひます。

が、新聞報道によると、それに対する確約は得られなかった、むしろメキシコ側からいろいろな経済協力の要請があつて、日本側がそれにこたえられなかろうかというところで増量の話は決まらなかつたというふうにも伝えられておられますが、その辺のいきさつと見通しを伺つておきたいし、それからカナダにつきましましては、報告はどこまでとつておられるかわかりませんが、カナダもまた資源エネルギーの大きな国であります。ことにLNGの供給源としては大事な国でもあります。あるいはまた原子力の問題については、CANADUの商業炉として非常に成功している炉をつくつている国でもあります。したがって、このようなこと

について、前回大臣からもこの点についてはさらに研究、検討を続けるということになつてゐるのだということでありましたが、総理が行かれて、しかも向こうの政府が新しくまたかわつたわけです。そういう点から見まして、このCANADUの問題については新しい話があつたのかどうか、その辺もこの機会に伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) 資源エネルギーの観点から今回の総理のメキシコあるいはカナダの御訪問の成果についてお答えしておきたいと思ひます。

まず、メキシコでございますが、いま先生御指摘のございましたように、三十万バレルという数字が新聞紙上等で喧伝されたわけでございます。また、あたかも総理が行かれますと直ちに三十万バレルの石油の供給が約束されるかのような印象があつたわけでございますけれども、私もメキシコが行政を担当してゐる立場から申し上げますと、現在十万バレルの約束がございします。ものを一挙に三倍にするというものは物理的になかなか困難ではないのかという気持ちも正直に持つておつたわけでございます。これは下手にいたしますと、三十万バレルじゃなくてその辺が大変あいまいになる危険性すら感じておつたわけでございます。しかしながら、総理が現実にいかれました大統領と直接お話し合いをされまして、結論的には一九八二年までに三十万バレルまで増加されるようにとの日本側の希望と期待に對しまして、メキシコ側は日本の要請を十分配慮する、政治的な配慮と善意をもつて対処する、こういう結論に到達したわけでございます。これは私は大平総理の大変な成果ではないか、こう思ふ次第でございます。先ほど申し上げましたように、エネルギー、特に石油の立場から見ますと、十万バレルが三十万バレルになるということは大変な問題でございます。現在メキシコが考えております生産計画、これも当初各国が考へたほど膨大なものではないわけでございます。具体的にどの程度になるかはメキシコ側の判断によつて決められるわけでご

さいますけれども、私どもは日量二百五十万バレルという生産計画がしばらくの間続くのではないかと見通しを持っておりまして、そういう見通しから見ますと、この段階ではつきりと幾ら幾らという数字が出ることは、これははなはだ物理的に困難であつたのではないかと、その中を一九八二年という数字と三十万バレルという数字が共同コミュニケの中に織り込まれたことは大変な成果であつたのではないかと、そのように感じておりまして、あと、おっしゃいましたような経済協力の問題等々もございまして、日本とメキシコの両国の関係をより緊密化することによりまして、総理がお決めいただきました数字を現実のものとしていくことが必要になってくるのではないかと、こういう考え方を持っているわけでござい

ます。それからカナダにつきましては、まだ最終的な報告は入っておりませんが、特に御指摘のございましたCANDU炉についてお答え申し上げますと、トルドー首相の方から、CANDU炉の問題につきまして日本側の対応策を再検討してほしいというお申し入れがございました。日本側といたしましては原子力委員会の昨年の結論がございまして、政府といたしましてはCANDU炉はやはり魅力のある炉というふうな考え方をいたしておりますので、直ちに導入の問題を結論づけるというわけにはまいらないと思ひますけれども、CANDU炉につきましても基礎的なスタディーは続けていく必要があるのではないかと、そういう趣旨のお答えを申し上げたわけでござい

ます。若干、御答弁申し上げることが役人の域を脱するかもしれませんが、必要に応じては政府機関の政府職員から成る調査団を派遣することも検討させていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございまして、また、随行いたしました当省職員の帰国を待ちまして詳細な報告を聴取し対策を講じてまいりたい、かように考えている次第でござい

○岩動道行君 メキシコとの関係は大変いい報告であつたと思いますが、なお、カナダのトルドー首相からCANDU炉についての話し合いが持ち出されて、いま長官は、事務方としては行き過ぎかもしれないがミッシェンを出してみたいということでありまして、これはぜひそのように前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。操業率というものが大変高い、安全な原子炉の一つの型でありまして、したがって、原子力発電の多様化という観点から私もCANDU炉というものは積極的に速やかに取り入れるような方向で検討していただきたい。これは科学技術庁の方では必ずしも前向きではないようなことにもなつて一つの結論が出ておりますが、しかし、油や石炭や、その他資源エネルギーの多様化、供給源の多様化という観点から見ても、やはり炉の多様化もぜひ必要であるし、しかも高速増殖炉の関係でそれをだめにするとか、そういうふうなことはまた違つた一つのバイパスといひますか、そういう効用性は十分にあるわけでありまして、これは大臣がひとつ積極的に前向きに政府部内で意見をとりまとめ取り組んでいただきたいということとをこの機会に要望申し上げます。

なお、先ほどサウジの方にも大臣はぜひ行ってみたいといふことでもございましたが、ベオグラードにいろいろな国の方が見えてと思ひますが、その機会に中近東の人々も見えと思ひます。と同時に、PLOのアラファト議長もあるいは出席されるかもしれない。そういうときには、ひとつ大平総理は積極的に握手して、そしてパレスチナ人民の基本的な権利を支持するといふ、直接大平総理からそういう機会をつくつていただきたい。このことを外務省に申し上げ、また関係の一人として通産大臣からもぜひ進言しておいていただきたいと思ひますので、これも要望申し上げます。

と、申し上げますのは、サウジでも、パレスチナ問題、PLOに対する接近の姿勢いかにいふことは油の問題に大きなかわり合ひがあるといふこと

とで、日本の油と中東の油とパレスチナ問題とは切つても切れない非常に深い密接な関係を持たせて中東の産油国は考えているわけでありまして、この点についてはぜひ積極的にやつていただきたい。アメリカよりもフランスよりもどの国よりも日本は最もパレスチナ問題については理解を示し、独立国家創設のための支持の意思の表明もしているわけでありまして、外交関係がなない、あるいは国家がない、領土がないというだけで敬遠するといふようなことでなしに、もっと実質的な外交を展開することによってアラブ諸国と日本との緊密な関係を樹立いたし、そして原油の確保にも大きな成果を上げることができるよう努力をしていただきたいといふことを、この機会に要望したいと思います。

そこで、当面、イランの人質問題で日本に対する原油の船積みが先月来停止されております。一方、メジャーズの方もイランの關係から日本に対する供給削減が大幅に行われている。こういうことから日本の現在の原油事情、これは心配ないのかどうか。この点について、政府の方から実情と対策を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) 現在、日本が年間に購入したております石油が約三億二千万キロリッター弱でございまして、これを日量に直しますと五百四十万バレル・パー・デーといふこととございまして、この五百四十万バレルを原油に限つて申し上げますと約四百八十万バレルといふこととございまして、これをいかに手当てするかといふことが一番大きな課題ではないかと思ひ次第でござい

ます。いまお話のございましたメジャーズの地位が相対的に低下してございまして、一ころは日本の輸入原油のうちの八割近いところまでメジャーズに依存した時代がございまして、それがだんだん低下してまいつてございまして、ことしに入りましてからは四五%程度に落ち込んでおるわけとございまして、相対的に逆にいわゆるDD、GG原油のウェイトが高まつてございまして、いまでは大

体メジャーズと同じぐらいの四五%ぐらいのシェアを占めておるといふことになっておるわけとござい

ます。そこで、ことし五十五年度の見通しから申し上げますと、四百八十万バレルの原油の調達につきましてはほそ手当てはできておるのではないかと、見通しを持っておるわけとござい

ますけれども、現実にはイランの問題がどう展開していくかといふことによりまして、供給先がかなり変動してくる危険性はあるかと思ひます。しかしながら、四百八十万バレルのうちのいわゆるスポット依存率といふものをどの程度と見るかといふことによつてそれも違つてくるわけとござい

まして、私どもはイランの原油が入つてこなくなつた分をほかの供給先へ切りかえていくという考え方ではなくて、できるだけスポット依存率を低下せしめるといふ政策をとつてございまして、イランの原油はそれなりに置いておきましてスポット依存率、これは昨年末は一四%あつたわけとござい

す。

そこで、問題は、備蓄がいま何日ぐらいあるのか、きのう現在どれくらいかわかりませんけれども、私はかねてから九十日程度では十分ではないか、いざという場合を考えたならばせめて百八十日分ぐらいは必要ではないかというところはたびたび申し上げてきているのですが、これは民間の人たちもそういう意見を持っている方もございます。あなたの方の先輩の生田君もそういうことを言っているわけでありまして。これはぜひそのような方向に向かって、一挙にそのような増量はできないにしても、できるだけ供給を確保しながら一方において節約してそうしてためていくという非常にむずかしいやり方ではありまするが、そういうやり方で逐次備蓄の日数というものをふやしていく、このことをぜひ考えていただきたい、これは要望しておきます。

そこで、前にも申し上げたのですが、長期エネルギー需給暫定見通し、これは直していくべきものではないかというのを申し上げましたが、大臣はしばらくこれでやらせてみてくれ、こういうことでありますので、それはそれといたしまして、いづれにいたしまして石炭、水力、原子力、LNG、こういったようなものがやはり柱であって、いわゆる新エネルギー、地熱というものは補完的な役割りしか果たし得ない。最近、「ソフ・エネルギー・パス」という本を書いたロビンズが日本にやってくる、これが大変ブームみたいになっておりますが、しかし、いわゆる新エネルギーで日本のエネルギー問題を解決するはずはございません。また、世界各国を見ましても、それでエネルギー問題が解決するはずもございません。あるいはそれによって国の経済成長が維持されるわけでもございません。したがって、私どもは、どうしてもこのエネルギーの需給関係において柱は何であるかということをよく現実的に見きわめた上で政策を進めていかなければならない。そこで、今回の法案ではいわゆる新エネルギーでありまして、しかもその中には、石油代替エネ

ルギーということでございますが原子力は入っておりません。原子力はまた別途これを推進するという方針でありまして、これは私も承いたしておるわけでありまして、この新エネルギーの中で石炭液化、これがいかに日本のエネルギーを解決するかのような幻想を抱かせている面があるのではないかと。この点についても、非常に高くつくとか、長年月を要するとか、あるいは日本では液化するだけの石炭資源というものがなくとか、こういったようなことをよく見きわめて国民にもわからせながら、そして石炭液化の技術をむしろこれは国外に提供することによって海外でのエネルギー事情を脱石油に向けさせる、それが日本の原油供給確保にもつながっている、そういう相関関係でむしろ考えるべきものではないかというふうにも考えるわけでありまして。

また、地熱につきましても、これはかねてからローカルエネルギーとしては貴重なものであるからぜひ進めるようにということを私は申し上げてまいりましたし、今回の法案の審議の過程においても、衆議院の附帯決議においてはそのような認識で国会審議が進められてきております。本委員会においても、私はそのような認識を持ってこのようなローカルエネルギーはそれなりの役割りと開発を進めてまいるといふ姿勢で進んでもらいたい、かように考えるわけでありまして、特に地熱については新しく開発調査をしなければならぬ。新しく制度を今回設けて予算も計上されたわけですから、つまり地熱開発促進調査制度というものが新しく設けられた。これは国が先導的な役割りをして総合調査を行っていく、そして企業調査を早期に導入してまいるといふのが目的であります。これは調査対象地域が本年度の予算では二十六億であり、地域は一応三カ地域ということになっております。これは我田引水ではないのです。岩手県の松川の地熱発電所は日本で最初の地熱発電所でありまして、そして第二の地熱発電所もまた岩手県内のついに近くに、葛根田の地熱発電所がすでに運転しております。このようにこの地帯

は地熱発電のいわば宝庫とも言うべきところであります。そういう意味から私はたとえ八幡平東部の地域においてこの調査の対象とするというようなことも考えてしかるべきではないかと思っておりますが、この三地域については現在どのように政府では考えておられるか、この機会に伺っておきたいと思っております。

○政府委員(安田佳三君) 先生が御指摘になりましたように、地熱は日本に賦存します貴重な国産エネルギー資源でございます。エネルギーの安定供給及び電源の多様化という観点から積極的に開発を推進することが必要でございます。そこで、総合エネルギー調査会需給部会の見通しによりまして大幅に拡大するという目標を掲げていくところでございます。その目標を達成いたしましたために、昭和五十五年度から、いま先生が御述べになりました民間の開発を誘導するための地熱開発促進調査などを新たに実施することにしたわけでございまして。そのほか、開発企業が行います調査井の掘削に対する補助、あるいは開発資金に対する債務保証制度なども実施するわけでございまして、いま御指摘になりました地熱開発促進調査につきましては、これは五十五年度において三地点を実施することになっております。この地点の調査を実施いたしますものは、十月に発足が予定されております、いま御審議をいただいております新機構において実施されることとなっております。そこで、その三地点がどこになるかという地点の選定でございますが、これは現在段階におきましてはまだ確定を見ておりません。今後各種の実情等を調べました上で検討することといたしておりますが、いま御指摘になりましたように、岩手県、秋田県の境の付近は地熱の宝庫でございます。松川、葛根田、その他いろいろと既存の地熱の湧出地域もございまして。また八幡平東部というものはこれはきわめて有望な地点であるというふうにも承知いたしておりますし、また地元の方々からその実情を伺っているところでございます。

それらの実情等を十分踏まえまして上での地点を選定するか等につきましては、今後有識者の意見等も聞きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○岩動道行君 地熱開発は単なるエネルギーとして発電用だけではなくて、その地域の集中暖房であるとか、あるいは施設園芸であるとか、多目的な活用のできる自然エネルギーでございますから、ぜひ積極的にこれは進めていただきたい、このことを特に改めて要望いたしておきます。

さて、時間も残り少なくなりましたので、今回の法案の中で一つの目玉は何と云っても財源であります。これは大蔵委員会の方でたゞいま審議中でございます。三兆円程度の資金を予定しているその財源の電源開発促進税、これに対しては残念ながら野党各党は反対しておられます。一方において、やはり新エネルギーの開発については意欲的な姿勢を示しておられます。私は、そういう意味において若干財源もひとつ野党の皆さんも考えていただきたので、ぜひ反対しないようにひとつよろしく御検討、御審議、御協力をいただきたい、かように考えておるわけであります。

さて、この新エネルギー総合開発機構の運営がやはり一番私には問題であり、そのプログラムをどうしていくのか、これは理事長の権限であるかもしれないのか。これは理事長の権限であるかもしれないが、やはり運営委員会、これは先ほどの吉田さんの質問に対する長官の答弁にもありましたように、運営委員会に重点を置いてそれに大きな権限を与えている、これは確かに結構なことであります。そして民間も、政府六億に対しておおよね四億程度のものを出資するというふうには聞いております。そういう形の中において、ぜひこの運営委員会、これはいろいろの、強力なものの、指導的なものをつくっていただきたい。この人選はきわめて重要であると思っております。そして学識者も必要でありまして、やはり日本の産業経済を動かしていく大きな問題でありますから、そういうところから大物をひとつぜひ委員長に選

ばれるような、そういうことで大臣には特別な御配慮をいただきたいと思いますが、この点についてのお考えを伺いたい。

なお、時間もありませんので、もう一つだけ質問いたしておきますが、前々から私は予算委員会等でも申し上げてまいりましたが、今回の法案審議の過程においてもエネルギー白書をつくったかどうかという附帯決議も衆議院では出ておりません。結構だと思えます。と同時に、国民がエネルギー問題についての理解が必ずしも十分ではない。しかも今回のエネルギーの新しい開発については非常に複雑な仕組みになっておいて、われわれでもなかなか理解がしにくい。ましてや国民一般はわかりにくいと思えます。そうして原子力だけではなくて、日本全体のエネルギーが一体どういうふうに使われているのか、どのような仕組みで国民はエネルギーを活用しているのか、こういったようなことから、私は白書のみならずエネルギー博物館を、総合的なものをつくったかどうかというものを提案してまいりました。そして二年前の予算委員会において通産大臣はこれを検討しますというのを申されたのですが、検討の結果はどうなっているのか。少なくとも来年度の予算には、そのような博物館をつくって、そうして子供のときからエネルギー問題に理解を示す、社会的な教育も行っていく、そういう施設は、私は百億、二百億出して決してむだではない、むしろその方がエネルギーを節約して国民がより豊かな経済生活を送ることができると思う。そういう意味において私はエネルギー博物館はぜひつくっていただきたい。そのための調査費ぐらいは五十六年度予算でとるぐらいの意気込みでやっていただかと思えますが、もう二年もたつておりますから、この点について政府から伺っておきたいし、最後は大臣から確約をいただきたいと思えます。

○国務大臣(佐々木義武君) この機構の理事長の選任問題でございますけれども、これはお説のとおり私も考えておりますので、そういう線に

沿うて選びたいと思っております。

エネルギー白書の話は、私、実は初めて聞くのでございますけれども、お話しのように、そういうものがあれば大変結構なことではございますので、省内でも検討してみたいと思えます。

エネルギー博物館の問題も、引き継ぎを私は受けておりませんが、しかし、これは大変おもしろい着想と申しますか、失礼でございますが、いい着想だと思えますので、来年の予算にはできますれば出してみたいと思っております。

○岩動道行君 大臣の答弁を信頼して私の質問を終ります。

○馬場富君 最初に、日本のエネルギー問題について、最近非常に大変厳しい環境の状況ができてきております。そういう中で特に大きな影響を持つておるのは、アメリカのイラン制裁に対する日本やヨーロッパ諸国への要請に対して、これがどのように現在理解されておるか、この点について外務省の方から説明いただきたいと思えます。

○説明員(国広道彦君) 御説明申し上げます。

御存じのとおり、米国は去る四月七日にイランとの関係を全面的に絶ちまして、いまは食糧と医薬品の輸出以外の点につきましてほとんど全面的にイランとの関係を絶つております。これは申すまでもなく、人質の早期解放のために米国がとり得る措置として米国としてとったわけでございしますが、その際に、わが国を含む友好諸国に対しては、米国の努力を支援するよう要請がございしました。当時の要請といたしましては、米国としてはすでに全面的にそういう措置をとりまして、昨年の十二月に国連の安全保障理事会で経済制裁決議が提出されまして、これはソ連の拒否権によって成立はしませんでしたけれども十カ国の賛成を得た決議がございします。そういうことを背景としまして協力してはいいというところでございした。内容を大別しますと、一つは、安保理決議に沿った経済措置とそれからそのほかの非経済措置、その中の最も大きなことは外交関係の縮小、

それから将来の事態の推移いかんによっては外交関係を絶つというところも検討してはいいというような要請でございました。

これを受けまして、わが国としても、テヘランに人質が半年にわたってとらわれたままです。この事態は国際法秩序を破壊するものとして許容できないという立場から、人質の早期解放の努力にはできるだけの協力をすべきであるという立場でございしますが、その具体的な施策につきましては、わが方部内でも検討してまいったわけでございします。そのときに、EC九カ国が四月の九日か十日でございましたが、まず第一に、共同でイラン政府に対して人質の早期解放を申し入れ、それをそれぞれの大使が帰国して本国に説明をするという提案をしまして、わが国にもその共同歩調をとるよう呼びかけがございました。政府といたしましては、その要望に沿いまして共同の行動をとったわけでございします。

その後、四月の二十一、二十二日にECの外相会議がございまして、そこでEC九カ国が一緒になりまして、その人質の早期解放を目指しましてイランに対して一定の措置をとる決定をいたしました。これに先立ちまして、外務大臣もルクセンブルクに赴かれまして、主要な国の外務大臣と意見交換をされました。その結果は、御存じのとおり経済措置の分とそれから非経済措置の分に分けました決定が行われました。わが政府も、これに対して基本的に協調していくという基本方針を決めまして、これを発表したのでございします。

その中で、非経済的措置につきましては、すでにわが国もその他の国も実行しております。経済措置につきましては、とりあえずやるべきことといたしまして二つのことをいたしました。一つは、イランに向けての輸出の新規の契約は当面自粛するということにつきまして、政府の方から関係業界に協力を要請したことが一つでございしますが、いま一つは、武器の輸出につきまして、ECの国と歩調を合わせて武器の輸出はやらない。これは御存じのとおり、わが国は以前から

武器の輸出はどの国に対してもやっておりますので、その点は単なる確認でございしますが、そういう措置をとりました。これは大体ECの国はほぼ同じような措置をとっております。

続きまして、その他の面で、国連安保理決議案に盛り込まれております経済制裁措置に該当することの実施につきましては、来る五月十七日にECの九カ国外相が再び集まりまして、その時点までに人質の早期解放につきまして決定的な進展が見られない場合には、その経済措置をとっていくという方向に移行するというふうに申し合わせております。

先ほど申しました、わが国が基本的にはEC諸国と協調していくという点につきましては、この点も含まれておりますが、今後の推移は、まずこれから約十日間の今後の推移がございします。それからさらに五月十七日の時点でECの外相がどういう判断をするかということ、その判断を受けまして、わが政府がどうこれから判断するかという点に至るわけでございします。

簡単にございしますが、以上御説明いたしました。○馬場富君 そこで、第二次制裁措置、十七日以降に予定されておるわけですが、この具体的な内容、日本はこれに対してどのような決意をしているのか、またこれに対してどのような見通しを考えているのか、説明していただきたいと思えます。

○説明員(国広道彦君) ECが、先ほど申しました九カ国の外相間で確認いたしました後、米国の人質救出計画の失敗という事件がございました。そういうこともございまして、EC九カ国外相会議の決定をその後EC首脳会議で確認いたしました。それをもちましてECの代表及びわが在イラン大使がイラン側の人質の早期解放について申し入れを行うことになっております。それが現時点までに実現しております。また形を変えた形で近日中に何らかの申し入れが行われると思えますが、現在のところまだ行われておりません。そう

いうこともございまして、その後の事態が本来予想したテンポで進んでいないということもございしますが、しかしながら、五月十七日の時点でECの九カ国の外相が集まりまして判断するというところにつきましては何らの変更もございせんし、そのときにどういった判断が行われるかということ、今後のその時点に至るまでの進展を中心に考えるわけでございまして、わが方といたしましては、好ましい進展があることを切に希望している次第でございます。そのときにどういった判断が行われるであろうかというところは、ECの外相会議で決められることとございまして、本日ここで予測を申し上げますことは差し控えてさせていただきます。

○馬場富君 先ほどの質問に出ておりましたが、イランは、御存じのように日本の石油供給国として大きな地位を占めておるわけですが、その点について、エネルギーの問題についても外交上の状況から推しても重要な立場にあるのがイランと日本との関係でございます。こういうときにこういう制裁問題等について、より慎重な態度が非常に要望されてくるという点、このあたりと日本のいまのエネルギーの問題等を考慮して、通産大臣はどのようにこのあたりの問題を考えておられますか。

○政府委員(森山信吾君) いまイランとの原油の取引に關しまして紛争が起こっておりますことは、馬場先生よく御承知のとおりでございます。また、四月一日付をもちまして、従来の価格に二ドルないし二ドル五十の上乗せをしたという通告があったのが契機になって経済問題、商業問題といった方がよろしいかと思っておりますけれども、そういった問題でいま紛争が起こっておりますわけでございます。折あしく、アメリカの対イラン経済制裁の問題がその直後に出てまいりましたので、あたかも日本側がアメリカの経済制裁の一環としてイランとの間の原油の取引を停止するかのとき、印象が持たれたらございまして、これはいま申し上げましたように、紛争の原因は値上げを通告してきたということにあるわけでございます。

ので、私もイランとの商売上の紛争は経済制裁とは全く関係のないものというふうに理解いたしております。ECの外相会議でも同じような考え方がございまして、経済制裁の一環としては全然この問題を考えていないというのが実情でございます。私どもは、商業上、いわゆる取引上の一つの紛争ということで本件を粘り強く解決するよう努力してまいりたいということとでございます。四月二十一日以降船積み停止されておりますけれども、これは原油の船積み停止されておるといふことでございまして、ほかの石油製品、たとえば重油でございますとか、あるいはLPガス等につきましては依然として取引は継続されておるといふことでございまして、いま申し上げましたように、全く原油取引に關して価格の折り合いがつかないというところというふうに理解いたしておりますので、今後粘り強く価格の交渉を続けていきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○馬場富君 そこで、もちろん価格の問題に端を発していま供給停止になっておるといふことは理解できますが、そういう一連の制裁問題が今後アメリカとイラン、あるいは米ソの問題等で厳しくなってきたときに、その制裁というものは全然影響ないかどうか、ここあたりの見きわめが非常に大事ですけれども、その点、この問題の今後のことについて外務省と通産大臣の見解を聞かせてもらいたいと思っております。

○説明員(岡田道彦君) 御案内のとおり、イランからの石油の供給が現在とだえておるといふことは、わが国のエネルギー供給確保の面から大変重大な問題でございます。しかしながら、このとだえておるといふ現状は、先ほどエネルギー庁長官から御説明ありましたように、やむを得ざる経緯をたどつてこうなつてきておるものでございまして、私どもとしては、制裁の武器に石油を使うというところは、国連の安保理決議の中でも想定されておることで、そういう事態は避けたいというところで今日に至っております。人質の早期解放

が一日も早く実現することを祈りまして、そういう解決さえ実現すれば、イランと日本との間には非常に大きな友好関係発展の素地がございまして、それをぜひとも広げていきたい。それからそれに至る間におきましても無用な摩擦はできるだけ避けて、わが国として必要な石油資源の確保にはできるだけ障害を少なくしたいというふうに考えております。

○國務大臣(佐々木武君) イランからの石油の船積み停止の問題は、いままでお話ししたとおりでございます。その結果、わが国にどういった影響を及ぼしているかと申しますと、まだ停止して間もないことでもございまして、停止前の船がぼちぼち入ってきている程度でございまして、そういう状況を踏まえ、世界のエネルギー状況も石油の状況は緩和した需給関係にもございまして、先ほど来お話がございましたように、備蓄も九十五日程度持つておりますので、しばらくの間は需給関係には危機感を持ったようなことはあり得ない、また、そうすべきでないと考えております。といふまでも、そのまほううておくわけにはいきませんので、わが方といたしましては、そういう状態を踏まえつつ、イラン以外の産油国からできるだけ多量に直接取引等で原油を手入れしたいものというところで、それぞれ各国へ働きかけてございまして、そのうちだんだん効果が出てくるものと期待しております。

○馬場富君 次に、やはりイランの関連で、先日イラン・日本石油化学のイラン側代表が日本人事務職員六名の強制送還を通告してきておりますが、これはどういった原因ででしょうか。

○政府委員(真野温君) 最近、先生御指摘のようにイラン石油化学についていろいろ報道が日本の新聞に出ておりますが、それに関連してかなりの部分、いろいろななかなか正確にはそのような事実がない場合がございます。政府特派派遣その他の問題についても、現在そのような検討は行っておりません。

○馬場富君 私の間いておるのは、いかなること

が原因でそういうことになったのか。外務省の方でも結構ですし、通産側でも結構です。これは単に三井プロジェクトの責任というわけにはいきません。これは国が出資したいいわゆるナショナルプロジェクトの形態になっております。そういうことで、そんな責任のない答弁はないじゃないですか。しっかりと答弁してください、原因は何だということを。

○政府委員(真野温君) いま先生の御指摘の点について、若干私の方御質問を誤解しておりましたので、申しわけございません。いろいろイランの石油化学につきましては、従来から日本側の当事者でありますICDCという会社とそれから向こう側のNPC、イラン側の石油化学の会社、この二つが親会社でございまして、それに子会社のかつこうでIJPC、イラン石油化学というのが現地法人でございまして、イラン側からは、このIJPCの運用に絡みまして従来からいろいろな経営上の問題として要請が出ております。そういう一環としていろいろの経費の削減等でございます。これについて具体的には経営の問題として日本側の当事者も処理いたすというところであります。これについて特別の政治的あるいは客観的な意味でいろいろな政治的な意味合いはないというふうに私も考えております。

○馬場富君 あなたの話を聞いておると新聞の報道は全部うそということになるわけですが、これも、イラン代表等の発言が新聞等にも詳細に載っておりますけれども、場合によつては契約破棄といふことまで発言されておるわけでは。だから、こういう点については何かきつとした原因がある、経営上の問題だけというのではなくて、やはりイラン側が日本側に対してうまくいかなかったという不満という問題があるわけでは。これはどういふことかという、それはやはりプロジェクトがやつておつたとしても、先ほど来話しておるように、やはり政府にどういふ状況かを掌握するだけの責任が私はあると思うんです。そういう点でど

ういうようなところが向こうが不満に思っている点なのか、明確に答弁してもらいたいと思います。

○政府委員(真野温君) 現在イランの石油化学、I J P C の経営につきましては、先ほど申し上げましたように、日本側の当事者でありますI C D C という会社が日本にございますが、ここを中心

に日本側の考え方をまとめておる状況でございます。これにつきましては、御指摘のようないろいろな点を含めまして私どももいろいろ連絡を受けておるところでございます。イラン側が、この石油化学について基本的には一つのイラン側として必要なプロジェクトということで、これを建設を推進したいという考え方を持っておりますし、私も日本側として、これは日本の一つのナショナルプロジェクトとして推進するという立場

は基本的に変わりございません。そういう意味でいろいろ面での交渉を鋭意積み重ねておりまして、イラン側のいろいろな要請が出ておるのも事実でございます。これに対しては経営上の判断その他を含めまして、日本側としても誠意を持って対応するというところで議論いたしております。

イラン側がいろいろ最近新聞報道等で申しておる点につきましては、これは必ずしも全部正確に、日本側の当事者であるI C D C に言っておることとは違いますが、むしろ、これは具体的な協力関係として当事者間の話を尊重してこれに対して誠実にこたえていくという形をとっておるわけ

でございます。ただ、現実の問題として、昨年のイランの革命以来なかなか現地の作業状況が進まないという事情がございます。それに対してやや作業のおくれが出ておるの事実でございます。それに対してこれから日・イラン双方として具体的に工事をどう進めていくか、こういうことを検討しております。近く日本側のI C D C の山下社長がイランに参りまして、そういう双方の問題をさらに詰め検討し、これからの事業の促進をやるということになっておるわけでございます。

○馬場富君 イラン革命以後この問題が中断していることは事実でしょう。そういう点で、監督官庁である通産といまの実施側の三井プロジェクトとそういう点でよく向こうとの食い違いの点が話し合いがされて、新聞等で何点か言われておるような問題点、食い違いはつきりあるかどうかというところは確認していますか。

○政府委員(真野温君) 新聞報道の中身がそのままだとイラン側、日本側の対立点ということではございませんで、むしろこれからイランの石油化学プロジェクトを進めるために具体的な工事をどうやっていくか、どういふような作業人員が必要かというようなことをこちら側で詰めて向こう側の要請に応じてこれから話し合いに入る、こういうことになろうかと思っております。今後の作業手続についてでございます。

○馬場富君 その点については、通産としては積極的にそれを早く推進するよう指導しておるといふふうに理解してよろしゅうございませうか。

それからきょうの新聞報道等によりまして、政府はこの石油化学プロジェクトに対して誠意を持って完成させる意思があるということをしてイラン政府に伝えるように和田大使に訓令をした、こういうふうに報道されておりますが、この点はどうでしょう。

○政府委員(真野温君) 先生御指摘のとおり、私もとしても、これは日本としてイランとの長期的な関係のためにぜひ完成すべきプロジェクトとして政府としてできる限りのことをバックアップしていくという姿勢に変わりございませんし、またこれからの建設を進める上において積極的に民間側も指導してまいりたいという考え方でおります。もう一つ、第二点でございますが、ただいま和田大使に対する訓令の点でございますが、これは従来からこのプロジェクトについては日本側として積極的に完成する意図ありということとは再々イラン側に和田大使を通じて、あるいはこちら側からも意思を伝えておりました。その一環としてこのようにことが報道されたものと思えます。

○馬場富君 それでは、この点について誠意を持って通産も当たっておることですが、報道等によれば、日本に誠意がなければやはり工事等も外国ですね、その関係にこれをゆだねることもあるというような報道等もなされておりますが、そういうような動きが事実あるかどうかという点。

それからこれに対して、いま三井プロジェクトの社長が向こうとの交渉に出かける、こう言っておりますが、これに対して話し合いによって妥結ができる見通しが立っておるかどうかが。

この二点、明確にお願いしたいと思います。

○政府委員(真野温君) 若干、先ほど申し上げました新聞報道の一部にイランの石油化学を外国、東欧諸国だと思っておりますが、日本側の肩がわりというふうな申し出があったやに報道されておりますが、実態的に私どもそのような事実を把握しておりません。また客観的に見まして、そこで挙げられたような国々にはこのプロジェクトを遂行するだけの技術的な力はそれほどないのではないかと客観的な感じがいたします。

それから第二点、これから三井グループ、I C D C の山下社長がイラン側と交渉に入る。これにつきましては、すでに三月にも山下社長が向こうへ行かれましたが、イラン側といろいろな協議をいたしました。それに基づいてこれから工事をすると

いうことについて具体的に打ち合わせをいたす予定になっております。これは個々の企業の経営判断の問題、実際上のプロジェクトを担当する企業の経営判断なり技術能力、全体の状況でございますので、双方の意見を合致させて必ず進められるものと確信しております。

具体的にどの国でどのように進められるという目標があるか、説明していただきたいと思っております。

○政府委員(森山信吾君) 現在、イランから長期契約で買っております数量が一日当たり五十三万バレルでございます。四百八十万バレル日本全体としての購入量に対して一〇％程度のシェアを占めているわけでございます。これから入ってこないということになると大変なことになるというところでございます。そこで、先ほど来お答え申し上げましたとおり、何とかこの石油の購入の継続をいたしたいというのが私どもの基本的な考え方でございます。値段の二ドールないし二ドール五十値上げしてきた分を撤回していただきたいという交渉を粘り強くやるということが一つの大きな仕事ではないかというところでいろいろとをやっておるわけでございます。

他方、先ほど岩田先生の御質問に対して私御答弁したところでございますけれども、日本全体として四百八十万バレルの原油を購入する際に、従来よりも高いシェアでございました。引き下げているというところがまた一つの課題ではないかというところでございまして、現在日本が買っております供給先をできるだけ多角化していくと同時に、それぞれの国からの増量をお願いするということが基本姿勢でございます。たとえば中国あるいはインドネシアあるいはメキシコ等の国、あるいは中東の国々、イラクでございますとか、あるいはアラブ首長国連邦、そういった日本が比較的いわゆるお得意先と考えておりますような国々に対しては、幅広い交渉を続けておるといふこととでございます。一部報道されましたクウェイトからある程度の増量が可能になるといふこともある部分につきましてはそのとおりでございます。たとえば日本の某精製会社が従来三万バレル程度クウェイトから買っておりましたのが十一万バレルに増量できた、つまり八万バレルの増量できたということも一つの事実としてございま

すし、そのほかいろいろございますけれども、これははなはだ申しわけないのでございますが、現在盛んに交渉をやっておる最中でございまして、どこの国とどれだけの増量の交渉をやるといふことが明らになりますと、また商売上いろいろな支障も出てまいりますので、ここで明らかにすることは御勘弁いただきたいと思ふ次第でございますけれども、先ほど申し上げましたような国々に対しては、できるだけ多くの量を確保するような交渉を現在進めておるといふふうに御理解いただければ大変ありがたいと思ふ次第でございます。

○馬場富君 いま説明されたように、また具体的に、私はいま数字をすぐ即座に聞こうというわけじゃございませんが、これは実際、備蓄というのはやはり将来はなくなるわけですから、そういう点でいけばやはり供給源というものは、一つは買入と一つは確保しておかなければ、その見通しが立たなければ困るわけですから、この点について多量で増量を考へておるといふ大臣や長官の答弁ですが、それは信頼しますけれども、先ほど申し上げた、いま長官の言葉から出た中でメキシコの問題がいろいろありますが、これは先ほど質問されたけれども、大平さんのは成功だったとおっしゃっていましたが、何ら変化のないのが成功だという話は私は理解できませんし、そういう点でやはりある程度までいられる状況から、今度特にメキシコやカナダについてはエネルギ―等を考へられた上での一つは訪問であったというように聞いておりますし、またそうであると思ひますが、そういう点については、やはりこれは話だけで終わつた、新聞等ではいけば結局いわけの外交儀礼で終わったのじゃないかというふうなことも出ておりますけれども、事実増量の確保はできなかったわけですから、この一つの原因は先ほど申し上げましたけれども、具体的にはつきりしたものがございませうか、これはどうすればこの点については前進があるかどうかという点について、答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(森山信吾君) まず、第一点の方からお答え申し上げますと、メキシコの油は、現在、歴年ベースでの第一・四半期は二万五千バレルが入つてくるということでございます。十万バレルと申しますのは第四・四半期、つまり十月以降ということでございますので、現在イランとの間に紛争が継続中でございまして、十万バレルから二万五千バレルを引き減した七万五千バレルというのはいわゆる増量というふうな期待として私どもはカウントしておるわけでございます。それがまず第一点でございます。

第二点の八二年までに三十万バレルという数字、これをいかなる方策を講ずれば具体化するかという点に關しましては、私どもは端的に申し上げまして、経済協力と油の供給はパッケージと考へていないわけでございまして、日本とメキシコの關係がより経済的にも社会的にもあるいは文化的にも緊密になることがそういった關係を樹立する一番いい方法ではないか、そういった關係が樹立された後に石油の供給も行われ、日本から経済協力も行われるという姿が望ましいというふうな基本的な考へ方を持っておるわけでございまして、これはメキシコ側もそういうふうな理解しておるものと考へております。ただ、現実の問題としていたしまして、メキシコが現在直面いたしておるいろいろな経済協力案件、日本に特に期待したいようなものもあるわけでございまして、そういうものにとりて日本が協力していくかというところがメキシコから見た一つの解決の方法ではないかというふうなことは感じ取られるわけでございまして、それから具体的なプロジェクトのプロジェクトに幾ら経済協力をすれば油がこれだけ供給できるというふうな直接的なリンクはないというふうな理解しておるところでございまして、

○馬場富君 具体的な例が新聞等にも、また關係の中から発言が出ておりますけれども、やはり鉄鋼プロジェクトに対する一億円の円借款等とか、そういうような何か希望がやはり具体的に出たというふうなことが報道されておりますし、政府の方からの発言の中からも出ておりますが、

こういふような問題等があったことはわれわれも事実のように見受けるわけですが、一つはメキシコに対する原油対策も、そういう点についての甘さがあつたのではないかと申しますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) メキシコの原油の生産能力の観点、それからこの産油国でもそうでございますけれども、このところ大變資源温存政策というものがとられておるわけでございまして、かつて先進国がメキシコに対する増産期待というものがあつたのに対しては、メキシコ側は必ずしもそれにこたへるだけの増産はする意思はないというのが偽らざる実情じゃないかと思ふ次第でございます。

そこで、現在はおおむね二百五十万バレル程度の生産規模になつておるのじゃないかというふうに見ておりますけれども、これがそう急速には発展していかないであらうということも予想されるところでございまして、そういった生産規模、生産能力ということから勘案いたしますと、十万バレル日本に対して一九八〇年に行います供給を来年から直ちに三倍にするということとは、メキシコ側にとりまして大變困難なことではないのか、こういう気持ちがおるわけでございまして、

そこで、私どもは、いかに現実の問題として段階的に三十万に持つていくかということを考へる必要があるということでございます。そういう意味で八二年までに三十万バレルという大枠を今回の総理訪問で示されたことは成功であつたのではないかと申してございまして、いま申し上げましたように、段階的に八二年までに三十万バレルに持つていくという対策を私どもは進めていきたいというふうに考へます。それに對しまして、メキシコ側も、直接経済協力とのリンクはございませぬけれども、たとえば日本に供給するための量を拡大するために港灣の施設を擴張するといふようなことも必要になつてくると思ひますし、いわゆるインフラストラクチャ的なものの整備が伴ひませんと対日供給の増量が不可能にな

るといふ問題から見ますと、単にメキシコに対して資金協力をすることだけではなくて、日本にしかるべき量を確保するためにいろいろインフラストラクチャの整備には協力していくという姿勢が必要になつてくるのではないかと申して、その意味では石油の確保と資金協力とはある意味でリンクしているのかと、こういう感じを持つておるわけでございまして、両方の対策を進めてまいりたい、こういうふうな考へております。

○馬場富君 そこをはつきりしておいてください。経済協力の面は事実あるでしょう。そういう面では、結局、前提としての問題点が出てきておるといふことだけは確かでしょう、円借款との問題等については、

それともう一つは、いまあなたの言われるように、やはり第三世界の産油国がいわゆる資源の恒久化という点に非常に神経的になつてきておるといふ点について、これは私たちもやはり理解しなければいけません。そういう点で特に経済問題よりも恒久的な対策を考へなければならぬというものの印象を受けたわけですから、そういう点で、特に石油は燃料より原料へというふうな考へ方等も産油国等に強くなつてきておる。こういう点等も考へられておるのですが、これに對して日本としてはどう考へていますか。

○政府委員(森山信吾君) 長い目で見てまいりますと、石油を燃料から原料へという目的に使うということはまことに至当な考へ方ではないかと思ひわけでございまして、やはり現在の世界のエネルギ―需給關係から見まして、直ちに石油を、燃料をやめまして原料的な使い方にすることには問題があるのではないかと申してございまして、産油国自身もいわゆる代替エネルギ―の開発に全力を挙げておるといふ実情がございまして、現在御審議いただいておりますように、日本を含めたほかの先進国もいち早く代替エネルギ―の開発を実現したいと思つてせっかく努力し

ているところでございますので、そういった政策が実行されて、本当に石油というものを原料として使えるという段階になりますればそれなりの対応があると思うわけでございますけれども、もしばらくはやはり石油がいわゆる燃料、エネルギーとしての重要な地位を占めることは間違いない事実ではなからうかという感じがいたします。しかしながら、むやみやたらに石油をエネルギーとして使うということになりますと、それぞれ産油国におきましては枯渇性の資源でございますから先行きに不安感を与えたいということでございまして、将来代替エネルギーが開発されて石油というものが単に燃料として使われるだけじゃなくて原料として使われるという目標が達成される、その目標をつくるということがいまの先決問題ではないか、こういう認識は私どもも持っておりますし、産油国もそういうふうな目標を持っておりますのではないかと、こういうふうに考えている次第でございます。

○馬場富君　そこで、総合して考えますと、やはりメキシコの供給の増量ということは、相手側の立場をよく理解した上での進め方によって、一挙に三倍とかそういう形じゃなくて、やはり向こうの状況を理解した上で両国関係の推進によって今後段階的に伸ばしていくという行き方の方が至当なような考えを持つわけですが、この点ははどうでしょうか。

○政府委員(森山信吾君)　全く私も同感でございます。日本だけの事情で、つまり日本が石油の手当てが非常にむずかしくなったので、ことし十萬バレル買っておきますものを来年から一挙に三倍にしてくれというのは余りにも日本中心の考え方にすぎたのではないかと、このことではございまして、先ほどお答え申し上げましたとおり、一九八二年、これは恐らく八二年末ということになろうと思えますけれども、段階的にふやしていきまして、それで二年半先に三十万バレルになる、こういう期待を日本側が表明したわけではございまして、それが一挙になるものでもございませぬし、

メキシコ側の原油の見方、原油をどう見ていくか、あるいは生産能力をどう段階的にふやしていくか、これはメキシコ側の事情がございしますから、そのメキシコ側の事情というものと十分すり合わせをした上で日本が買わせていただく、こういうような姿勢が望ましいのではないかと、このことではございまして、あくまでも今回の総理の御訪墨は、そういった意味で中期的に見た日墨関係のあり方を決められたということで、そういう意味で私どもは大変評価をしておる次第でございます。いま馬場先生のお述べになりましたお考え方と全く一致しておる考え方はないか、こういうふうに考えている次第でございます。

○馬場富君　次に、先ほどの御質問に出ましたが、カナダを訪問された総理がCANDU炉の原子炉の日本への導入というのを勧められたという点や、きょう昼あたりの報道でいくと、石炭について積極的に供給しようというふうな意見が出たというふうなことが報道されておりますが、石油については全然ノーであったという状況が報道されておりますが、この点はどうかでしょうか。

○政府委員(森山信吾君)　カナダは本来的に非常に石油に對しまして保守的な考え方を持っている国でございます。カナダで開発されました石油、これは石油関連、タールサンド、オイルサンド等も含めまして同じような扱いでございますけれども、国外へは出さないという考え方を従来からとり続けておる国でございますので、カナダの石油に余り期待することはむずかしいのではないかと、この考え方を持っております。

しかしながら、カナダはその他の資源、たとえば石炭も非常に豊富なお国でございますし、また、いわゆる鉱物資源以外にも木材資源あるいは漁業資源等々非常に資源に恵まれた国でございますので、そういった意味での幅広い資源的なおつき合いはできるのではないかと、このように考えます。

は木材等々のものを日本に供給するというだけではなくて、工業製品をぜひ日本との取引の対象にしてほしいというふうな考え方を持っておる国でございまして、そういう意味で、先ほどお話のございましたCANDU炉の問題等もカナダの主張としては十分に理解できるといふことでございまして、今後は、単にそういった資源だけカナダから供給を受けるということだけではなくて、いわゆる二次製品、いわゆる加工されたものの貿易も含めたカナダとのおつき合いを考えていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○馬場富君　次に、サハリン沖の石油開発について質問いたします。

これも対ソ経済制裁より除外されるのではないかと、いろいろな報道が先日なされましたが、これでもやはりその関係開発企業等から考えていけば早くに解決しなければ支障を生じてくるという問題でもありますが、この点はどうかでしょうか。

○政府委員(志賀孝君)　お答え申し上げます。

このサハリン沖の開発でございまして、これは昭和五十年一月に日本側とソ連側との間で基本契約を締結いたしました。五十年から実際の探鉱に入っておりますところでございます。現在、このサハリンの自然環境から申しまして、大体探鉱の実際の作業ができませんのは夏場に限定されておまして、そういう意味で現在探鉱作業を実施しておりますけれども、他方におきまして、アメリカ側の探鉱機械あるいは探鉱に必要な技術的なサービス、そういった面でのアメリカの協力がなるとなかなかにきくというところも事実でございます。

そういうことから申しまして、私どももいたしましては、このサハリン石油開発プロジェクトというものが、すでに五十年から実際の作業に入っております日本にとってもエネルギー供給という面からきわめて重要なプロジェクトであるといふことで、通産省といたしまして、あるいは外務省を通じていろいろな機会をつかまえて、理

解を深めるべく最大限の努力をしてきたところでございます。

それで、現在の状況でございますけれども、現在、これらのアメリカの協力にまたなければならぬ機械あるいはサービス、そういった点についてアメリカ側においても私どもとしてはかなり理解を深めてくれたというふうに承知しております。現在アメリカ政府の部内で審査が進められておるといふふうに承知しております。私どももいたしましては、近いうちにこれらの機械あるいはサービスについてのアメリカ側の承認がおりるといふことを期待しておるわけでございまして、会社側におきましてもことしの夏の作業のための準備というものをすでに進めつつあるというのが現状でございます。

○馬場富君　これはやはり経済制裁ということですね。石油関連機器がアメリカの輸出禁止品目に入っておりますということがストロップの原因だ、こういうふうな言われておりますが、結局、契約等を見ますと、やはり探鉱を請け負っておるのは日本側であるということ、そういう点で活動ができません。損失するのは日本だということで、結局、探鉱資金の返済とか、不成功で終わった場合にはもろに日本側が損害を受けてしまうということになるので、これは対ソ制裁じゃなくて日本が制裁をされておるようなものだということになるわけですね。このようなことは意味をなさぬものであるし、そういう点でこれは日本としてもこれだけの資金を投じてきておる、またこれからの輸入問題等についても重要な問題ですので、大臣からこの点の見解をひとつ聞かせてもらいたいと思っております。

○政府委員(志賀孝君)　ただいま馬場先生からお話のございましたように、私どもとして日本へのエネルギーの供給ソースとしてきわめて重要なプロジェクトであるといふことでございまして、日本側がまさに先生御指摘のようにすでにかなりの資金を投入してまいっております。したがって、その辺の事情についてアメリカ側の理解を求

めてきているわけでございますが、私どもとしてはこのプロジェクトの遂行について特段の努力をさらに続けてまいりたいというふうに考えております。

○馬場富君 それで、いわゆる制裁から除外されるということになれば開発できるわけですが、石油の埋蔵量とか、いま非常に有望だということを開いておられますが、どのような供給の見通しができるか、この点について説明してもらいたいと思っております。

○政府委員(志賀学君) このプロジェクトと申しますのは、まず対象地域でございますが、これは二地区に分かれておりまして、サハリン島の陸地の北東部それから南西部、この二地域に分かれておるわけでございます。この探鉱に對しまして、日本側として成功払いのクレジット、探鉱用の恒久設備のクレジット、ローカルコストに對するクレジット、こういったものを供与しておるわけでございます。出てきた油に對しましては、石油の五〇%を日本側が取るといふ契約になっておるわけでございます。

現在までの状況でございますけれども、すでに試掘を完了いたしました数が十坑でございます。これは北東部で七坑、南西部で三坑ということとで、合計いたしました十坑の試掘をすでに完了しております。その結果といたしまして、北東部におきましてオドプト構造という構造とチャイウオ構造という二つの有望な構造を発見しております。このチャイウオ構造の方で申しますと、これは試掘を一本打ちまして成功したわけでございますが、これの結果といたしまして、大体原油ペースで千五百バレル・パー・デーぐらいの石油が出る、それに付随いたしまして天然ガスがかなりの量出てきた、こういうようなことになっております。

なお、今後このオドプト構造、チャイウオ構造——このオドプト構造について申しますと、これは五坑の試掘を行ったわけでございますが、その

うち四坑がすでに成功しておることでございます。今後このオドプト構造、チャイウオ構造につきましてさらに試掘を行ひまして、その上で埋蔵量の推定をするということになるわけでございます。したがって、現段階において若干このオドプト構造等についてその地質構造が複雑であるということもございまして、埋蔵量について現段階ではなかなかはっきりしたことが申し上げられない状況でございます。ただ、現在までの試掘の状況から申しますと、かなり有望であるというふうに私も理解しております。

○馬場富君 計画の中には、これが実現すると北海道へのパイプラインによる供給等も実は考えられるというふうな計画があると聞いておりますが、この点はどうか。

○政府委員(志賀学君) このプロジェクトの計画自身にはパイプラインの構想というのはいりません。ただ、北海道の地元におきましてこのパイプラインを敷設したらどうかというふうなことで検討が進められておるといふふうに承知しております。

○馬場富君 次に、大臣が中国へ行つていらつしやいまして、先ほどの新聞を聞きましてこの質問については尽きるわけですが、ただ一点、やはり中国原油の問題でございますが、そういう点についてかなり日本に對する、いわゆる一九八二年一千五百万トン、こういう目標についての実現が厳しいというふうなことが新聞等でも報道されておりますし、大臣の言葉の中からも、そういう点で中国の需要もふえてきておるといふような弁明もございましたが、ここあたりの問題とあわせて、大臣の説明の中で、やはり日本が開発において協力すればかなりまだ新しい地域での開発が可能だ、こういうふうなことも出ておりました。が、そういうものを総合いたしまして、やはり中国の需要といふゆる量、日本に對する輸出という問題を考へてみたときに、やはり新しい開発が日本の協力によって順調に進められれば日本への供給もかなりふえてくると見ていいかどうか、この

点、一点お聞かせいただきたいと思ひます。○國務大臣(佐々木武義君) 中国では、先ほども私申し上げましたように、石油の探査に大変な重点を置いておりまして、探掘の方はいわば従といふふうな進め方をとつております。したがって、八二年の長期計画、わが方に對する長期の輸入の貿易計画でございまして、これに關しましては生産の伸びがそれほどないのに對しまして国内消費がどんどんふえていって大変困難な状況に至つておることは事実のようでございす。しかし、それにもかかわりませず、日本との約束をできるだけ実行したいというので最大限の努力を払つておるといふお話でございました。

私も、それに対して消費の節約のような、日本は非常に工場の節約等が進んでおりますので原単位はこれほど下がつております。要するに、節約とかあるいは転換等の、ボイラーの切りかえ等の問題に關しまして日本の技術を中国へ持つてきて節約を進められないものだろうかというふうな提案もしてまして、向こうもぜひできたらしい石油消費の節約面に努力を払いたいという希望も持つておるようでございます。

そういう点も今後話していけばある程度のは出てくるかも知れませんけれども、いずれにいたしましても、短期でこゝ一、二年の問題というよりは、相当長期に見て埋蔵量はたくさんあるようでございますから、その探掘を共同してひとつやつていこうじゃないかという、探査の状況とあわせて、そういう強い希望を持つておりましたので、私もあつたさうな問題もさることながら、やはり中国との間は長い目で問題を解決した方がいいのじゃないかという感じを非常に強く持つたわけでございます。決して来年、再来年の問題をそのまゝそれはどうしていかねであるといふわけではないのであります。けれども、それはそれで向こうは最大限の努力はするけれども、しかしそれにも増して将来に對して探査あるいは探掘を進めていくのが一番重要ではないだろうか、こういう趣旨でございましたので、そう

いう趣旨でどういふところをそれと共同してやつていくかという話を中心に進めてまいつた次第でございます。

○馬場富君 次に、原油価格の問題ですが、公示価格が一月、二月、四月、こういう形で再値上げをずつと続けておられますが、実勢はいまどんな状況か、ひとつ説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(志賀学君) お答え申し上げます。産油国におきましては、昨年の後半以降に降加するGSPの引き上げを相次いで実施してきたわけでございます。ことしに入りまして、一月一日付、それから二月一日、二月四日、あるいは三月。これは産油国によつてばらばらでございますけれども、幾つかの国においてこの一月一日のGSPの引き上げはかなりオーバオールに行われたわけでございますが、その後もほぼつづつ行われておる。最近において四月一日からイランがGSPの引き上げを通告してきた、こういうことは御案内のとおりでございます。

そこで、現在の価格がどのくらいかということでございますけれども、日本の通関のCIFベイスの価格で申し上げますと、そういった相次いだ産油国側の価格引き上げを反映いたしまして、三月の通関CIF価格で申し上げますとバレル当たり三十一ドル七十五セントというふうなことになるっております。これは昨年の一月に比しますと約二・三倍というふうなレベルに達しております。今後の見通しでございますけれども、これは今後の原油供給がどうなるか、いろいろなファクターが働いてくるわけでございますが、なかなか見通しとしてはむずかしいわけでございますが、総じて申し上げますと、最近の原油需給というものは、全般的にやや緩和傾向にあるというふうなこと、そういうふうなことも考慮して考へてみますと、ことしの原油価格については少なくとも昨年のような大幅な値上がりというものが続くというふうなことはないとはいえないかというふうな期待を私どもは持つてい

るわけでございます。さらに中長期的に見てみました場合には、これはIEAその他の見通しにおきまして、中長期的にはやはり全般的な原油の需給がタイト化する、あるいは供給構造の変化というのがあることが予想されます。そういうことから申し上げて、中長期的に見ますとやはり原油の価格というものは上昇傾向をたどるだろうというふうに私も判断しておるわけでございます。

○馬場富君 私ども新聞情報等を見ておても、四月に入ってからでもやはりかなり広範囲に値上げが報道されてきております。そういう状況から推して、ひとつ長官に、そのものずばり、これはやはりいろんな専門家たちの意見も、五十ドル、七十ドルというような声も出ておるわけですが、七、八十という点で、ひとつ長官に、ここらあたりで原油価格の高騰等についての見通しを聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(森山信吾君) 大変むずかしい御質問でございますけれども、端的に申し上げまして、去年三月に電気料金あるいはガス料金の認可をいたしました際に、ことしの原油をどう見るかという点の作業をやったわけでございますが、このときは三十二ドル強という計算をしたわけでございます。いま石油部長からお答え申し上げましたとおり、ことしの世界の需給関係から見まして、その大幅な値上げはないという判断をいたしましたものでございます。三十二ドル強でございまして、これは推移するという見方で電気料金、ガス料金の算定の根拠にさせていただいたわけでございまして、この考え方はいまでも変わっておりません。

ただ、イランが予想に反しまして二ドルないし二ドル五十値上げしてきたことは大変変化要因になっているわけでございまして、これに付きましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、この値上げを撤回してくれという要求を続けておりますから、根気強く値上げを撤回してもらおうと努力してまいりたい、こういうふうには考えておる次第でございます。国によりましては

逆にいわゆるプレミアムを下げてきている国もございまして。したがって、そのGSP、GSPと申しますのは政府公式販売価格でございますけれども、その原油国政府の公式販売価格が若干上がる要因はあらうかと思っておりますけれども、逆にプレミアムが下がってくるということもございまして、その辺の差し引きを考えますと、イランの動向を別にいたしまして考えますと、その大きな変化はこれにはないのではないかと考え方を持っております。

きょう実はOPECの臨時総会がサウジアラビアのタイフで行われておりますけれども、恐らくきょうから行われております臨時総会では具体的な値上げの話は出てこないという判断をいたしております。恐らく中長期に見ました場合の原油価格を決定する仕組みについての議論が行われているのではないかと、こういうことを私も予測しているわけでございます。ただ、六月の九日にアルジェで行われますOPECの定時総会、このときには具体的な値上げの問題が議論される可能性はあるだろう、こういうふうには判断いたしております。ただ、先ほど来申し上げておられますように、ことしの需給が大変緩和いたしましたので、いま百三十五日分ございまして、去年イランの大騒動が起こったときのような客観情勢ではないということから、そうむちゃくちゃな値上げはあるまいという判断をいたしております。

OPECを大別しますと、いわゆる穏健派とそれから急進派とあることは御承知のとおりでございます。急進派の方はできるだけ値段を上げていきたいということに對しまして、穏健派の方は統一価格を実施したいということに對してございまして、現在、穏健派の代表と言われているアラビアアラビア、この代表油種でございます。アラビアアラビアが二十六ドルでございます。一番高いのはリビアとかアルジェリアの三十四ドル強というのが一番高い油でございます。その間にはかなりな差、八ドル以上の差があるわけでございます。

ら、ここで統一価格を直ちに実施することはなかなかむずかしいのではないかと見通しを持っておりまして、しからば統一価格を実施する要件は何かということになります。急進派の方ができるだけ値段を下げて、それから穏健派の方がそれに値段を近づけるというやり方が一つはあると思っております。逆に急進派の方の値段を据え置きまして、穏健派の方の値段をそれに近づけるというやり方、いろいろバリエーションはあると思っておりますけれども、余りにも格差が現在の段階では大き過ぎますから、なかなか統一価格の実現は容易なことではない、こういう判断しておるわけでございます。

以上がことしに関する見通しでございますけれども、中長期に見ました場合に、いま先生御指摘になりましたように、五十ドルとか六十ドルとかいう予測がございまして、これは過去の経験値あるいは過去のバターン等をなぞって考えますと確かにそういう可能性はあるわけでございまして、確かに石油価格は、単に産油国が先進国、消費国に對して売るといふ価格だけではなくて、その価格が産油国における物価にまたね返ってくるという面もあるわけでございまして。産油国はそれぞれ国土建設をやっておるわけでございまして、いろいろな先進国からプロジェクトを買入、あるいは資材等を買うという問題もございまして、油の値段を上げることが、先進国に対する脅威であると同時に産油国にとってもまた大変な問題となるリンクを伴うものでございまして、そう簡単には従来どおりのバターンで数十ドル、五十ドル、九十ドルというところまで上がるかどうかはちょっと問題があるということに對してございまして、もう一つの要因は代替エネルギーの開発動向にかかるといふことではないかと思っております。いまのところは、産油国は油を中心とした値段の決め方をいたしておりますけれども、つまり競争相手がないわけではございませんから、今後代替エネルギーが出てきてどの程度のコストで代替エネルギーが開発されるかによって油の価格が決められる、そういうような価

格決定メカニズムのために代替エネルギーの開発を急がなくてはならぬ、こういうことにならうと思っております。だんだんと価格決定のメカニズムが複雑になってくるだろうという予測だけはできますので、直ちに数十ドルの原油価格が実現するということは言いがたいのではないかと、こういう感じがいたしておる次第でございます。

○馬場富君 見通しをお尋ねしましたが、そういう点でイランの政変からいいますメキシコの問題等を通しましたも、やはり一貫していまいろんな個々の状況はあるようですけれども、大勢としては、産油国がエネルギーのそういう点の資源の恒久化ということに総体的に踏み切っておる、大きい流れは、これをわれわれは理解した上で石油の需給対策を考えていかなければならぬ。そういう点で、従来のように何とか方法さえ講じれば増量は考えられるという行き方ではなくて、やはり産油国側にもそういう思想があり考え方があろうということも考えたならば、やはりこれは消費国である日本もそこあたりの点にポイントを置いた対策を考えていかなければならぬ。

こういう点でいろんな新しい、この前の長期需給見通し等も通産で立てられておりますけれども、先ほど何点か質問に出ましたので私は細かい質問については避けますけれども、たとえば新燃料油あるいは新エネルギーその他の問題等、このところ上昇率が掲げてありますけれども、ここらあたりについても、かなり研究途上のものにはコスト的に問題のあるものが多いわけですね。また、具体的な例を言えば、先ほど出ました石炭の液化問題等についても、かなり実現はできたとしてもコストの面で非常に無理な点があるというふうなことが、実際にきたとしてもそれは現実使えない、コスト的には無理だということも出ておるものがある。この計画の中に盛り込まれておる。こういう点で非常に現実性を欠いておる。輸入石油の見通しの中で五十二年から七十年とずっと輸入石油の増量が計画されておりますけれども、こういうもの一つと

つてみましても、これは五十二年度で石油を原価に直してみるとやはり年間十五兆ぐらいの金額になる。これが六十五年から七十年になるとこれは二十五兆ぐらいの金額になる。これは日本の一つの経済成長にも何の関係なしにお金を出すだけだという問題に影響してくるわけです。そういう点で、やはりエネルギーの供給ということとあわせて、ここあたりで日本も思い切った代替エネルギーの実現ができる可能性のあるところにもっと集中的に力を入れていって、そしてその分だけ輸入石油がカットされてきたならば、国内で考えていけば生産性にも大きい影響を与えていくことになる。

こういう点で、私は先日フランスのエネルギーの十カ年計画を見ておりました、それは私たちに原子力の増大等については問題点はございますけれども、非常に日本の需給見通しと比べてみて、非常に現実的な、実際にできる可能性のあるものを、きちんと計画を立てておりますが、こういう点、日本の需給の見通しというのは非常に理論的な、机上的なものがあるわけです。この点、私はもっともこのあたりを考えた、いまのような考え方に立つて私はこの需給見通しをしつかりと考え直さなければならぬ、こう思うわけですが、この点どうでしょうか。

○国務大臣(佐々木武蔵) フランスの十カ年計画に關しましては、私、出張中でございましたので詳しい内容はまだ承知しておりませんけれども、私、去年十二月のIEAの閣僚理事会に出席した際に、フランスの要路の皆さんにいろいろ話を聞いてみたのですけれども、あの国は資源状況は日本と非常に酷似した国でありまして、国内には石油は全然ございません。石炭も大してない。

しかし、政策は非常に思い切った大胆な政策を立てておる。今後五カ年間で発電量の半数は原子力発電、十カ年後には三分の二を原子力発電にしたい。そして、これからの新しい発電はもちろん油を使うのは厳禁でございますけれども、古い、いままでの油を使っておった発電も原子力発電に切

りかえるのだという大変雄大な構想で、現実にやっているのかと言ったら、二カ月に九十万キロワットの原子力発電が一基ずつ現実にできていっているのです。ですから、絶え間なくずっとできていくような計画になっておまして、反対運動はないのかと言ったら、フランスではありません。そういうところは非常に各国と違ったところでございます。技術も非常に進んでいます。

私、マルクールとノルマンジー、両方行ったのですけれども、マルクールは御承知のようにFBR、高速増殖炉の原型炉が非常に順調に動いておまして、たまたま英国、ドイツですか、オランダが忘れましてけれども、三カ国でスーパーフェニックスという増殖炉の実証炉をたまたま建設中で、再来年にはできるはずでございます。それが完成して実証炉がうまくいきますれば高速増殖炉の実用段階に入っていくわけですから日本よりは少なくとも十年ぐらい進んでいる。米

国よりも進んでいます。日本よりはちろんでございます。そういうことで、特に日本人が非常に危険視しております再処理工場というのは、マルクルのは川のそばでやっておりますから実に平然としてやっておりますし、ノルマンジーでいま大きいのをつくってやっておりますけれども、それも見に行きましたけれども、これは牧場に牛がおりまして、これのとおり別に何でもないのだというふうな説明をしてございました。というふうなことで、今度の十カ年計画も恐らくそうだと思いますけれども、向こうは原子力を中心にした計画であることは事実でございます。そういう点では日本とは大分これは趣が違ふという実

感がござります。○馬場富君 最後ですが、長官の方から……このエネルギーの長期需給暫定見通し、これは先ほどどなたか指摘されておりましたが、私も過去から何点か指摘してまいりましたが、そういう点でもう一步、やはり政策ですから、現実性に乏しいものについては、長期計画とはいえ、ひと

つかットして、もっとも現実性のあるもので計画をきちんと立てたものを持っていべきじゃないのか。だから、やはりそういう点でこの需給見通しというのは非常に現実性がないという点で、先ほど話した一つの石炭液化の問題等につきましても指摘しましたけれども、あらゆる面でそういうことが言えるわけです。この点について、長官どうでしょうか。

○政府委員(森山信吾君) 従来つくっておりましたエネルギーの長期見通し、ともすれば計画倒れになったという実情でございます。それは率直に私も反省しているわけでございますけれども、従来も代替エネルギーの開発につきましましては努力をいたしましたわけでございますが、代替エネルギーの開発がうまくいかなかったその分を石油にかぶせてしまおうという悪い癖があったのではないかと思います。といいますのは、石油が比較的安定的に、かつ安い値段で買えたということもございまして、どうしても甘さがあつたのではないかと気がいたしております。しかしながら、特にこの一年あるいは二年ぐらい前から輸入石油に対する見方が大変シビアになってまいりまして、御高承のとおり、昨年の東京サミットあるいはIEA等におきましても各国の輸入石油の上限を決めるといふようなことになってきたわけでございます。従来のように計画がうまくいかなかったその分を輸入石油にかぶせるというやり方とれなくなってきたという現実がございまして、昨年の八月に答申をいただきました長期エネルギー需給暫定見通しの一番大きな特色は、輸入石油をもうこれ以上ふやすことはできないということに今回の需給見通しの大きな特徴があるのではないかと、こう思っております。したが

いまして、輸入石油の比率を一定に置きまして、あと経済社会の発展を一定といたしますと、そのギャップを埋めるものはどうしても代替エネルギーでなければならないわけでございまして、従来のような甘い考え方で代替エネルギーの開発に取り組むわけにはまいらない、こういうことになら

うかと思ひます。そこで、それぞれの各項目について見ますと、昨年八月の分につきましては、たとえば原子力につきましましては三千万キロワットと書いてありますものが現実には二千八百万程度しかできないではないかという御指摘もございまして、それからいまお話しの新燃料油等につきましても大変シビアな見方がございまして、そういう面をどう調整していくかというところは大きな課題ではなからうかと思ひます。

そこで、ただいま御審議いただいております法案を成立させていただきましては、第三条によりまして供給目標を作成することになっておりますので、いまお話しのごさしました長期エネルギー需給暫定見通しをベースにしたがら現実的な現実的なと申しますのもこの程度でよろうという点ではなくて、政策を織り込んで実現可能な数量を供給目標に掲げていく、こういうようなやり方をさせていたしまして、本当に国民こそって達成すべき目標というものを上り上げていきたい、こういうふうな考え方をしておりますので、よろしく御指導、御支援を賜りたいと思ひ次第でございます。

○下田京子君 大臣は、今回の石油代替エネルギー法の提案理由の説明の中で、昭和五十五年度を石油代替エネルギー元年と位置づけてやっていきたい、こういうふうな話されております。思い起こしますと、五十三年度にはエネルギー元年というふうなことも大変言われたかと思ひます。いずれにいたしましても、政府がここ二、三年エネルギー政策を強化していこうというその姿勢のあらわれかな、こう思うわけですが、問題は、こういうエネルギー政策を戦後何十年と進めてきた従来の政策を踏襲するもの、あるいはその反省に当たって新たにまた進めていくものかというところが大変重要かと思ひます。私どもは繰り返しいままでも指摘してまいりましたけれども、エネルギー政策の基本は、何といつてもやっぱり自主的で、しかも民主的で、そして総合的なものでな

ければならない、こういうふうに思うわけなんです。そういう立場の一つの反省点に立ちまして進められるのかどうか。まず最初に、いままでのエネルギー政策についての何か反省点、教訓等がございましたらお聞かせいただきたいと思うわけです。

○国務大臣(佐々木義武君) 石油代替エネルギー元年と申しましたのは、いままでもエネルギーが日本の一番重要な対策としてその解決を迫られていた問題であるということは国民ひとしく認めるところでございますけれども、しからばどうするかという問題に関しては、どうも数年前から強く叫ばれておるにもかかわらず、少し油の供給が緩んでまいりますとその危機感は薄れまして、そしてやはり油に頼っていくという安易な道を選んできたのは事実かと思えます。そういうことでございまして、今度のイランの問題を契機にいたしました第二次の石油危機のような状況を呈したものですから、これを機会にいままでのような油だけの対策、言わねば油の安定供給とか、あるいは備蓄とか、あるいは節約とかいったようなそういう政策だけでは今後の長期にわたっての展望としては日本はやっていかぬぞ、この際思い切った従来の政策はそのまま進めることにいたしまして、さらに一層竿頭一歩を進めまして油にかわるものをひとつつくっていくじゃないか、それが最大の道じゃないかというところでこの発想が出てきたわけでございまして、したがって油にかわるもの、油オンリーでなくて油にかわるものといましては、いままでは原子力発電を中心として考えておったのですけれども、なかなか立地問題等いろいろございまして、思うように進まない。そうだといたしますと、もう少し観点を變えて、原子力とかあるいは石炭あるいは LNG とかいった一番基本になる油の代替エネルギーもさることながら、日本独自の申しますか、国内に賦存する消耗しない天然エネルギーと申しますか、そういうようなものにもこの際思い切った力を注

ごうじやないかということで、従来の発想をもう少し幅広くいたしまして、そして地熱とか、あるいは太陽熱とか、風力とか、あるいはバイオマスとかいったようなものもこの際あわせて開発すべきだということでこの代替エネルギー新機構というものを考えて、それでひとつ従来の進めておるのにさらに付加して、当分は補完的ではありますけれども、将来はこれが主力になっていくだろうという意味で、長期の展望に立つてこの問題を進めていくのが一番よろしかろうということで、石油代替エネルギー元年と申しては少し言い過ぎでございましてけれども、そういう意味のエネルギー元年と理解していただければありがたいと思えます。

○下田京子君 私は、こういう総合的なエネルギー政策を進めるに当たっての基本的な政治的姿勢とでもいいますか、そういう点でお尋ねしたつもりなんです。大臣の方は、いままでやってきたのは余りにも油に頼り過ぎたから、これからは油以外の原子力から、LNG から、いろいろなものを、地熱も含めてやっていきたいのだ、こういうお話し。それはそれとして重要でございしますが、問題は、エネルギーの供給を総合的にどう進めていくかというところで立つ基盤、これは私もはっきり申しますと、いままでのようにアメリカ任せ、あるいは一定の大手企業任せというふうなところまで進めていったのではやっぱり問題じゃないか。問題は、何と云っても第一には国内資源の復興や開発を自主的、民主的にどう行うか、それからさらには国際的に見ても、自主的な資源外交をどうしていくのか、あるいはエネルギーの消費の問題、抑制の問題についても自国で自律的にどう進めるか、そしてまた四つ目には、いまお話しになりました新エネルギーの開発、あるいは等含めた利用、そういう総合的な問題を進めていく上での基本的な姿勢、これは従来どおりじゃいけません、やっぱり新たに自主的、民主的な立場に立つて行い必要があるのではなからうか、こういうふうに考えているわけなんですけれども、そ

ういう点での基本的な姿勢とでも申しますでしょうか、大臣に再度お尋ねしたいと思えます。

○国務大臣(佐々木義武君) 私も、このエネルギー問題というのは長くやった一人でございますけれども、戦後まず考えましたのは、御承知のように水主火従でありまして、まず日本の水を思い切った活用しようということで、水の総合利用というものを考えました。いまの電源開発株式会社でできたのもそのあらわれでございましてけれども、要するに、水から出るエネルギーを日本の再建に使おうというのが根本でありまして、同時に、石炭も当時は五千五百万トンぐらい日本で掘れましたから、だんだん水の問題がある程度開発も進みますと今度は石炭の問題に入りまして、火主水従というふうな時代に入ってきたわけです。その当時までは、お話しのように、国内ではまだ外貨も不足でございまして、おっしゃるような国内の自主的な資源に頼って国づくりをしていくというふうな着想でございしましたけれども、しかし、だんだんそれも限界にまいりまして石炭も二千万トンが大体限度、水力も大規模の開発というものはもうございせんというふうになってまいりますと、やはりほかのエネルギーに頼らざるを得ない。何に頼っていったかという当時非常に出てきました油、安くて便利で多量に入手できる油にだんだん入っていった。そして油を中心にした経済になってきたということ。そのこと自体は、お話しのようにあるいは自主性を欠いたといえはいたかもしれない。しかし、油を中心にして産業を興して、それで輸出をして、その代金で油を買っていくという循環を繰り返していったわけですから、決して他国に頼っていたわけではないわけでございますけれども、しかし、だんだん油自体が、数年前、特にローマクラブ等から、資源は有限だぞ、油もそんなにふんだんにはないぞ、やがて数量的にも需給関係がアンバランスになるところが必ず来るという予言が出ましてから世界的にも考えが大幅変わってまいりまして、そういうふう

にシフトというふうなそういう転換を経てきたのだと思えます。

したがって、お話しのように、もう一度国内の自主資源に頼れといっても、水力とか石炭にはそれほど頼れる道はないのでありまして、若干はございましてけれども、大量に頼るわけにいかない。そういったしまして、いままでのようにそれじゃ油でいけるか、これもだめだということになりますと、何かやっぱりいままでと変わったもの、違ったものを編み出していく以外にないということとが、先ほどの繰り返すように、もう申しませんけれども、代替エネルギー開発の着想になってきたものだというふうに考えてございします。

○下田京子君 いまの議論はまた私もお話し申し上げたいと思うのですが、改めてお尋ねしたい点は、いま代替エネルギーを早急に開発しなければならぬという最たる理由は何でございましょうか。

○国務大臣(佐々木義武君) 先ほど申しましたように、いまのエネルギー政策の主力というのは、何といたしまして油が中心でありまして、当面は油の安定供給、あるいは節約、あるいは備蓄といったようなものに大半のエネルギーを使うわけでございまして、これはもうそのみをもっては数年たらずして、これはもうたぬぞ、もう油が数量的にも思うように入っていない、あるいは値段がいまのようにどんどん上がっていくということであらば国内経済がもたない、こういう両面から考えまして、どうしても新しいエネルギー政策というものを編み出す以外にしようがないということがやはり問題の中心かと思っております。

○下田京子君 いまのお話ですと、非常に油が逼迫している、だから代替エネルギーの開発だということなんですが、逆にそれじゃ石油が入手できれば代替エネルギーの開発問題というのはそれほど緊急ではないというふうな理解も成り立つものでしょうか。

○国務大臣(佐々木義武君) しばしばそういう経験を繰り返してきたものですから、それは今度は

繰り返すまい。いわゆる代替エネルギー元年というのにはそういう意味で、少しぐらいは緩むことがあっても、当面の問題には余り注意と申しますか、それらにみとられねないでやはり長期を目標していきながら新しいエネルギーを開発していく、こういうことだと思っております。

○下田京子君 先ほどの御説明の中で、世界の石油が非常に足りないというお話なんですけれども、その時期とかあるいはその具体的な根拠、おわかりでしたら説明いただきたいと思うのです。

○国務大臣(佐々木義武君) これはいろいろなデータがございます。アメリカのC I Aの資料などは米国の一番よく使っておられるわけですけれども、私もがやっぱ一番信頼をおきますのはI E Aの資料でございます。第一次石油ショック以来その対策としてできました消費国間の機関がございまして、これは国際的なエネルギーの消費国の機関でございますが、その機関で検討し発表しておるものがやはり一番信頼性があるのじゃないかと思っております。

その見通しでは、大体八五年くらいから油の需給がアンバランスになっていく、自後だんだんそのアンバランスがひどくなっていきますよという見通しで、ほぼそれが国際的にも一つの定説のように定着しつつあるのじゃないかと考えております。と申しますのは、おとしサウジアラビアに行きまして、ヤマニ石油相にお会いしていろいろこういう問題をディスカスした際も、それはもうそのとおりだ、そういう考えで今後やっぱ政策を進めるべきだという一応の考えでございまして、産油国の一番の油に明るい人ですら同じことを言うわけですし、消費国の勢力が知恵をこらして出す結論もほぼ同じでありますれば大体そこら辺は一つの真実として受け取っていいのじゃないかというふうに実は考えてございます。

○下田京子君 一九八五年からアンバランスが出てくるというお話で、そもその根拠はI E Aの資料等によるのだ、こういうことなんですけれども、実際、石油というものは、これはいろいろい

ままでも議論になっていると思うのですけれども、地球そのものが有限であれば石油だってそれは限られております。しかし、あと何年もつたらうかというこの議論につきましては、かなりいろいろ変わるわけです。といいますのは、これは資料等を見ましても、世界の石油の可採年数がどのくらいあるだろうかというのは年ごとによって違ってくるわけですね。実際のその年度末の埋蔵量と、そしてまたその年のいわゆる生産量とで見まして、あと何年もつ、こういう議論が常に過去やられてきたわけです。

数字を申し上げますと、一九六九年だと思っております。これは年度末の埋蔵量が四千八百六億バレルだったと思うのです。その時点ではあと三十年ちょっとなんだよ、こういう話が出ておりました。ところが、その翌年、わずか一年後に確認埋蔵量が六千二百七億バレルというふうなことがなりまして、一年たらずにあと三十五年も持ちますよという議論がまた出てくるわけです。ずっとまた、ちょうど十年近くになります、十年までもいきません、一九七六年の数字で見ますと、やっぱこの時点であと三十年だ、こういうまた議論になるわけなんです。ですから、実際にI E Aの資料が絶対的なものなんだというふうな見方というものは問題ではなからうか、こういう点をひとつお聞きしたいわけです。

同時に、一緒に聞きたいわけですから、特にO P E C諸国のいま資源温存というのか、こうでもって非常に生産削減の要求というのが出ております。こういうことについてどういうふうな評価されているのか、その辺を聞かせていただきたいと思っております。

○国務大臣(佐々木義武君) 私の申し上げましたのは、何十年に油が枯渇するとか、そういう意味で申したのではありません。それは幾らでも説があると思えます。そうじゃなくて、需給がアンバランスになるという意味でございまして、その一つの一番大きい根拠は、開発と申しますか、新資源の発見と申しますか、油の発見がな

な採掘の増加に伴ってバラレルにいつているかというふうなふうになっておらぬというのが一つ。もう一つは、やはり産出国は油を燃料として使うのはもったいない、あくまでもこれは原料として使うべきだという風潮が大変出てきているということ。それからもう一つは、産油国が自分の将来を考えたとき、この際、油が枯渇した場合に自分の国づくりが不可能になるわけですから、いう要求であることは間違いないと思えます。そういう点から考えますと、いままでのように需要があるからといって生産をどんどん増すかというふうなわけにいきませんので、だんだんやっぱ縮まっていくのじゃないか。需要もずいぶん節約しておりますけれども、しかしこれは必ずしもそんなに急にダウンするわけじゃない。そういうことを考えていきますと、やはり需給関係は数年後には相当タイトなものになっていくだろうという見通しが一番支配的だ。それが正しいか、絶対かといえますと、これは日本におつててもそういうことを言えるほどデータがあるわけでもござい

ません。ですから、世界の権威ある研究所等でも出します資料をそれぞれあべいしてまわして、大体こころが本当じゃなからうかというふうな判断する以外に私はしような方法がない。ですから、ある資料を持ってきたこれは違いますが、こう言ってきた、やっぱこれはおかしいのでありまして、世界の常識はこういうのが大体の趨勢だろうと思えば、それに従って、それを目安にして国内で対策を立てていくのが政府としての正しい仕事じゃなからうかと考えております。

○下田京子君 私は、I E Aの問題と同時に、産油国のいま行っている政策に対しての御認識がどうかという点もお尋ねしたつもりなんですけれども、時間の関係もございまして……その点では、いま大臣がお話しになったいわゆるI E Aというものの、あるいはサミットとか、こういった国々というのとはちがうかといえ消費を中心とした同盟国が参加されていると思うので

す。問題は、産油国側、O P E C等がどういうふうな考え方を持っているのか、それにどういうふうに対応していくかということが非常に大事だと思っております。その点では大臣はもう少しやっぱ目を向けて、日本のこれからのいわゆる総合的なエネルギーの開発計画というものを考えなければならぬと思っております。

御承知だと思っておりますけれども、これはイラクの石油相が、いろいろとO P E Cが何を目標かというところで発言をされております。四点ほど言われているその中で私もこれは大変重要だと思わされたので、そのうち具体的に掲げられております新国際経済秩序のあり方という点で以下六点左右についての方を述べているのです。私は具体的に、これに対してどうかということでお聞きしたいと思っております。

その第一は、差別的貿易制限政策を撤廃してもらいたい。二つ目には、途上国の輸出入価格安定帯の保証。三つ目には、途上国の経済開発への支持と公正な価格での近代技術のこれら諸国への移転の促進。四つ目には、途上国の債務構造を再検討して支払い重荷を軽減する問題。それから五つ目に、搾取とは違う条件で途上国への資本の流れを促すこと。六つ目に、第三世界における多国籍企業の行動の規制。

私は、これが一点ずつどうかということでも聞くつもりはございませんが、こういうふうな六点にわたって新国際経済秩序のあり方ということについてはつきりと述べられていくわけなんです。すなわち、こういう産油国の意見というものをどれほど踏まえておやりになっているかというところ、しやるのかということについてお聞きしたいわけ

です。○政府委員(森山信吾君) 産油国、特にO P E Cが中心になりましたと考えております新国際経済秩序の問題につきましては、数年前にI E Aができましたときにフランスが提唱いたしまして産油対話をやろうではないかということから起こった問題だという認識を持っております。御承知のとおり、

フランスはIEAに加盟しなかったわけでございますが、フランスはIEAに加盟するかわりに産油国と消費国の対話を提案いたしまして、いわゆる国際経済協力会議、CIECと呼んでおりますけれども、この会議を開いたしまして、私の記憶ではたしか四つぐらいのグループに分かれて議論をしたと思います。私はそのエネルギーの代表で当時出た記憶があるわけでございますけれども、いまお述べになりました六点は、それぞれの項目といたしまして新国際秩序の提案が産油国からなされたわけでございますが、この流れが現在のOPECの主要な流れになっていることも事実でございます。現在サウジアラビアで行われておりますOPECの臨時総会におきましても、いまお述べになりましたような、特に発展途上国への援助の問題あるいはテクノロジー・トランスファーの問題等々の議論が行われておるわけでございます。これは私も消費国としては十分に注目している問題ではないか、こういうふうに考えております。

問題は、先ほど申し上げましたように、産油対話、産油国と消費国の対話というものが再び復活する可能性があるかどうかという問題でございます。私どもは基本的には産油国との対話が復活することは望ましいという気持ちを持っております。しかしながら、新国際秩序という大変大きな問題で産油国と消費国が議論することが果たしていいのかどうか、つまり国連という場で、グローバルの立場でこういった新国際秩序というものが議論されるべきであって、単にエネルギーの問題に關しまして産油国と消費国が話し合いますことが適当であるかどうかということにつきましてはかなり疑問があるというのが現状でございます。と申しますのは、先ほど申し上げました国際経済協力会議というものが必ずしも成功裏に終わったわけではないという過去の経験から照らしまして、単にエネルギーを中心としたそういう対話の復活というものが妥当であるかどうかにつきましては問題もございまして、それからメキシコの

大統領が同じような新国際秩序的な考え方を国連の場に提出したということもございまして、私どもはグローバルな立場でそういう議論をするべきではないかという基本的な考え方を持っております。でございます。しかしながら、いま下田先生の御指摘になりましたように、産油国の考え方というものに常に消費国が十分に認識しておるという態度もこれは必要なことではないかということでございます。私どもはそれなりの情報収集にも努めておりますし、産油国の考え方に即した対応策というものを考えていかざるを得ない、そういう立場にあることの認識は十分持っております。でございます。

○下田京子君 認識としては持っているというお話なんです。問題は具体的にどうするかということがいま求められていると思うのです。

ここで、やはりメキシコの今回の総理の訪問に際しての話し合いでも、若干先ほどの他の委員の話にもありましたが、私も政府との考えでは評価が違っておるようだけれども、いずれにしても現在アメリカがイランに行っている制裁等、こういうことについて日本が独自の立場でどうするかというふうなことがやっぱり求められているわけですね。非常に産油国と消費国との話し合いというものが必要であるし、またその産油国の状況というものをしっかりと踏まえて、そういう産油国の国づくりということも考えながらわが国日本のエネルギー政策というものはこれは非常に大事だ、こうおっしゃっているならば即座にイランに対してでもアメリカ追隨的な外交政策というものをやめたいと云われたすなわち話し合いの問題では、即刻イランとも価格交渉も含めて話し合いをする、そういうことをいまお考えなのかどうかという点で、これは大臣からお答えいただければと思います。

○国務大臣(佐々木義武君) 私どもは、アメリカに對しましては人質の問題も含めて平和裏に問題を解決すべきであって武力等による解決はいけませんぞということを強く主張しております。それを追いついて言うならばあえて追いついても結構だと思っております。決して私どもは追いついたと考えておりません。そして、まず平和をこの際の問題に絡めて乱してはいかぬ、これだけは厳に守ってもらいたいということ、国是として進んでおることは御承知のとおりでございます。まず、それを前提にいたしまして、ヨーロッパも同じ考えでございますから、同じ立場にある日本とヨーロッパが、この問題の解決に對しましてはそれでは一緒にひとつ同歩調をとりながら、アメリカの基本的な人質の解放、人質ということ自体はこれは国際法に違反してはおりません、また世界秩序に對する重大な脅威でございますから、これは何としても早く解決しなければいかぬ、その解決のためにひとつ共同歩調をとって平和裏にこの問題をおさめようというのが基本かと思っております。

いまのお話はその問題とは別でございますが、先ほど長官からもお話がございましたように、産油国側と消費国側で会合して、お互いに理解し合う意味で一堂に会して話し合ったらどうかという話は前からあるのでございます。あるのでございますけれども、先ほど御提示になったような問題もございまして、産油国側では、自分ら産油国だけでむしろ応ずるよりは、発展途上国と申しますか、共通利益があるわけでございますから、そういう国々とも一緒に提案しておるものですか、理したいというふうな提案しておるものですか、できれば国連等の場でそういう問題を話し合いたいというふうな議論も当然出てくるわけでございます。したがって、大消費国側と生産国側とが相對してというふうな着想も一つある考え方ではございますけれども、幾たびか試みましてまだそれは実を結んでいないわけでございますから、むしろそれよりは個別的にそれぞれの国との資源外交と申しますか、エネルギー外交を進めながら、わが国のようにエネルギーのない国では、供給安定、安定供給と申しますか、供給個所をさらに分散して、そして安全な道を選ぶという政策の方がむしろ現実的であり具体的なところ、そういう方向で進めておるのでございます。でございますから、決して別に対米追隨外交だということに考えてはございません。

○下田京子君 考える考えないの論評を伺っているだけじゃなくて、私は具体的にイランと、石油問題、価格等も含めて、本当にイランの経済の発展という方向も含めて、わが国の石油の今後の入手という問題も含めて話し合うつもりはないのか、こういう点も踏まえていま質問したつもりなんです。大臣は、そういうことでない、いろいろ人質問題まで発展されてお答えがあったようですけれども、問題は、やっぱり言葉ではなくて具体的な実際の行動だと思っております。さっきも大臣、一番最初に申されましたけれども、最初は水資源の利用から始まって、国内資源をいろいろ見つけたけれども、とにかく国内炭ももうだめになった。そして、いみじくも話されましたけれども、石油が安いのだということで石油におんぶしてきた。しかし、最近はその石油がだめになったからというところで、今度は原子力だということで大分力を入れてきました。この原子力問題では安全性を問われて、大変また立地問題で悩んでおる。そして、また今度は石炭だということなんなんです。その石炭はどちらかと言えば国内炭じゃなく、次がだめなら次だよ、本当に花から花にチョウチョが渡り歩くように、総合的と言いつつ、むしろ総合的ではなくて総合的に、しかも自主性を欠いているのじゃないかというふうなことを私たちは思うわけなんです。

問題は、最初に立ち返りますけれども、いま石油代替エネルギーの開発ということを進めていく上に大切な問題は、まず自主的でないければならぬ、そして同時に総合的にきちんと自国の今後の見通しを持ってやりいたしたるかどうか、こういう点だと思っております。この点について再度御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣(佐々木義武君) 前から申し上げますように、エネルギー問題はやっぱり時間とマス、量の兼ね合いでありまして、計画を立てるためには経済の成長等をまず考えまして、それにどれほどエネルギーが要するか、そのエネルギーを何で賄うかという点を分析してまいりまして、そして油をだんだん減らしていくのであれば、それにかわって何を一体伸ばすべきか、伸びるかどうかが、そういう吟味をしてそうしていくのでございまして、お話しのように花から花へ飛ぶというのじゃないので、そういうふうにならなくていきますと、これを伸ばそうと思っても伸びぬ場合もございいます。

でございますから、ただ、たとえばホワイトエナジーと言っても、それはなるほどエネルギーには違いありませんけれども、それじゃ日本のエネルギーを賄い得る量が出ますかといますとそうはいかない。そうしますと、そればかりに頼っているわけにいきませんから、やはり大量に頼れるものとしては原子力だとか、あるいはLNGだとか、海外炭だとかということになるのはこれは当然でありまして、別にしよっちゅう政策を変えていくわけでも何でもございせん。言うなれば不動の姿勢で進めているつもりでございすけれども、しかし、さらばといつてそれだけでよろしいかという、日本のような特殊なエネルギー資源国ではそればかりじゃいかぬので、ただいまは微量であっても、当面の役に立たなくとも、将来を考へて進めるべきものは進めるべきだ、こういうこととございすので、そんな長い、二十一世紀の中ごろにやっとなるような核融合だとか、水素エネルギーだとか、そんなものを何でやるのだとあるいはおしかりをこうむるかもしれないけれども、これはこれでやっぱりやらなければいかぬものなのでございまして、そういう意味で、言うなれば、むしろ私どもの考え方が総合性を持っているのじゃないかというふうに実は自負している次第でございす。

○下田京子君 具体的にお尋ねしていきますけれども、本法案の第三条の中で代替エネルギーの供給目標を定めることになっております。従来は、これに準ずるものとして長期見通しというものが一応あったわけですが、この見通しのほか、今回新たに法律の中でつきりとうたつて供給目標を定めるというふうにしたその根拠は何かありなんでしょうか。

○政府委員(尾島巖君) この法律の目的は、わが国の経済の石油に対する依存度を軽減していくというところとございす。このために石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めていかなければならないということになるわけとございすけれども、石油代替エネルギーの開発、導入というのは非常に長期にわたるリードタイムが必要であり、また巨額の資金の投資が必要となつてくるわけとございす。これを総合的に円滑に効果的に進めていくためにはやはりその目標といたものがどうしても必要になつてくるわけとございす。こういう意味におきまして、今後の供給目標が、石油代替エネルギーの開発、導入について官民挙げての努力目標として役割を果たすことが期待されているわけとございす。また、民間のエネルギー消費者にとりましてもこれが目安となつてその対応を図っていくことになるわけとございす。

○下田京子君 そうすると、努力目標というものはつきり法的な根拠を持たせていくのだというふうに解してよろしいですか。

○政府委員(尾島巖君) 御指摘のとおりでございす。

○下田京子君 それでお尋ねしたいのは、この供給目標の中にももちろん原子力は含まれるわけですね。

○政府委員(尾島巖君) 原子力も含まれます。

○下田京子君 さらに、具体的にお尋ねしたいのは、第三条の第三項について、まず政府原案の方なんですけれども、「内閣総理大臣の推進する原子力の開発及び利用に関する基本的な政策について」云々というふうなことをうたつていますが、

この基本となるものは当然原子力基本法の第二条でうたつておりますいわゆる自主、民主、公開というこの三原則を踏まえてやられるべきものであるというふうに理解してよろしいですか。

○国務大臣(佐々木義武君) 最も重要なのは、平和の目的に限るということとございす。そして、いま申しました三原則がその中心かと思ひます。

○下田京子君 それじゃ、修正案の方でちょっとお尋ねしたいのですけれども、この第三条の第三項のところの考え方は、いま言ったような方向で修正されているわけですが、とすれば、内容的には余り変わっていないのか、あるいはまた別な計画をお持ちにならうとしているのか、どちらなんでしょうか。ひとつ、はつきりさせていただけませんか。

○政府委員(尾島巖君) この修正案につきまして政府委員の方から説明するのはどうかと思ひますけれども、趣旨説明にございすとおあり、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づいて行われる原子力に関する基本的な政策について十分配慮するということになつておありまして、従来の表現よりはこの原子力開発につきましては原子力基本法に基づいて進めていくことをより明確にしたものというふうな受け取っておるわけとございす。

○下田京子君 そうしますと、さっき大臣から政府原案の話で、特に原子力基本法の平和というところが大事な点だというお話がございまして、修正案の部分では、それをより明確にさせる意味で出たのだというふうに政府側は理解している、こういうことだと思ひます。とすれば、根本的な点では相違がないのじゃないかというふうに私は理解しますけれども、政府もそのように理解しておりますでしょうか。

○国務大臣(佐々木義武君) 平和の目的に限るというのは大変軽いようでございすけれども、そこではございせん、これが一番重要な問題でございす。なるがゆえに、バイラテラルな相互

条約あるいは多角的な国際条約等によりまして、日本が原子力発電その他原子力燃料等を平和の目的に限って使っていくのかどうかということウィンスベクトするために、条約に基づきましてウィーンの監査員が常時とてよいほど数国日本に参りまして、しよっちゅう調べているというくらい、何が一番問題かといふ点の点が一番問題なのでありまして、ドイツのいまの反原子力問題なんというのは、むしろ発電が危険だとかなんとかという問題ではないのだそうでありまして、それが転換するのじゃないかということが一番向こうの反原子力問題の運動の中心のようございす。

日本でもやはりそうでございまして、根本はそれでございまして、私も原子力基本法をつくった本人でございすけれども、そのときに何が一番問題だったかという、その枠を外してはいけません、これだけは絶対に守らなければいかぬというところでいままで来たのでありまして、そのことが二条に一番強くうたわれているわけとございす。そして、それに続いて、それをギャランティーする意味で三項が、三つの法則が出てきていくわけとございすから、やはり私は、その項は決して軽く考えるのじゃなくて一番中心問題として考へるべきだというふうに考へています。

○下田京子君 大変御丁寧な説明でわかりました。

ただ、問題は、供給目標の中に原子力が含まれるのは当然。そして、しかもその供給目標にかかわる部分で具体的にどうするかということもこの法律の中に入っているわけなんです、長期目標の方を見ますと、私これは大変だと思ひましたのは、現在建設中のものが七基です。運転中のものが二十一基、建設準備中のものが七基、合わせて三十五基ございまして、全体でもってこれは認められている出力二千七百八十八万キロワットということになるわけで、七十年を見通した場合に、この見通しによりましておよそ七千八百万キロワットというふうなことを出しておるわけ

す。これは設備の計画じゃなくて、言ってみればエネルギーの計画ですから、実際にこれだけのエネルギーが供給されるということになった場合、どれだけの原子力が建設されることになるのだろうか、こう考えたわけなんです。いま政府で、いろいろ聞きますと、これからは一基大体百万キロワットのものと考えていきたい、こんなお話です。単純に、まさか一〇〇%稼働というものはございませぬけれども、そういった場合でもこれからの差を見ますと、およそ五十基ということになります。その稼働率状況によつてまた大変変わるわけなんです、とにかく現在の建設準備中のものも含めて三十五基という上に、五十基あるいは七十基、八十基というものが新たに建設されなければこれだけの目標が原子力においては保証されない、日本じゅうまさに原子力の発電所というふうなところになるのじゃなからうか、こういうふうに思うわけなんです。

そこで、私お聞きしたい点は、まず原子力はこの安全性が確認されたものというふうな御認識で始まっているのかどうか。それから二つ目には、国民のコンセンサスを得られているというふうな御認識なのかどうか、この点をお聞きしたいわけなんです。

○国務大臣(佐々木義武君) 原子力発電炉が安全なりや否やという問題でございませぬけれども、それは大変安全なものだという議論も成り立ちますし、安全でないという議論も成り立つかもしれない。確かに、ヨーロッパなどへ行ってみますと、ドイツあるいはフランス等で、同じ軽水炉でありますけれども、みずから安全性を確認しつつ自分で行つてみ上げていったという炉に関しては、私は行つてみまして安全だと思ひました。ですけれども、日本はそれじゃみずからこの安全性を自分でつくり上げていくのかと申しますと必ずしもそうはいきません。でございませぬから、アメリカで何か軽水炉の事故が起きますと、すぐ日本は炉をとめなければいかぬ。ヨーロッパでは平気でそのまま動かしているわけなんです。何らの事

故もない。でございませぬから、やはりこれはみずからの手でつくり上げていく、安全な炉をつくるというのが一番の根本でございまして、その点では最近非常に私は日本も変わってきていると思ひます。原子力研究所あるいは通産関係の各研究所等でこの問題に集中して研究を進めていまして、ずいぶん日本も自信を持ってやれるような時代に入つていくのじゃないかという感じがいたします。さらばといつて、これはもちろん安心心のできる問題ではございませぬから用心には用心を重ねていかなければいけませんし、また特に検査、審査等に対しては権威を持ってやらなければいけませんので、御存じのように安全委員会をつくりまして、日本では一番権威のある機関が、通産省でみずから審査をする以外にダブつてこれをやるという入念なやり方で審査をしていまして、まづまづという感じがいたします。

それからコンセンサスの問題。これは一番重要な問題でございませぬけれども、最近のコンセンサスというのはどういふふうにテストするかと申しますと、やはり世論調査のような調査しか方法がないわけではございませぬ。そういう面から見ますと内閣の統計等が、それはひが目で見れば幾らでも見れるでしょうけれども、しかし私どもの考えたところでは、やっぱりそういう世論調査的なもので見ますと順次変わつてまいりまして、いまや昔とは全然違つた様子を帯びているのじゃなからうかと思ひます。正確な資料をいま持ち合わせてもおりませんので恐縮でございませぬけれども、たしか青年会議所等でもずいぶん変わった見方をしておるようでもございませぬし、世論はずいぶん変わつてきたのじゃないかと思ひます。しかし、これではまだ十分でございませぬので、さらに理解を深めるように、また協力を得られるように不断の努力が必要だということも申すまでもございませぬけれども、しかし、ずいぶん認識は変わつてきているように私は考えます。

○下田京子君 政府としては安全性の確立の方向でいろいろ努力しているということ御説明があつたと思うのです。そのことは、逆に言えば安全だということが全く保証されたというふうには見られないということも裏づけていふことになると思うのです。ですから、私はここで大臣に提起したい点は、そういうことで努力しているかしてないかということとはまた別な問題として、いまいじくも大臣がお話しになりました、アメリカで事故があれば、さて日本の安全はということとそれを問われるような状況だというそういう現在の原子力の運転状況です。とすれば、こういう安全性の確認されてない原子力発電所なるものはやっぱり当面供給目標から外すべきじゃないか、この点について私は特に主張したいわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(佐々木義武君) 日本はそれほど用心をしておりますので、故障的なため方はしていませんけれども、第三者に対する被害あるいは人畜、財産に対する損害といったような事故は一回もございませぬ。軽水炉というのは大体ないのです。スリーマイルアイランドの問題でも別にけがした人もなし、あれによつてどうというふうな問題はないのですから。ですから、ただ、安全じゃないと安全じゃないと言ふだけでは、これはまた安全でないものでありまして、やっぱりみずから安全に対して自信を持つほど原子工学的に勉強もし、あるいは自分で炉をつくり上げていく、自信を持ってやうていくという体制、あるいは運転に対してもしっかりと入念な人的あるいは物的な監査といたつたような問題、あるいはさつき申しましたように審査等のオーソライズ、この人らがよろしいというものであればまず安全と見てよろしいのじゃないかというふうな行き方というふうなことをやっぱり考えていくべきだと思ひます。

○下田京子君 スリーマイルアイランドで全然問題がなかった、人が死んでいなかったから問題じゃないのだというふうな考え方はやっぱり問題です。それからもう一つは、私は、つまり原子力のいまのいろんな研究そのものを全部やめちやえなんてことを、そんなむちゃなことを言っているのではないのでして、供給目標の中に法的な根拠も持たせて、何年までにはどういふふうなところでいふことで、単なる努力目標だけじゃなくきちっとその裏づけをつけた、そういうところからは外して、そしてもっと真剣にこの原子力のあり方という問題について、根本的な技術開発も含めて自主的、民主的な立場でこれから進めるべきじゃないか、こういうことを私は申し上げているわけなんです。

○国務大臣(佐々木義武君) 私は、二十数年、初代からこの問題に取り組んでおるわけではございませぬけれども、別にスリーマイルアイランドの問題はお話しのような意味で言つたのじゃございませぬ。それはそれで教訓として受けとめまして、日本の安全委員会では真剣に、けさの新聞にも載つていましたけれども、それから得ました教訓をいかにかわが国にアダプトするかということと真剣に考えていることは事実でございませぬ。ただ、ああいう事故が起きなければいかぬ、お話しのように、別に人畜に害がなかったじゃありませんかと

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 石油代替 エネルギ―の供給目標等(第三条・第十条)
第三章 新エネルギー総合開発機構

第一節 総則(第十一條―第十九條)

第二節 運営委員会(第二十條―第二十七條)
第三節 役員及び職員(第二十八條―第三十八條)

第四節 業務(第三十九條―第四十一條)

第五節 財務及び会計(第四十二條―第五十二條)

第六節 監督(第五十三條―第五十四條)
第七節 雑則(第五十五條―第五十七條)

第四章 罰則(第五十八條―第六十條)

第一章 総則

(目的)
第一條 この法律は、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることにより、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「石油代替エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 石油(原油及び揮発油、重油その他の通商産業省令で定める石油製品をいう。以下同じ。)に代えて燃焼の用に供される物
- 二 石油を熱源とする熱に代えて使用される熱(前号に掲げる物の燃焼によるもの及び電気を交換して得られるものを除く。)
- 三 石油を熱源とする熱を交換して得られる動力(以下「石油に係る動力」という。)に代えて使用される動力(熱又は電気を交換して得られるものを除く。)
- 四 石油に係る動力を交換して得られる電気に代えて使用される電気(動力を交換して得られるものを除く。)

第二章 石油代替エネルギーの供給目標等(石油代替エネルギーの供給目標)

第三條 通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、石油代替エネルギーの供給目標(以下「供給目標」という。)を定め、これを公表しなければならない。

供給目標(以下「供給目標」という。)を定め、これを公表しなければならない。

- 2 供給目標は、開発及び導入を行うべき石油代替エネルギーの種類及びその種類ごとの供給数量の目標その他石油代替エネルギーの供給に関する事項について、エネルギーの需要及び石油の供給の長期見通し、石油代替エネルギーの開発の状況その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。
- 3 通商産業大臣は、供給目標のうち原子力に係る部分については、内閣総理大臣の推進する原子力の開発及び利用に関する基本的な政策について十分な配慮を払わなければならない。
- 4 通商産業大臣は、供給目標を定めるときは、閣議の決定を経なければならない。
- 5 通商産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、供給目標を改定するものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による供給目標の改定に準用する。

(エネルギー使用者の努力)

第四條 エネルギーを使用する者は、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準その他の事情に応じた石油代替エネルギーの導入に努めなければならない。

(事業者の導入の指針)
第五條 通商産業大臣は、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準その他の事情からみて石油代替エネルギーを使用することが適切であると認められる工場又は事業場(以下単に「工場」という。)における石油代替エネルギーの導入を促進するため、これらの事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ、導入すべき石油代替エネルギーの種類及び導入の方法に関し、工場においてエネルギーを使用する事業を行う者に対する石油代替エネルギーの導入の指針(以下「導入指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 通商産業大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、導入指針を改定するものとする。

要があるときは、導入指針を改定するものとする。

(指導及び助言)

第六條 通商産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣は、石油代替エネルギーの導入を促進するため必要があると認めるときは、工場においてエネルギーを使用する事業を行う者に対し、導入指針に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

(財政上の措置等)

第七條 政府は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国有施設の使用)

第八條 政府は、政令で定めるところにより、石油代替エネルギーの開発及び導入に係る技術に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合において、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するため必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(科学技術の振興)

第九條 政府は、前条に規定するもののほか、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第十條 政府は、教育活動、広報活動等を通じて、石油代替エネルギーの開発及び導入に関し、国民の理解を深めるとともに、国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第三章 新エネルギー総合開発機構

第一節 総則

(目的)
第十一條 新エネルギー総合開発機構は、石油代替エネルギーに関する技術でその企業化の促進を図ることが特に必要なものの開発、地熱資源

及び海外における石炭資源の開発に対する助成その他石油代替エネルギーの開発等の促進のために必要な業務を総合的に行うことを目的とする。

(法人格)

第十二條 新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)は、法人とする。

(事務所)

第十三條 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

2 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第十四條 機構の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 四十七億円
- 二 附則第七條第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額
- 三 機構の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、機構の設立に際し、前項第一号の四十七億円を出資するものとする。

3 機構は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するとき、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

5 政府は、機構に出資するときは、建物その他の土地の定着物又は物品(以下「建物等」という。)を出資の目的とすることができる。

6 前項の規定により出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(出資証券)

第十五條 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第十六条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第十七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十八条 機構でない者は、新エネルギー総合開発機構という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 運営委員会

(設置)

第二十條 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(権限)

第二十一條 機構の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 委員会は、機構の業務の運営につき、理事長に意見を述べることができる。

(組織)

第二十二條 委員会は、委員七人及び機構の理事長をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

委員会は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命及び任期)

第二十三條 委員は、石油代替エネルギーに關しすぐれた識見を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることが出来る。

(委員の欠格条項)

第二十四條 政府職員(非常勤の者を除く。)又は機構の役員若しくは職員は、委員となることができない。

(委員の解任)

第二十五條 通商産業大臣は、委員が前条の規定により委員となることができない者に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣は、委員が次の各号の一に該当するときは、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第二十六條 委員会は、委員長又は第二十二條第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうち三人以上が出席しなければならない。会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 委員会は、機構の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第二十七條 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 役員及び職員

(役員)

第二十八條 機構に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第二十九條 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、機構を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第三十條 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第三十一條 役員の任期は、三年とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員に欠格条項)

第三十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員に解任)

第三十三條 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたとき、その役員を解任しなければならない。

2 通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第二十五條第二項各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 理事長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員に兼職禁止)

第三十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十五條 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人の選任)

第三十六條 理事長は、理事又は機構の職員のうちから、機構の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員に任命)

第三十七條 機構の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員に公務員たる性質)

第三十八條 第二十七條の規定は、機構の役員及び職員に準用する。

第四節 業務

(業務の範囲)

第三十九條 機構は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる技術(原子力に係るものを除く)であつて、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ 地熱資源である熱水若しくは太陽電池を利用する発電技術その他の第二條第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギー

を発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電氣を利用するための技術

ロ 石炭を液化して燃料を製造する技術、太陽熱を熱源とする産業用熱供給技術その他の石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

二 地熱資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

三 地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造（熱源の状況を含む。）等の調査を行うこと。

四 海外における石炭の探鉱に必要な資金の貸付けを行うこと。

五 海外における石炭資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

六 海外における石炭の探鉱又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

七 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、第十一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

二 機構は、前項第九号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務の委託）

第四十条 機構は、通商産業大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

二 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる業務の一部を委託することができる。

三 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、

前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

四 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員及び職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）

第四十一条 機構は、第三十九条第一項に規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第五節 財務及び会計

（事業年度）

第四十二条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第四十三条 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第四十四条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

二 機構は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

（書類の送付）

第四十五条 機構は、第四十三条又は前条第一項の認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、機構に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

（利益及び損失の処理）
第四十六条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

二 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び新エネルギー総合開発債券）
第四十七条 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は第三十九条第一項に規定する業務に必要な費用に充てるため、新エネルギー総合開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

二 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

三 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

四 第一項の規定による債券の償還者は、機構の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

五 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

六 機構は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

七 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

八 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第四十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）又は債券に係る債務について保証することができ。

（償還計画）

第四十九条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第五十条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣が指定する有価証券の取得

二 銀行その他通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）
第五十一条 機構は、委員会の委員並びに機構の役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）
第五十二条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督

(監督)

第五十三條 機構は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)

第五十四條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは受託金融機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構若しくは受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 雑則

(解散)

第五十五條 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十六條 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第三項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第一項、第四十三条条、第四十七條第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第四十九條の認可をしようにとするとき。

二 第四十一条第二項又は第五十二条の通商産業省令を定めようとするとき。

三

第四十四条第一項又は第五十一条の承認をしようとするとき。

四 第五十条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第四章 罰則

第五十八條 第五十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構又は受託金融機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第五十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第五十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十条 第十八条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(日本開発銀行に対する政府の貸付け)

第二条 政府は、当分の間、石油代替エネルギー(石炭及び天然ガスに限る。)の導入の促進に寄与すると認められる設備(これらの石油代替エネルギーの使用若しくは供給又は流通の合理化に必要なものに限る。)の取得、改良又は補修(補修にあつては、当該設備に価値の増加をもたらすものに限る。)に必要な資金に係る日本開発銀行による貸付けの業務に要する資金の財源の一部に充てるため、日本開発銀行に対し、予算で定めるところにより、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ

金(機構の設立)

第三条 通商産業大臣は、機構の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、機構の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、政府以外の者に対し、機構に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、通商産業大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第三条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

成立する。

(石炭鉱業合理化事業団の解散等)

第七條 石炭鉱業合理化事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2 石炭鉱業合理化事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度は、石炭鉱業合理化事業団の解散の日(前日)に終わるものとする。

3 石炭鉱業合理化事業団の昭和五十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により機構が石炭鉱業合理化事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における石炭鉱業合理化事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に出資されたものとする。

5 第一項の規定により石炭鉱業合理化事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

6 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

8 機構が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で石炭鉱業合理化事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第八条 前条第一項の規定により機構が権利及び義務を承継した場合において、当該権利及び義務に資金運用部資金の貸付けに係るものが含まれているときは、機構が当該貸付けに係る契約に従いその償還を終えるまでの間は、当該貸付

けに關する資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七條第一項の規定の適用については、機構は、同項第八号の法人とみなす。

（職員に關する経過措置）

第九條 石炭鉱業合理化事業団の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年四月以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）以下「昭和五十四年改正法」という。附則第十一條第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き機構の職員となつたもの（以下「機構関係復帰希望職員」という。）に係る同条第二項の規定の適用については、機構及び機構関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四條の二第一項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 機構関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一條第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

（名称の使用制限等に関する経過措置）

第十條 この法律の施行の際現に新エネルギー総合開発機構という名称を使用している者については、第十八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一條 機構の最初の事業年度は、第四十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十二條 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十三條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第十三條 昭和五十一年四月一日に設立された財団法人日本地熱資源開発促進センター（以下「センター」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時に於いて現にセンターが有する権利及び義務のうち、昭和五十五年二月一日現在におけるセンターの寄附行為第四條第七号に掲げる事業（以下「引継事業」という。）の遂行に伴いセンターに属するに至つたものを機構において承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、引継事業の遂行に伴いセンターに属するに至つた権利及び義務は、機構の成立の時に於いて機構に承継されるものとする。

第十四條 機構は、第三十九條第一項に規定する業務のほか、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十六号）附則第二條に規定する措置が講じられるまでの間、同法第二十五條第一項に規定する業務（以下「石炭鉱業合理化業務」という。）を行うことができる。

（石炭鉱業合理化業務の実施に伴う委員会等に関する特例）

第十五條 前條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、第二十一條第一項中「決算」とあるのは、「決算並びに石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十六号）以下「合理化法」という。）第二十七條第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画」とする。

2 機構が石炭鉱業合理化業務を行う間、委員会に、石炭鉱業管理委員会（以下「部会」という。）を置く。

3 機構の石炭鉱業合理化業務に係る予算及び事業計画並びに決算並びに石炭鉱業合理化臨時措置法第二十七條第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画は、部会の議決を経なければならない。

4 部会は、石炭鉱業管理委員（以下「管理委員」という。）四人及び機構の役員のうちから理事長が指名する者一人をもつて組織する。

5 管理委員は、石炭鉱業に關しうぐれた意見を有する者のうちから、通商産業大臣が任命する。この場合において、管理委員のうち少なくとも一人は、委員会の委員のうちから任命するものとする。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて委員会の決議とすることができ

7 第二十三條第二項及び第三項、第二十四條、第二十五條並びに第二十七條の規定は、管理委員について準用する。

8 委員会の委員若しくは管理委員又はこれらの職にあつた者は、石炭鉱業合理化業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

9 第二項から第七項までに定めるものは、部会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第十六條 附則第十四條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、当該業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 附則第十四條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、当該業務に關する文書で、機構が作成したものについては、印紙税を課さない。

3 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第四條第六項の規定は、機構とその他の者（同項に規定する国等を除く。）とが共同して作成した文書で前項に規定するものについて準用する。

4 附則第十四條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、当該業務のための登記又は登録については、政令で定めるところにより、登録免許税を課さない。

5 附則第十四條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合には、第五十一條中「委員」とあるのは「委員及び石炭鉱業管理委員」と、第

五十二條中「これに基づく政令」とあるのは「合理化法並びにこれらに基づく命令」と、第五十三條第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、第五十四條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、「若しくは受託金融機関に對し」とあるのは「受託金融機関若しくは合理化法第三十六條の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行に對し」と、「若しくは受託金融機関」とあるのは「受託金融機関若しくは同項の規定により業務の委託を受けた銀行の」と、「ただし、受託金融機関又は同項の規定により業務の委託を受けた銀行」と、第五十八條中「受託金融機関」とあるのは「受託金融機関若しくは合理化法第三十六條の十九第一項の規定により業務の委託を受けた銀行」と、第五十九條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は合理化法」と、同条第三号中「第三十九條第一項」とあるのは「第三十九條第一項及び合理化法第二十五條第一項」とする。

6 前條第八項の規定は、附則第十四條の規定により機構が石炭鉱業合理化業務を行う場合における機構の役員及び職員について準用する。

（罰則）

第十七條 附則第十五條第八項（前條第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、石炭鉱業合理化業務に係る職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

第十八條 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のように改正する。

第三章 石炭鉱業合理化事業団
第一節 總則（第七條、第十三條）
第二節 役員及び職員（第十四條、第十五條）
第三節 業務（第二十五條、第四條）
第四節 監督（第五十二條、第五節）
第五節 附則（第五十三條の二）

条の二(第十三条の十)を「第三章 新エネルギー(第十四条)」に改める。

ルギー総合開発機構の石炭鉱業の合理化等の業務(第七條―第五十三條)に、「第八十九條」を「第八十八條」に改める。

第三章第二項第三号中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 新エネルギー総合開発機構の石炭鉱業の合理化等の業務

第三章第一節から第二節までを次のように改める。

第七條から第二十四條まで 削除

第三章第三節の節名を削り、第二十五條の見出しを「石炭鉱業の合理化等の業務」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という)は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第三号。以下「石油代替エネルギー法」という)第三十九條第一項に規定する業務のほか、石炭鉱業の合理化及び安定を図るため、次の業務を行う。

第二十五條第一項第十号の三を削り、同項第十四号及び第十五号を次のように改める。

第二十五條第二項中「事業団」を「機構」に改める。

第二十六條第一項中「事業団は、業務開始」を「機構は、前条第一項に規定する業務の開始」に改め、同条第二項第十号中「から第十号の三まで」を「及び第十号の二」に改め、同項中第十四号及び第十五号を削り、第十六号を第十四

号とし、第十七号を第十五号とする。

第二十六條の二を削る。

第二十七條の見出しを「(交付計画等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「事業団」を「機構」に、「前項」を「石油代替エネルギー法第四十三條」に改め、「及び同項第十号の三に規定する債務」を削り、「同項第十一号に規定する資金、同項第十一号の二」を「並びに同項第十一号及び第十一号の二」に改め、「及び海外炭探鉱資金」及び「並びに海外炭開発調査補助金の交付計画」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の事業計画並びに」を削り、同項を同条第二項とする。

第二十八條から第三十條までを次のように改める。

第二十八條から第三十條まで 削除

第三十一條及び第三十二條中「事業団」を「機構」に改める。

第三十三條中「事業団」を「機構」に改め、「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加え、「こえる」を「超える」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第三十四條、第三十五條、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項及び第三項、第三十五條の四、第三十五條の六第一項、第三十五條の七第一項、第三十五條の八第一項及び第三項、第三十五條の十第一項ただし書、第三十五條の十一第一項並びに第三十六條第一項中「事業団」を「機構」に改める。

第三十六條の二中「事業団は」を「機構は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十六條の六から第三十六條の九までの規定、第三十六條の十一及び第三十六條の十二第二項中「事業団」を「機構」に改める。

第三十六條の十三第一項及び第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第四項を削る。

第三十六條の十四を次のように改める。

第三十六條の十四 削除

第三十六條の十六第一項中「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改める。

第三十六條の十七中「事業団」を「機構」に、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改める。

第三十六條の十八中「第二項又は第四項」を「又は第二項」に、「事業団」を「機構」に改める。

第三十六條の十九第一項中「事業団」を「機構」に、「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、同条第三項中「事業団」を「機構」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により委託を受けた求償権の行使の業務に従事する銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三十六條の二十中「事業団」を「機構」に、「第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

第三十六條の二十五及び第三十六條の二十六を次のように改める。

第三十六條の二十五及び第三十六條の二十六 削除

第三十六條の二十七中「事業団」を「機構」に改める。

第三十七條の見出し中「借入金及び」を削り、同条第一項中「事業団」を「機構」に改め、「短期借入金とし、又は」を削り、「あてて」を「充てて」に改め、「長期借入金とし若しくは」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に、「事業団」を「機構」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「事業団」を「機構」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項

中「第一項及び第四項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十七條の二中「事業団」を「機構」に改め、「長期借入金及び」を削り、「たてて」を「立てて」に改める。

第三十七條の三を削る。

第三十八條、第三十九條第一項及び第二項、第四十條並びに第四十條の二中「事業団」を「機構」に改める。

第四十條の三及び第四十條の四を削る。

第四十一條第一項及び第四十二條中「事業団」を「機構」に改める。

第三章第四節から第六節までを次のように改める。

第四十三條から第五十二條まで 削除

(大蔵大臣との協議)

第五十三條 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六條第一項、第二十七條第一項、第三十七條第一項又は第三十七條の二の認可をしようとするとき。

二 第二十五條第一項第九号の三、第二十七條第二項、第三十五條第四号、第三十五條の三第一項、第三十五條の六第一項第四号若しくは第二項第三号、第三十五條の八第一項、第三十五條の十一第一項、第三十六條の二の二、第三十六條の二の三、第三十六條の三第一項から第四項まで、第三十六條の八第五号、第三十六條の十二第一項、第三十六條の十三第一項若しくは第二項、第三十六條の二十一第一項、第三十六條の二十二第一項、第三十六條の二十三第一項又は第三十六條の二十四第一項の通商産業省令を定めようとするとき。

第六十七條の三、第六十七條の四及び第六十八條第三項中「事業団」を「機構」に改める。

れを提示しなければならない。
第八十条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十五条を削り、第八十五条の二を第八十五条とする。

第八十七条を次のように改める。

第八十七条 第四十一条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十八条中「又は前三条」を「から前条まで」に改める。

第八十九条を削る。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 前条の規定による改正前の石炭鉱業合理化臨時措置法(以下「旧合理化法」という。)の規定により石炭鉱業合理化事業団(以下この条において「事業団」という。)に対してした処分、手続その他の行為又は事業団がした手続その他の行為は、前条の規定による改正後の石炭鉱業合理化臨時措置法(以下「新合理化法」という。)の相当規定により機構に対してした処分、手続その他の行為又は機構がした手続その他の行為とみなす。

2 新合理化法第二十七条第一項の交付計画、貸付計画、貸付譲渡計画及び保証計画であつて機構が最初に作成するものについては、同項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

3 前条の規定の施行前に事業団が旧合理化法第三十六条の十三第四項の規定により行つた債務の保証であつて、機構が附則第七第一項の規定により当該保証に係る権利及び義務を承継したものであるものについては、旧合理化法第三十六条の十五から第三十六条の二十までの規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、これらの規定中「事業団」とあるのは、

「機構」とする。

4 前条の規定の施行前に事業団が旧合理化法第三十六条の二十五第一項の規定により行つた海外炭探鉱資金の貸付であつて、機構が附則第七第一項の規定により当該貸付けに係る権利及び義務を承継したものであるものについては、旧合理化法第三十六条の二十五第二項において準用する旧合理化法第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、これらの規定中「事業団」とあるのは、「機構」とする。

5 前条の規定の施行前にした旧合理化法第三十六条の十一の規定の適用については、なお従前の例による。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第二十条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第七條中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。

(産炭地域振興臨時措置法の一部改正)

第二十一条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十一年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。

(地域振興整備公団法の一部改正)

第二十二條 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。

(地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の地域振興整備公団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正)

第二十四条 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條の二ただし書中「行なわれてを」を「行なわれて」に改め、同条第二号中「石炭鉱業合理化事業団(以下「合理化事業団」という。)」を「新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第三号中「合理化事業団」を「機構」に改め、同条第四号中「合理化事業団」を「機構」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第十一條の三第二項及び第三十一條第一項中「合理化事業団」を「機構」に改める。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の石炭鉱害賠償等臨時措置法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)

第二十六条 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「前項各号又は次の各号」を「前項第一号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに、同項各号」を「同項第二号に該当せず、かつ、同項第一号中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改め、同項第二号を次のように改める。

十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條の二ただし書中「行なわれてを」を「行なわれて」に改め、同条第二号中「石炭鉱業合理化事業団(以下「合理化事業団」という。)」を「新エネルギー総合開発機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第三号中「合理化事業団」を「機構」に改め、同条第四号中「合理化事業団」を「機構」に改め、「行なう」を「行う」に改める。

第十一條の三第二項及び第三十一條第一項中「合理化事業団」を「機構」に改める。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の石炭鉱害賠償等臨時措置法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)

第二十六条 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「前項各号又は次の各号」を「前項第一号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに、同項各号」を「同項第二号に該当せず、かつ、同項第一号中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 新エネルギー総合開発機構から借り入れた資金の借入残高があり、かつ、その借入残高又はその借入残高と日本開発銀行から借り入れた石炭鉱業に関する資金の借入残高との合計額が五億円以上において政令で定める額を超えていること。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 昭和五十六年一月一日を基準日とする前条の規定による改正後の石炭鉱業経理規制臨時措置法第二條第二項の規定による指定又は指定の取消しについては、同項第一号中「新エ

ネルギー総合開発機構」とあるのは、「新エネルギー総合開発機構又は石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第 号)附則第七第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団」とする。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正)

第二十八条 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第一号中「石炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構の石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項に規定する」に改める。

(石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 前条の規定の施行の際石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定に所屬する権利義務で石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法第一條第二項第一号及び第五号に規定する措置のうち海外における石炭の探鉱及び海外における石炭資源の開発の促進のための措置に係るものは、政令で定めるところにより、同特別会計の石油及び石油代替エネルギー勘定に帰属するものとす

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第三十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「若しくは国際協力事業団」を「国際協力事業団若しくは新エネルギー総合開発機構」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中私立学校教職員共済組合の項の次に次のように加え、石炭鉱業合理化事業団の項を削る。

新エネルギー総合開発機構

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第...号）

（法人税法の一部改正）

第三十二条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号の表 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第...号）の表 私立学校教職員共済組合の項の次に次のように加える。

新エネルギー総合開発機構

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第...号）

（印紙税法の一部改正）

第三十三条 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第二 二 炭鉱業合理化事業団の項を削る。
（登録免許税法の一部改正）

第三十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二 二 炭鉱業合理化事業団の項を削る。
（地方税法の一部改正）

第三十五条 地方税法（昭和五十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四 第一項第二号中「炭鉱業合理化事業団」を削る。

第七十二条の五 第一項第七号中「及び宇宙開発事業団」を「宇宙開発事業団及び新エネルギー総合開発機構」に改める。

第七十三条の四 第一項第十三号の次に次の号を加える。

十三の二 新エネルギー総合開発機構が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第...号）第三十九条第一項第一号又は第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

第七十九条中「炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構」に改める。

第三百四十八条第二項第二号の二中「炭鉱業合理化事業団」を「新エネルギー総合開発機構（旧炭鉱業合理化事業団を含む）」に改め、

（旧炭鉱業合理化事業団を含む）」に改め、

（旧炭鉱業合理化事業団を含む）」に改め、

（旧炭鉱業合理化事業団を含む）」に改め、

第二十四部 エネルギー対策特別委員会会議録第五号 昭和五十五年五月七日 【参議院】

「買収して」の下に「新エネルギー総合開発機構が」を加える。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

27 新エネルギー総合開発機構が所有し、かつ、直接石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第三十九条第一項第一号又は第三号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課せられたこととなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

（行政官庁設置法の一部改正）

第三十六条 行政官庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「石油公団」の下に、新エネルギー総合開発機構を加え、「炭鉱業合理化事業団」を削る。

（通商産業省設置法の一部改正）

第三十七条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の六 第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第...号）の施行に関する事。

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
（予備審査のための付託は四月二十三日）

一、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案

（衆議院修正に係る条文のみを掲載）

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案

（石油代替エネルギーの供給目標）

第三条 通商産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、石油代替エネルギーの供給目標（以下「供給目標」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 供給目標は、開発及び導入を行うべき石油代替エネルギーの種類及びその種類ごとの供給数量の目標その他石油代替エネルギーの供給に関する事項について、エネルギーの需要及び石油の供給の長期見通し、石油代替エネルギーの開発の状況その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

3 通商産業大臣は、供給目標のうち原子力に係る部分については、内閣総理大臣の推進する原子力の開発及び利用に関する基本的な政策に基づいて十分配慮を払わなければならない。

4 通商産業大臣は、供給目標を定めるときは、閣議の決定を経なければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の事情の変動のため必要があるときは、供給目標を改定するものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による供給目標の改定に準用する。

（財政上の措置等）

第七条 政府は、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、国内に存する石油代替エネルギー源の地域的特性に応じた開発及び導入の促進について十分配慮しなければならない。

（業務の範囲）

第三十九条 機構は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。）であつて、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。

イ 地熱資源である熱水若しくは太陽電池を利用する発電技術その他の第二号第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電氣を利用するための技術

ロ 石炭を液化して燃料を製造する技術、太陽熱を熱源とする産業用熱供給技術その他の石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術（イに掲げるものを除く。）

二 地熱資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

三 地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造（熱源の状況を含む。）等の調査を行うこと。

四 海外における石炭の探査に必要な資金の貸付けを行うこと。

五 海外における石炭資源の開発に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。

六 海外における石炭の探査又は海外における石炭資源の開発に必要な調査に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。

七 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査を行うこと。

八 石油代替エネルギーに関する情報の収集及び提供を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十 前各号に掲げるもののほか、第十一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 機構は、前項第九号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第三号中正誤

ページ 段行

誤

正

七 三 終わりから 講義

講義

八 二 〃 起こりました。

起こりました

三 一 〃 アルミニウム

アルミニウム

第四号中正誤

ページ 段行

誤

正

六 三 九 いたし

といたし

二 二 五 ここに

ここ

三 二 六 クイーンズラン

クイーンズラン

四 三 〃 終わりから 思う

思い

八 一 二 手当て

手だて

九 一 〃 終わりから 歩行

走行

九 二 三 非観的

悲観的

九 二 九 もやはり

やはり

九 四 四 運動

運動

二〇 四 四 各国とも

各国と